

平成26年第1回平群町議会

定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成26年3月13日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	3月13日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎 3 番 奥 田 幸 男 5 番 植 田 い ず み 7 番 高 幣 幸 生 9 番 山 田 仁 樹 1 1 番 繁 田 智 子	2 番 戎 井 政 弘 4 番 森 田 勝 6 番 山 口 昌 亮 8 番 窪 和 子 1 0 番 下 中 一 郎 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 会 計 管 理 者 理 事（政策推進課長） 理 事（総務防災課長） 理 事（都市建設課長） 理 事（教育委員会総務課長） 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 観 光 産 業 課 長 上 下 水 道 課 長 総 務 防 災 課 参 事 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事 政 策 推 進 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 住 民 生 活 課 主 幹 健 康 保 険 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 福 祉 課 主 幹 都 市 建 設 課 主 幹	岩 崎 万 勉 山 中 淳 史 森 井 惠 治 瓜 生 浩 章 大 浦 孝 夫 今 村 雅 勇 植 田 充 彦 西 本 勉 経 堂 裕 士 城 光 良 上 田 武 司 塚 本 敏 孝 寺 口 嘉 彦 島 野 千 洋 橋 本 雅 至 松 村 嘉 容 浦 井 久 嘉 北 樋 口 政 弘 中 村 九 啓 山 口 繁 雄 今 田 良 弘 堀 川 能 典 山 崎 孔 史

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>都市建設課主幹 観光産業課主幹 教育委員会総務課主幹 教育委員会総務課主幹</p>	<p>竹 吉 一 人 寺 口 浩 代 乾 充 喜 北 川 貴 史</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議 会 事 務 局 長 主 幹 主 任</p>	<p>西 脇 洋 貴 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成26年第1回(3月)  
平群町議会定例会議事日程(第3号)

平成26年3月13日(木)  
午前9時開議

日程第1 一般質問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
1	4 番	森田 勝	1 BUYへぐり運動の推進を 2 安全な道路等に改修を 3 無灯火で歩行を止める運動を
2	1 2 番	馬本 隆夫	1 デマンドタクシー導入を 2 竜田川駅にスロープの設置を 3 平群駅前線東側区域の拡幅を 4 高齢者の体育施設利用料金無料化を
3	7 番	高幣 幸生	1 観光基本計画と平群の観光活動について 2 全国難読へぐりサミットについて 3 スポーツセンターの太陽光発電施設等について
4	3 番	奥田 幸男	1 町営住宅の現状について 2 健康長寿奈良県No.1を目指すために
5	8 番	窪 和子	1 認知症対策の推進強化を 2 高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種助成の早期導入を 3 がん検診受診率向上のための無料クーポン券の配布継続とコール・リコールのさらなる推進を 4 「ヘルプカード」の普及促進を 5 新園「子ども園」で、病児・病後児保育の実施を
6	9 番	山田 仁樹	1 住民票・印鑑証明等の休日他時間外交付について 2 西小学校跡地の利活用について

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第1回定例会を再開いたします。これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおり一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は10名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4 番

皆さんおはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告どおり質問します。

町長初め職員各位には、質問に真摯に向かい合ってくださいを最初にお願しいたしまして、質問に入ります。

1点目は、BUYめぐり運動の推進についてであります。

町の基幹産業は農業であります。その平群の農業、小菊、バラ、ブドウ、イチゴなどは市場で高く評価されています。しかし、環太平洋経済パートナーシップ協定（TPP）が締結されますと、町の基幹産業であります農業を直撃するわけであります。当然のことながら、町財政に影響が出るのが十分考えられます。そうすると、当然平群町の町内の雰囲気も悪くなります。そこで、地産地消の意味合いも含め、平群の農産物を買う、町内で買い物をする、食事をするなど、町内の消費を促す愛町運動で町内を盛り上げ、活性化を図ることができるBUYめぐり運動を全町挙げて取り組むべきだと考えますが、いかがですか。

この運動は、我が町をよくしたい、よくするんだとの思いで、自治体や地元商工会議所などが中心となって、企業と住民などを巻き込んだBUY我が町運動を行っており、一定の成果を上げてしていると聞いております。それと同様の趣旨で、奈良県では10月に、3億8,600万のお金を使ってプレミアム商品券を発行する事業を行うと、先月25日、荒井知事からお話をお聞きしました。

知事のお話によりますと、商品券は1万円で、1枚につき県が1,000円、

参加事業者が500円負担し、この商品券で参加事業者の店舗で1万1,500円の買い物ができるようになっております。また、今回は地元商業の活性化のため、市町村や商工会議所がプレミアム商品券を発行する際に補助する事業が盛り込まれてるようであります。平群町も町内の事業者の支援、町の活性化のために取り組まれてはいかがでしょうか。

2点目は、安全な道路などに改修をについてであります。

平群町の道路補修はオーバーレイで行われているかどうかわかりませんが、道路面と路肩で段差ができるところがあり、ひどいところでは段差が20センチ以上もあるところを見かけます。この段差があるため、実際、車や人が通れる道路幅員が狭くなっており、歩行者が車を避けて歩かなければいけないなど危険であり、また逆に運転者は、歩行者を避けて運転しなければなりません。人身事故につながる可能性もあり、危険でありますということは、歩行者にも運転者にも危険な町道になっているのではないのでしょうか。構造上の問題かどうかわかりませんが、多くの町道で歩道がついてないのも事実です。

道路の段差が原因かどうかわかりませんが、ことしの1月29日、9時過ぎ、町道川原路線の側溝に転落して三郷町の方がお亡くなりになりました。今回の事故があった箇所も路肩で段差があり、実際、歩ける道路が狭くなっており、街灯も少なく暗く、転落防止柵もありませんでした。司法解剖によりますと、コンクリートの側溝に胸を強打して、急性心不全によりお亡くなりになったとお聞きしました。原因のいかに問わず、町道の側溝で転落してお亡くなりになったことは、町は重く受けとめなければなりません。

そこで、今回の事故を教訓に、町は歩道、側溝、溝ぶた、防犯灯を含む町道の危険性を総点検すべきではないのでしょうか。

また、これまで、町道の欠陥といいますか、起因して発生しました事故は、ここ数年の件数、事故内容、補償の実態、職員の初動体制はどのようになっているのかお尋ねします。

いままでも町道川原路線で転落事故があったと聞いております。予算の関係かどうかわかりませんが、路肩の段差が解消していれば、また転落防止柵が設置されていれば、このような痛ましい事故が防げたのではないかと思いを強くいたしました。過去の事故の教訓が生かされてないことはまことに残念であります。

3点目は、無灯火で歩行をやめる運動の推進についてであります。

町内のいたるところで、住民の方が健康増進の散歩や犬のお散歩をする姿をよく見かけます。そのスタイルはまちまちで、犬の散歩も兼ねている方もいれば、友達同士、御夫婦やお1人で散歩しております。また、早朝、昼間、夕方、

夜だったり、時間帯もまちまちであります。ただ、早朝の暗いうち、夕闇、夜間の散歩や通勤される方の多くは、街路灯や防犯灯がない暗いところでも無灯火、反射板なしで散歩、通勤通学されているのを見かけます。運転者は、歩行者の発見が難しい状況になり、歩行者からも運転者からも事故に遭わないか、事故を起こさないか危惧されます。

私自身も、朝の早い、暗いうちに出かけたときや、夜、車で出かけたとき、無灯火や反射板なしの歩行者に遭遇しますと、はっとすることが何度かありました。

そこで、歩行者を守るため、灯光の実施や反射板を装着して歩く、無灯火で歩行をやめる、歩行をしない運動を行うべきではないでしょうか。その結果、夜間、運転手が歩行者の発見、確認ができるので、安全で安心して散歩や通勤通学ができるのではないのでしょうか。また、見方を変えると、運転される方も、人身事故を起こさないことにつながるのではないのでしょうか。歩行者も運転手も万々歳ではないのでしょうか。

そして、皆さんも御存じだと思いますが、自転車の夜間無灯火で乗ることは、法律上禁止されていますが、まだまだ夜、無灯火の自転車を見かけることがございます。あわせて、夜の自転車に無灯火で乗らない運動も行ってはいかがでしょうか。

以上3点が私の質問です。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、1点目の質問にお答えいたします。

BUYめぐり運動に取り組むべきではないかとの御質問ですが、BUY運動の大きな目的の一つは、地産地消を推進していくことにより、地元におけるお金と物の循環をよくすることで、景気の動向に左右されずに地域の活性化へとつなげるというもので、各地で展開されています。その手法は、プレミアム商品券の発行やポイント還元方式、クーポンつきチケットの配布、地元商品をホームページなどのツールを活用してPR販売するなど、地域によりさまざまです。

平群町の基幹産業は農業であり、本町では現在、平群町の人々が平群の農産物のよさに気づき、関心を持っていただけるよう、農産物や加工品を食べること、買うことを意識するように平群ブランドを町内外に発信して、販路拡大と地域産業の活性化につながるよう、平群ブランドの戦略的展開を推進しており、地産地消の促進による農業の経営基盤強化を目指しております。

議員御提案のプレミアム商品券の発行ですが、町民等の消費を喚起することにより、町内小売業者、サービス業者の活性化が図られ、町内消費拡大につながり、一定の経済効果があると考えられます。ただ、実施に当たりまして、商工会を初め、町内事業者などの協力・連携が不可欠であり、協議・検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

寺口課長、ありがとうございます。順次、再質問させていただきます。

安倍首相の経済政策の一環として、BUYアベノミクスが日本の買いを国内に発信しましたもので、BUYという言葉が一躍有名になりましたが、そのことは別として、私は今回と同様の質問を23年3月議会で取り上げましたところ、当時の経済建設課長だったと思いますが、次年度の業務の中で一定の検討は行ってまいりたいと答弁いただきましたから、あれからちょうど3年がたちます。どのような検討がなされたのでしょうか。経済効果は、先ほど課長からあったようにですね、非常に私は効果があるというふうに理解しております。3年前答弁いただきました検討がいかになっておるのか、まずお尋ねいたします。

それとですね、プレミアム商品券のことは、先ほども地域の活性化、経済効果が大だとふうにお聞きしました。これから商工会ですかね、そういうところと、商工組合ですか、そういうところと検討して、これは前向きに取り組んでいただきたい。これをやることによって、県の補助金もつくというふうに聞いておりますので、ぜひともこの方法を実現するように検討いただくことをお願いしておきます。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

再質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、平成23年3月議会において、BUY運動についての一般質問がありました。その中で、調査研究等してまいりますというような答弁であったかと思えます。その後の経過ということではありますが、一定、そのときの答弁の中で、観光基本計画策定業務、地域産業活性化促進業務等の業務を進めておるということであったかと思えます。平群町といたしましては、そういった業務を踏まえて、観光基本計画を機軸とした平群ブランドの推進によ



る地域産業の活性化という方向を見出したというところでございます。

あと、プレミアム商品券については、県議会のほうで補正のほうで対応されているようではございますけれども、一定、募集要項というのが今月の25日までの要項ということで、今回の県事業については、ちょっと時間的に対応できないのかなと考えておりますが、実施に向けた商工会、事業者等との協議については進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

いまの寺口課長の答弁ではちょっとわかりにくいところがあるんですけども、観光基本計画とですね、BUYめぐり運動とは、余り直接、私は関係ないと思うんですよね。消費を促すためにですね、農業だけじゃないわけですから、私が申し上げてるのは。地域の事業者の方の活性化も図り、どう言うんですかね、全ての方が愛町運動につながるようなですね、観光だけのその狭い分野を私は捉えて申し上げてるわけじゃないわけですので、その辺のことですね、取り組むのか取り組まないのか、その辺を明確に御答弁いただきたいと。

それとですね、プレミアム商品券につきましてはですね、時間もあることですので、また来年度もやるかもわかりませんので、その辺の準備を怠らないように、それはお願いしておきます。

そのことで、少しですね、申し上げたいことはですね、お隣の斑鳩町はですね、先月の22、23日の日にですね、斑鳩市なるもののイベントをやっておりました。そこで金券を発行しておりましたね、500円で600円の買い物ができることになっておりました。ある意味、ミニプレミアム商品券だというふうに私は思っております。そのときにですね、斑鳩市には、友好都市の大阪と兵庫県の太子町も参加しておりました。斑鳩町のほうは、誰が考えても、友好都市のイベントの参加はですね、理解ができるんじゃないかと思うんですけれども、須崎市とはちょっと違うように思うんですけれども、先ほどのBUYめぐり運動の具体的な展開について、再度御答弁いただけませんか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

BUY運動に取り組むのか取り組まないのかというような御質問であったかと思っております。BUY運動については、町内の消費、地元消費ということのみの運動であります。平群町において、町内消費というよりも、町外の消費も含め

た消費の拡大ということで、観光基本計画ということで、観光ということではありますが、全てのを包括する中でへぐりブランドを推進していくということでもあります。だから、一定、平群ブランドの事業推進によってBUY運動は包括されていると考えておるところでございます。

○議長

森田君。

○4番

本当にわかりにくい答弁でがっかりしておりますが、やるのかやらないのかですね、まず私はお尋ねしてるわけですが、その包括するんじゃないかと、運動を展開するのかですね。多くの自治体でもですね、BUY何やら運動と、熊本でもやっております、広島でもやっております。そういうことを取り組むのか取り組まないのかお尋ねしておるわけですが、答えていただきたいと思うんですけども、東日本大震災から11日で3年がたちましてですね、被災地の人口が減少の歯どめがかからないとマスコミ報道があったわけですが、そのときは、働ける場所がないようなことでありましたですね。地域の再生にはですね、地域の雇用と消費だと、多くの学者なり経済評論家が述べておりますし、私もそのとおりだと思います。

その消費のことでございますが、地域で消費されることによってですね、雇用も生まれるわけでございますね。この観点から、本当に運動して取り組むのか。多くの自治体ではですね、BUY我が町運動はですね、非常に成果を上げられてると。町が活気づいて活性化してるというふうに聞いておりますので、その辺のことも再度御答弁いただけませんかでしょうか。

○議長

観光産業課長。

○観光産業課長

BUY運動に取り組むか取り組まないかということの再度のお尋ねだと思います。

ちょっと先ほども答弁しておりますように、平群ブランドを通じた消費の拡大を図る。その中に地元消費も含まれるということで、平群町としては、平群ブランドを柱とした運動として、地元消費については取り組んでおるという姿勢でございます。

○議長

森田君。

○4番

何かちょっと意味がわからないんです。私は全町で運動しなさいということ

を言ってるわけですね。取り組んでるとかじゃなくて、BUYへぐりなるものを打ち上げなさいと、タンブリンしなさいというふうに申し上げてるんですね。いま、課長が言われてるようにですね、農産物、特に言われてるんですけども、そうじゃなくて、それであれば、平群町のどういうんですか、スーパーですね、農産物コーナーがありますのは、Aコープと生協だと思っただけですね、コープだと思っただけですね。それであればですね、万代なりサンデイなりプライスカットで、地域の農産物のコーナーを設置するとかですね、そういう働きもすることが、私はですね、ただいま課長がおっしゃってるようなことであればですね、地元の事業者らがそういうことが思っただけで、全国展開されてるところであればですね、それも簡単にいかないと思っただけですけど、そういう働きもすることが本当の全町運動につながるんじゃないかと。町長なり副町長なり教育長が率先して地域の物を買って、地域で食事をしですね、町は地域の業者を使う、そのことが私は大切だと思っただけですけども、再答弁いただけませんか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

議員御指摘のとおり、農産物に関しましては、町内にある全スーパーに地産地消コーナー等の形で平群産のものを置いているわけではありません。町としても、全スーパーに置いてもらえるぐらいの取り組みをすべきであるということの御指摘かなと思います。

ただ、平群町におきましても、道の駅の直販所等で平群産というものに特化した農産物の販売を行っております。ただ、絶対量の農産物の流通というものがあまして、全てが全てに行き届くかというような問題もありますけれども、そういった多くの方に平群の農産物等については、あらゆる機会において目に触れていただけるというようなことは、当然PRということも含めて考えていく必要があるかと考えます。

○議 長

森田君。

○4 番

ちょっと歯切れが悪いわけですけども、そのBUYへぐり運動をやるとですね、課長も認識は一緒だと思っただけですけども、地域で消費されると、農業の方や事業者が潤うわけですから、町内に活気が満ちあふれるわけですから、やはり活性化を図ることに冠をつけて展開することをお願いしておきます。

私はたびたびですね、ソフトのまちづくりを提案してまいりました。昨年12月議会におきましても、挨拶・声かけ運動を提案させていただきましたわ

けでございますが、町の財政が、いま現在、硬直しております。あれもこれもできるわけじゃありません。補助金が100%がついたとしても、後年の維持管理費は単年度で賄わなければなりません。ハード中心のまちづくりからソフト中心のまちづくりにピボット、軸足を移すべきだと申し上げておきます。

次、お願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、2点目の安全な道路等に改修をとということの御質問に答弁いたします。

1項目めの町道の危険性の総点検の御指摘でございます。

まず、本町では、道路管理に関して、毎月2回の道路パトロールを実施し、路面の状況確認、または補修、側溝等の清掃、附属施設の点検などを行っておりますのでございます。また、地域の住民の方々からの報告や要望等を受けることも多くあり、そのようなときは、できる限り速やかな対応を行ってまいりました。

危険箇所総点検につきましては、既に通行量の多い利用頻度の高い一級・二級路線を重点的に職員で点検を実施をしております。結果としまして、大井手路線の一部の狭隘区間については、地元との合意は得られるということを経験に、対策の必要な区間というのがありますが、それ以外の一級・二級路線の中では、すぐに安全対策を講じる必要のある緊急度の高い危険箇所は把握をしていないというのが状況でございます。

続きまして、2点目の町道の瑕疵による事故の件数につきましては、過去5年間において9件発生をしております。主な内容として、車両が通行する際、道路の側溝ふたの上を走り、ふたがはね上がって車のボディーに損傷を与えたと、そういった事故が5件。その他として、落石が1件、路面や道路附属施設の瑕疵による事故が3件という内容になっております。それぞれのケースに対しまして再発防止の対策を講じ、事故防止に努めておるところでございます。

また、補償でございますが、それぞれの過失割合に応じて示談を行っております。本町が加入しております賠償保険において補償しているということでございます。

職員の初動体制でございますが、事故等の発生や住民からの通報を受けたときは、速やかに職員が現地確認を行いまして、まずは応急処置の対応をするように周知をしております。

今後におきましても、道路管理者として、歩行者や車が安全に利用できる道

路として、維持修繕を含めて適切な管理に努めてまいりたいと考えております。  
以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

植田課長、ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず最初に、川原路線の事故現場で、再発防止のための転落防止柵の設置や、防犯灯を増設いただきました。早急を実現していただきましたことに、まずお礼を申し上げておきます。また、川原路線の整備のために、来年26年度に測量の予算をつけていただいているようでございます。早く川原路線が整備できることを願っておきます。職員の方も、通勤時にあの川原路線を多く使われる方を見かけますので、実情は御存じだと思います。

それではですね、具体的な再質問をさせていただきます。

いま、課長のお話であれば、安全パトロールを行ってですね、一級路線には点検も終えておるといふふうなお話でございますが、それ以外のところもやはり点検すべきじゃないかなと思うんですけども、その辺のことが、やはり人身事故になりましたら困りますので、その辺のことをもう一度お尋ねしておきたいと思います。

それとですね、事故件数が5年で9件でしたかね。これ、学校、小学生の通行の事故が含まれてるんでしょうか。私は、聞くところによりますと、小学生の道路いうんですか、道路上で起こった通学路でですね、9件でしたかね、それ以上にあるんじゃないかと思うんですけども、それは別として、通学時の事故も含まれてるのかお尋ねしておきます。

事故の内容につきましてはですね、議会にもここ二、三年ですね、報告いただいておりますので、掌握されておりますが、補償も保険が入ってですね、瑕疵割合で、どういうんですか、責任の応分の負担をしておるというのを理解するんですけども、事故というんですかね、私も車の底をすることがあるんですけどね、それは瑕疵に当たるんでしょうかね。急勾配でですね、具体的に言いますと、千光寺に上がる道なんかはですね、ときどき底をするんですけども、これは補償の対象、具体的に言って申しわけございませんが、どのようになるかわかればお答えください。

それとですね、初動体制ですね。当然、町道の側溝で転落して人がお亡くなりになったわけですから、当然町長に報告されて、亡くなられたことはお聞きになられておると思うんですが、町長自身が具体的にどのように対応・対処さ

れたのでしょうか。その点だけお答えください。

お願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、安全点検ですね。安全点検につきましては、先ほど述べたとおりでございます。それでも完璧かどうかというところは、まだ全てが全て点検が、要するに、危険箇所もあるんじゃないかというところはあります。それにつきましては、まずは申し上げたとおり、一級・二級路線の、要するに利用頻度の高いところを重点的に行ってきたというところ。それと、通学路の安全対策ということで、これは議会にも報告しておりますけれども、通学路線につきましても、そういったことで安全対策を講じてきているということでございまして、今年度ですね、道路ストック総点検ということで、いろんな点検を行っておりまして、3月末で結果が出てくるということでございます。そういった結果も踏まえまして管理計画を策定するわけでございますけれども、そのときにあわせて危険箇所の改善計画という、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに、このように考えております。

続きましてですけれども、補償の対象がどうなるかという、そういう御質問でありますけれども、これは非常に難しいことでありまして、要するに、その道路に対して瑕疵があるのか、それとも利用者の不注意なのか、その辺につきましては、一定、現地検証、状況も見る中で、ケース・バイ・ケースで判断していくというのが実態でございまして、過失割合が100%のものもあるし、そうじゃない、そういったケースもございます。

ちなみに、通学路の事故につきましては、この9件の中には含まれておりませんという状況でございます。

川原路線の関係でございまして、川原路線は、これも議員が述べていただいたとおり、1月29日の夜9時過ぎに転落事故があったと。私どもが通報を受けたのが翌々日の1月31日金曜日の午後3時ごろに通報を受けたと。初めてそれで把握したということでございます。即座に現地検証を行いました。現地検証を行った結果ですけれども、その転落された区間については、一定狭い区間、約4.4メートルぐらいの区間であろうかというふうに思うんですけれども、そういったところでありましたので、その三面張り水路につきましても、延長も100メートル以上あるということもあったもので、即座に安全対策という、例えばバリケードであるとかセーフティーコーンであるとか、そういっ

たことの措置をすることによって、逆に車道を狭くするということが懸念されたので、即座に安全対策はとらなかったということでございます。

転落された方につきましては、2月3日の日に、三郷町の東信貴ヶ丘の方でございますけれども、そこのおたくに訪問をさせていただいて、遺族の方と面会をさせていただいたということでございます。これは私のほうが訪問させていただきました。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

道路総点検についてはですね、非常にお金もかかることでございますがですね、今回、そういう人身事故が、どういう、本人が悪いのか、町の施設が悪いのか、それは判断はしかねる分があると思うんですけども、その契機にですね、職員が道路パトロールのときでもですね、歩行者の立場に立ってチェックするなりですね、書類を上部に上げていただきたいと思うんですけども、そのようなことですね、24年度補正予算だと思うんですけども、道路長寿命化の調査費が1,680万だったと思うんですけども、それにはそのようなことの点検なりですね、ものは含んでるんでしょうかね。その辺、ちょっとお尋ねします。

事故の件数につきましてはですね、小学校通学時の事故の件数は9件に含まれてない、わかりました。ただし、教育委員会と情報の共有化をお願いしておきます。事故のその内容も含めてですね、件数も含めて掌握に努めていただきたいということでございます。

補償のことでございますがですね、車の底をする。ちょっと機会があれば、またお教えいただきたい。

初動体制のことですけども、町長は聞かれてどのように対応されたんでしょうか、人身事故の報告を受けて。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

再質問の道路ストック総点検の関係でございますけれども、このストック総点検につきましては、一定もう既に調査そのものの現地調査は終わってるということございまして、その中で、路面性状調査、それと路面下の空洞調査、それとトンネルの点検用と、こういった調査を行ったということございまして、そういった調査結果を踏まえて、道路の維持管理計画を策定してまいると、そ

ういう流れになっておるといふことでございます。

○議 長

町長。

○町 長

先ほど課長から、経緯につきましては答弁申し上げました。私は、課長が状況を把握した直後に課長から報告を、たしか受けております。それから、亡くなられたおうちの方に訪問されたという報告も受けております。それで、安全対策について、直ちに防護柵を設置するように、100メートル以上の距離でございますが、防護柵を直ちに設置するということを示唆させていただきまして、現在、完成している状況でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

道路の長寿命化調査ですね、いま、私が総点検の一部に含まれてるような、含まれてないような内容じゃないかなというような感じを受けるわけなんですけれども、それにつきましてはですね、早急にまた議会にも報告いただきたいということをお願ひしておきます。

それといま、町長は事故の報告を聞かれて、私は当然、現場を見に行かれたと思います。当然、町内の道路で人が亡くなったけですから、現場は見られたというふうに思っております。課長が遺族のおたくにおくやみに行かれたということもよくわかりました。非常に残念です。町内でお亡くなりになってですね、町長自身が行動されてない、非常に残念でございます。それは町長に申し上げておきます。

その事故とは別にですね、新聞報道によりますと、昨年12月、年末の26日午後5時ごろですね、若葉台に向かう福貴団地の歩道のある町道で、車道を歩いている方が車にはねられてお亡くなりになられたようであります。なぜ歩道があるのに車道を歩いておられたのか。お亡くなりになっておりますので、事実はどうか定かではございませんが、事故があった近くの人のお話を聞きますと、歩道がでこぼこで歩きにくい。事故があったところはですね、本当に私も見ましてもでこぼこであります。

それからですね、あの前、福貴のちょうど若葉台の町道をよく通るんですけども、気にかけて見ますと、歩道があるのに車道を歩かれております。本当に危険でございますので、道路の改修時には、そんなでこぼこの歩道を改修することも視野に入れて検討していただくことをお願ひしておきます。



次、お願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、3点目の無灯火で歩行をやめる運動の推進についての御質問にお答えいたします。

通行車両の危険から身を守るためには、自分の存在を運転者にいち早く気づかせる反射材の着用が効果的であります。本町では、交通安全の取り組みといたしまして、反射材の着用啓発を行っているところで、交通安全運動期間の催しや町民集会、あるいは竹あかりの集いなどイベントにおきまして、反射材を使用したタスキや腕章、反射シールなどを配布し、あわせて役場窓口でも啓発物品の配布を行い、夜間の歩行時に着用することを呼びかけしているところでございます。

また、自転車の無灯火の走行は、みずからの危険性だけでなく歩行者への危険度も高いことから、西和警察署の指導員による小学校児童並びに住民を対象にいたしました自転車の安全運転教室を実施し、ライトの点灯の指導など、正しい乗り方を習得していただく機会を持っています。

いずれにいたしましても、みずから事故に遭わない、起こさないための対策を行っていただくことが大事であると考えていますので、今後も引き続き、夜間歩行時における反射材の着用や自転車の夜間灯火への啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

城課長、ありがとうございます。

順次質問させていただきますがですね、いま、課長のお話であれば、そういう運動を展開せずに、いままでの延長線上で進めるということでございますがですね、私は大事なことは、安全で安心して住めるまちづくりが一番だというふうに思うんですね。本当に私自身の経験で申しわけございませんが、暗いうちに車を運転しますと、平群町の町内の町道が街灯が少ない、防犯灯が少ない、非常に。はっとすることがたびたびあるわけですね。私はですよ。先ほどのBUYめぐり運動もそうなんですけども、やはり全町でそういう運動は取り組むことが必要じゃないかと、盛り上げることがですね。私の経験を申し上げましたが、課長のほうの経験も含めて、再度御答弁いただけませんか。

この運動より一番大切なのは、効果があるといいますのはですね、道路を明るくすることだと思うんですね。今議会でですね、自治会の防犯灯を来年度から3年間かけてLED化を推進する計画が明らかになったわけですけども、取りかえようとしてる防犯灯をですね、よくよく見てみますとですね、道路が、歩く歩道や路側帯に防犯灯がついてないんですよ。逆な方向に、人が歩かないところに防犯灯がついているのが事実だと思うんですね。こういうことであれば、人の歩くところの明るさが半減するように思うんですね。私の考えが間違っているのであればですね、その辺のこともわかれば、一環としてですね、どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

初めの無灯火の歩行をやめる運動をといるところの件で、町としては、先ほどお答えいたしましたように、これまでも反射材の活用の推進ということで、広く住民にPRをし、また機会を通じて啓発もさせていただいてまいりました。引き続き啓発には取り組んでいくように考えているところでございます。

それから、道路の照明のことで御質問でございます。

防犯灯の……。

○議長

課長、ちょっと少し待ってください。設置とか、その件数についてはもう簡単に。本来の通告であります無灯火でということ聞いておりますので、その辺についてはもう答弁を控えるように。

○住民生活課長

はい。そしたら、簡潔ではございますが、一応そのような状況でございますので、今後、その辺の状況は確認もしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長

森田君。

○4番

反射板なりですね、竹あかりのときに配布されているのはよくわかっております。私も行って参加してわかっておりますがですね、実際事実としてですね、町を歩いててですね、夜、車で走っててですね、無灯火で歩いてる方が多いということは、逆にいまの活動が効果が上がってないというふうに理解できるわけですね。本当に、このような運動をする場合でもですね、警察との連携が大事だというふうに思うんですね。その辺のことはどのように取り組まれておる

のか。いま、町独自のお話をされましたがですね、その辺のことを再度御答弁いただけませんかでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

警察との連携ということで御質問いただきました。

当然、警察との連携というのは密にしながら、反射材を着用して無灯火にならないようにということでの啓発は、密に警察とも取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長

森田君。

○4番

警察とも密にやっていたらということですけど、事実としてはそういうことが、つけてない方が多いということも事実でございますので、このような運動は地道でございますがですね、住民の生命を守る大事なことで、地道に取り組んでいただくことをお願いしておきます。

国のいの一番はですね、国民の生命と財産を守ることでございます。また町もですね、町民の生命と財産を守ることが町政のプライオリティーが高く、優先順位が一番だと思っておりますので、町は何を差し置いても住民の生命と財産を守るために町政を執行していただくことをお願いして、私の一般質問は終わります。

○議長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号2番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○12番

皆さん、改めましておはようございます。

議長の許可を得ましたので、大きく4点質問させていただきます。

まず、1点目でございます。デマンドタクシー導入を。

平群町では、交通空白地帯において、日常生活の移動確保の町の活性化を図るために、公益的な観点から、平成17年度にコミュニティバスが導入されました。運行バス会社に単年度委託契約し、運行委託料は、運行経費から運賃収入を差し引いた精算による赤字補てん方式として開始をされました。現在、中央循環及び西山間ルートが開催されていますが、コミュニティバスの場合、行

きたい場所へ行けない、乗りたい時間にバスがない、バスの本数が少ない、バスの停留所に行かなければならない、特に高齢者の方は不便を感じておられると思い、また現行のコミュニティバスは運行委託料金増加傾向並びに評価基準に適合していないルートがあり、このままでは運行が危惧されます。

そこで、コミュニティバスの実証運行を続けながら、住民が安心して元気に暮らすことができる福祉対策の一助として、住民のニーズに合った利用しやすい予約制乗り合いタクシー運行デマンドを導入すべきと、平成25年3月議会で一般質問をいたしました。町長は、提言は真摯に受けとめ、地域公共交通会議で議論する方向で検討していくと回答されました。

続いて、平成25年9月議会で、現在の予約制乗り合いタクシーデマンド導入案の進捗状況と今後の対応について一般質問をしました。担当理事は、議員からの提言後、3月27日の地域公共交通会議では、公共交通体系にデマンド交通が必要か引き続き研究し、11月1日のコミュニティバスのルート、ダイヤ改正後にデマンド交通導入の可否を判断すると回答されました。

私は、平成26年6月議会で一般質問する予定をしておりましたが、このままではコミュニティバス運行が危ぶまれると思い、改めて検証いたしました。よって、この3月議会で一般質問をしてるわけでございます。

町のコミュニティバス運行については、目標基準に達した場合、運行続行、目標基準に達しない場合は運行ルートの見直し、運行本数の削減により事業を縮小する。また、最低需要基準に達しない場合は、事業廃止の検討を前提とした代替手法の検討を行うなど、廃止、存続の評価基準が設定をされておるわけでございます。

平成25年4月から平成26年1月までの10カ月のコミュニティバス運行について、利用者数、運賃経費、運賃収入、平成24年度決算から各ルートの1人単価をもとに計算した金額でございます。収支額、赤字額の約50%は社会資本整備総合交付金制度の補助金を補てん、26年度をもって終了するわけでございます。運行収支率、県のコミュニティバス維持指標例基準では20%以上。1人当たり町負担額として、町の評価基準等の実績を検証しました。

まず、西山間ルートでは、利用者数1万1,633人、運賃経費、約955万円、運賃収入、約74万7,000円、収支額、約880万3,000円の赤字、運行収支率、約7.8%、1人頭の町負担額、約757円。評価基準は事業縮小となるわけでございます。

また、中央循環ルートでは、平成25年4月から10月までの7カ月では、利用者数1万261人、運賃経費、約1,505万4,000円、運賃収入は約90万9,000円、収支額、約1,505万4,000円の赤字、運行収

支率、約 5.7%、1人当たり町負担額、約 1,467 円。評価基準は最低需要基準に達せず、事業廃止を前提とした代替手法の検討となります。

また、昨年 11 月より、中央循環ルートを南コースと北コースへ変更、休日運行廃止となりました。そこで、平成 25 年 11 月から平成 26 年 1 月の 3 カ月間の 2 コースを、また休日運行廃止になったため、運賃経費が削減された実績となっております。

まず、南コースでは、利用者数 1,740 人、運賃経費、約 323 万 3,000 円、運賃収入、約 15 万 4,000 円、収支額、約 307 万 9,000 円の赤字、運行収支率、約 4.8%、1人当たり町負担額、約 1,770 円。評価基準は、最低需要基準に達せず、事業廃止を前提とした代替手法の検討となります。

北コースでは、利用者数 897 人、運賃経費、約 323 万 3,000 円、運賃収入、約 7 万 9,000 円、収支額、約 315 万 4,000 円の赤字でございます。運行収支率 2.4%、1人当たりの町負担額は、何と約 3,512 円。評価基準は最低基準に達せず、事業廃止を前提とした代替手法の検討となります。

また、南コースと北コースを合計しますと、3 カ月の実績は利用者数 2,637 人、運賃経費、約 646 万 6,000 円、運賃収入 23 万 3,000 円、収支額、約 623 万 3,000 円の赤字、運行収支率、約 3.6%、1人当たり町負担額、約 2,641 円。評価基準は最低需要基準に達せず、事業廃止を前提とした代替手法の検討となります。

昨年 11 月から南コースと北コースへ変更、休日運行を廃止し、運行利用者数は対前年度の 3 カ月、休日は除外した場合、444 人減となり、1人頭の町負担額は前中央循環ルートよりも約 1,200 円増額となっております。

また、県のコミュニティバス維持指標例基準では、運行収支率 20% 以上で、平群町の各コミュニティバスを運行存続する場合、運賃は、西山間コースでは、県の基準に合わせますと、前年度の 1人当たりの平均運賃は 64 円 20 銭とした場合、約 165 円。南コース、前年度 1人当たり平均運賃を 88 円 60 銭とした場合、約 370 円。北コースでは、前年度の 1人当たりの平均運賃は 88 円 60 銭とした場合、約 738 円の利用運賃が必要となります。現在、実証運行中のコミュニティバス運行経費の約 50% は社会資本整備総合交付金制度の補助金を補てんしておりますが、平成 26 年度をもって終了、以降は、年間収入は、平群町では約 200 万から 300 万しかなく、平成 27 年度からは約 3,000 万円以上の町負担の運営をしていかなければならないことが予想されるわけでございます。

そこで、隣町の三郷町デマンドタクシーの実績は、平成24年度登録人数は4,437人、利用者数は1万842人で、決算額では、運賃収入は351万8,800円、運行総経費は1,000万8,787円、町の持ち出し経費は648万9,987円、運行収支率は35.2%、利用者1回の町負担額は601円30銭。

また、平成25年度12月31日現在の9カ月の実績では、登録人数は前年度より約500人増の4,900人となり、利用者数も前年度より約4,053人増の1万4,895人となっております。また、平成26年1月1日現在の三郷町の人口は2万3,149人で、デマンドタクシー登録者は何と21%となっております。

デマンドタクシーは、ドア・ツー・ドアで、乗り物が人に合わせてくれます。特に、老人や学童・生徒等、交通弱者の日常生活移動確保に配慮した三郷町予約制乗り合いタクシーは多くの住民が利用され、町の活性化の原動力となっているところであります。コミュニティバスは、福祉的な配慮をすることは大切ですが、福祉交通そのものではないが、デマンドタクシーは需要に応じて運行する予約制のドア・ツー・ドアで、空気を運ぶことなく現行のコミュニティバスより個人の運賃は高くなりますが、福祉的な配慮は大いにあり、便利であります。私は、予約制乗り合いタクシーとコミュニティバスを運行しながら、利用者のニーズの把握、採算性、需要等を検証し、コミュニティバスルート、ダイヤを決定するべきであると思います。地域密着型交通体系の予約制乗り合いタクシーの導入を早急にすべきであると思います。

そこで質問をさせていただきます。

まず1点目。まず、現状のコミュニティバス、各コースの運行利用者数、運行経費、運賃、赤字収入額、運行収支率、1人当たりの町負担額について、どのようにお考えでございますか。

2点目。コミュニティバス各コース運行の評価基準をどのように分析されておられるのか。また、今後の代替手法を考えておられるのか。

3番目。現在、実証運行中のコミュニティバス運行経費の約50%は社会資本整備総合交付金制度の補助金を補てんしていますが、平成26年度をもって終了、27年度から赤字約3,000万以上を町が負担して運営しなければなりません、財政難の町といたしまして、財政投資についてどのように考えておられるか。

4番目。奈良県の中型タクシーの初乗りは、1.5キロまで660円、以後279メートルごとに90円が加算運賃となっております。平群町は東西約5.5キロ、南北約6キロであります。某タクシー会社に問い合わせたところ、平

群駅を起点とした場合、信貴山等西山間地域を除いたエリアを約1,600円以内でタクシー運行できるとのことでありました。

そこで、3カ月間の南・北コース、コミュニティバス運行に1人当たりの実質運賃、個人負担並びに町負担の合計をした場合、南コースでは1,858円60銭、北コースでは3,600円60銭となります。民間タクシー運賃をはるかに超えて運行されておるわけでございます。採算を全く無視して赤字が増え続けると、将来、コミュニティバスの運行の存続は危惧をされるわけでございます。早急な対策が必要となってきます。

私は、予約制乗り合いタクシーとコミュニティバスを運行しながら、利用者のニーズの把握、採算性、需要性等を検証し、コミュニティバスのルート、ダイヤを改正し、また予約制タクシーを導入し、地域密着型の交通体系の拡充を早急に図るべきと思いますが、どのようにお考えですか。

また、民間タクシー運賃をはるかに超えて運行している状況についての見解並びに、実証運行残すところ1年となりました。どのような対策を考えておられますか。

続きまして、2点目でございます。竜田川駅のスロープの設置を。

町内4駅を利用される高齢者、障がい者等の移動施設の周辺の現状は、東山駅は駅舎並びに駅広場が整備され、エスカレーター設置及び駅員が配置されておる。元山山口駅では、無人の駅舎となりましたが、駅前広場が整備され、スロープが設置をされておるわけでございます。平群駅は平成27年度に駅前広場が整備され、生駒方面駅ホームは高低差がないが、王寺方面行きに対応は駅員がされるということでございます。竜田川駅は無人で高低差があり、スロープもなく、4駅の中で一番利用しにくく、危ない駅であります。また、乗降口東側は、車両、歩行者等にとって狭隘な危険な道路であります。竜田川駅整備並びに駅前開発の予定もなく、周辺地域の衰退にもつながりかねないと危惧をしております。

ということで、平成25年の12月議会の質問でございます。竜田川駅の現状を踏まえ、周辺8自治会が近鉄竜田川駅の空調つき待合室設置及びスロープ等の要望書署名活動を実施され、1,894名の要望署名を平群町が近鉄王寺駅長に提出。その後、近鉄本社から2名と王寺駅長が来庁、スロープの設置についてはバリアフリー法に基づき、1日平均3,000人以上利用者がある駅でないと、国・地方自治体の補助対象事業と前提としておると。平成32年まで段差解消の整備に取り組んでいるが、竜田川駅がバリアフリー化の整備基準の利用者に達していないため、スロープの段差解消の整備計画はないと、口頭で回答されたということです。

そこで、竜田川駅は、私は、竜田川駅バリアフリー整備基準には達しておりませんが、国の基本方針は、基準に該当しなくても、「地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用実態を踏まえ、可能な限り実施」とあり、基準には該当しない、平群町としては取り組みはできませんとは、公共福祉の公平性、平等性に反し、町の信用失墜につながり、責務の回避とも疑われないと思ひ、まず高齢者、障がい者の利用実態の調査等に取り組み、近鉄と協議し、一日も早く、高齢者、障がい者の利用者にとって移動が困難で危ない状況の改札口からホーム間がスムーズに移動できるスロープの設置を町の緊急課題として取り組むべきだと思いますが、どのようにお考えですかと、平成25年12月に一般質問いたしました。

そのときに、担当理事は、以前より竜田川駅のバリアフリー化の要望を行ってききましたが、利用者が3,000人に達しておらず、バリアフリー整備基準に該当していないため、対象駅となっておりますが、今後は近鉄本社に粘り強く交渉してまいりますと。また町長は、竜田川駅の現状と課題については十分認識をしておりますと。今後は、近鉄と交渉し、財政状況を見据えながら取り組んでいきたいと、一歩前進した回答をいただきましてから3カ月が経過いたしました。

そこで御質問いたします。

一つ。竜田川駅はバリアフリー化整備基準に該当しておりませんが、竜田川駅のバリアフリー化は国の基本方針を重要視し、まず地域の実態に鑑み、高齢者、障がい者の利用実態調査が基本となります。担当理事は、今後は近鉄本社に粘り強く交渉してまいりますと回答。先月2月13日に平群町では、近鉄生駒線利用者促進協議会が開催されたと聞いております。交渉に当たっては、高齢者、障がい者等の利用の実態調査を報告されたと思ひます。実態調査報告をまずお聞かせください。

2番目。12月議会以後、担当内での取り組みについての担当課としての取り組みについての進捗状況。

3番目。町長は、竜田川駅の現状と課題については十分認識しているとのことでありましたので、今後の年次計画をどのようにお考えでございますか。

以上。

次、大きく3点目でございます。平群駅前線東側区域の拡幅を。

私は、平群駅前周辺整備事業について、幅員が19メートルの道路、平群駅前線が都市計画決定されているが、駅前線に接続している平群駅北側踏切からバイパスまで約200メートルの道路の現状は狭隘で交通量が多く、交通安全上危険な道路であります。今後、駅前線が完成すれば、より一層の利用増とな



り、歩行者、車両にとってはいま以上の危険な道路となります。歩行者、車両の安全確保並びに利便性の向上のために、平群駅前線東側区域の拡幅を早急に計画すべきであり、また平群駅前線東側区域の拡幅が完成してこそ、総事業費約76億円の平群駅前周辺整備事業が成功裏に終わると言っても私は過言じゃないんじゃないかと思えますと、平成23年6月議会、平成24年3月議会、平成25年6月議会、過去3回の一般質問をしてまいりました。担当課長は、この道路は、道路拡幅の必要性は高いと認識しており、なるべく早い段階に一定の方向を打ち出したい。まず、交通量調査も含め、利用者の実態の把握を行うと御答弁。その後、1月に、午前7時から12時間の交通量調査を実施され、東行き車両は936台、西行きは1,336台、また歩行者は、東行き、西行きとも約300人の利用者があった。また、県との協議では、道路拡幅等計画と地権者協力確約書がセットであれば採択の可能性が高いと御回答を得ました。関連として、都市計画道路西線の整合性、踏切改修の統廃合の問題、さらに、関係する地権者の意思確認、財政状況等、具体的な整備手法や、事業化にはもう少し調査研究をしてまいりますと御答弁をいただきました。

また、昨年6月では、平群駅東側にバスロータリーや駅舎改築も視野に入れて、深く検討を加えていく必要がある。今後は、拡幅計画の立案、事業費の算出、地権者の意向確認、事業化に向け、段階的に取り組んでいくと、また御答弁を受けました。

そこで、平成26年度の予算では測量設計委託料300万円が計上されております。道路の新設・拡幅事業では、用地の確保ができれば、事業の約90%が完了されたと言われるほどであります。用地の確保問題、財政的な問題、近畿鉄道の件等、たくさんの方が予定されている事業に、平成26年度予算に委託料300万円を計上していただき、私は感謝をしております。

そこで、平群駅前線東側区域の拡幅に向けての進捗状況と、今後の見通しについてお聞かせをお願いいたします。

次、大きく4点目でございます。高齢者の体育施設の利用料金無料化を。

平群町の体育施設は、町民の健康維持増進並びに心身の健全なる育成を図るとともに、スポーツの普及振興に資するために設置をされております。平成20年3月31日までは高齢者対策として無料でしたが、財政難とことから、満65歳以上の利用者料金は半額の有料化とされました。平成24年度決算での、シニアが利用された各体育施設、利用人数、この利用人数につきましては、個人並びに団体登録者数を1人としたのみの計算でございます。利用料金では、ウォーターパークは425人で17万円、トレーニング室では4,433人、これは1日と月ぎめでもあります。それで、利用料金は41万7,600円、

総合テニスコートでは385人、19万2,400円、中央公園テニスコートでは86人、4万4,000円、北公園テニスコートは455人、18万2,000円、メインアリーナは315人、46万2,500円、サブアリーナは112人、14万円、会議室は153人、3万1,500円、総合グラウンドでは利用者はございませんでした。中央公園グラウンドは85人、11万1,750円、健民グラウンドは101人、10万3,000円、中央ゲートボール場は28人、1万4,000円、梨本ゲートボール場は114人、5万7,500円で、シニアの方の各体育施設の利用料金総額は192万6,250円であります。平成20年4月の65歳以上5,131人で、高齢化率は24.97%でしたが、約6年後のここの1月31日現在では、65歳以上の方は6,420人で、高齢化率は32.8%であります。高齢者は1,289人増、並びに率は、何と7.83%アップとなっております。ますます増加傾向となっております。

岩崎町長は、高齢者にとって、健やかに心豊かに生活のできる活力ある社会を実現し、長寿を全うできる健康長寿奈良県一を目標にされていることは、全住民の願いでもございます。平群町体育施設条例第14条第3項に、満65歳以上の町内に住所を有する者が利用する場合の利用料金は半額となって、はや6年が過ぎようとしています。高齢者にとって、生涯にわたる健康づくり、スポーツを通じて仲間づくりなど、今後もなお大いに体育施設を利用いただき、元気に過ごしていただかなければなりません、利用者の多くは公的年金受給者ではないかと思われまます。また、昭和30年代後半から宅地開発が進み、昭和46年、村から町制に移行、現在約1万9,000人の町まで大きくなったのも、長年にわたり、多額の町税を高齢者の方々に納税していただいたおかげで現在の平群町は構築されたと思っております。

そこで、私は感謝を込めて、高齢者福祉対策の一助として、満65歳以上の町内に住所を有する方が利用する場合、利用者料金を無料化にすべきであると思っておりますが、どのようにお考えでございますか。

以上、大きく4点について、明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、大きい1項目めのデマンドタクシーの導入についての御質問にお答えさせていただきます。

1点目の御質問のコミュニティバス運行の実績等についてでございますが、議員御指摘のとおり、運行に係る利用者数、運行経費、運賃、赤字収支額、運

行収支比率、1人当たりの町負担額、どれを見ても厳しい数字となっております。コミュニティバスの運行利用者数については、過去のデータと照らし合わせますと、新ルート設定及び開始から月日が経過するほど乗車人数が増加していく傾向にあります。これは、利用者の方が新しい運行ルートやダイヤになれて、日常生活の中に移動手段としてバスを選択していただくという意味決定の期間がある程度必要であるという状況がうかがえます。平成25年度の中央循環ルートの実績を見ますと、新ルートとして運行を開始した平成23年11月から本年度の開始時まで利用者数は伸び続けておりました。平成25年度の4月から10月までの利用者数を平成24年度と比較しますと、平日で453人増加、月平均で見ますと64人増加という結果です。中央循環ルート、北・南ルートの新ルート開始の11月は、前年同月比158人減、12月は129人減、1月は157人減、3カ月合計で444人の減となっております。

御指摘いただいております赤字収支額、運行収支率、1人当たりの町負担額については、長期的に見ると徐々に改善される見込みがありますが、新ルートについては、現状では厳しい状況となっております。

次に、2点目のコミュニティバス各コースの評価基準についての御質問ですが、西山間ルートについては、24年度の最低需要基準が1万人、目標基準が1万4,600人に対して、平成24年度の利用実績は1万3,465人となっております。25年度の見込みですが、目標基準は1万4,900人に対して、利用実績は1万4,000人前後になると予想しております。西山間ルートについては、23年度のルート改正から順調に実績を伸ばしています。

中央循環ルート、北・南ルートについては、24年度の最低需要基準が1万8,200人、目標基準が3万1,300人に対して、平成24年度の利用実績は、休日運行を除いて1万3,889人となっております。25年度の見込みですが、最低需要基準は1万8,200人で、目標基準は3万3,400人に対し、利用実績が1万3,500人前後になると予想しています。利用者数は最低需要基準に達していないことから、平群町地域公共交通総合連携計画に基づけば、事業の廃止もしくは代替手法の検討を行うこととなりますが、平成25年11月のルート変更時から一定期間、おおむね平成26年4月までの半年間の事業分析を行うこととしておりますので、結果を見て中央循環ルート、北・南ルートの今後の方向性について提案してまいりたいと考えております。

次に、3点目のコミュニティバスに関する財政投資についての御質問ですが、現在は運行経費の50%を国からの補助金としていただき、補てんし、運用しております。平成26年度末で補助金事業が終了することから、平成27年度から町の単独事業として運営していくこととなります。今後、コミュニティバ

ス事業については、いままでの事業検証で得たデータをもとに、一定継続運行が可能な事業費に近づける必要があると考えております。また、平成26年4月の小学校再編に伴い、一定の利用者の増加が見込まれることと、幼保一体化施設の開園が平成27年4月であることから、施設の利用者の通園手段の確保もあわせて、総合的な観点から事業方針を定めなければならないと考えております。

次に、4点目の予約制タクシーの導入についての御質問でございます。

予約制乗り合いタクシー、デマンドタクシーについては、かねてより御提案いただいているように、住民の交通手段として有効なツールの一つであると考えております。平群町では、平成24年度では、年間約2万9,000人のコミバス利用者がございましたし、現在コミバスを利用されている方々の御意見や、全体的な経費や住民負担の考え方等について、また幼保一体化施設の利用者の通園手段の確保と財政的なこと等を勘案し、総合的に検討していかなければならないと考えております。

また、コミュニティバスの運行状況についての見解及び今後の対策についての御質問ですが、現状の利用者数からでは、コミュニティバス運行に係る1人当たりの金額は、タクシーを利用した場合の料金との比較では、御指摘のとおり、コミュニティバス運行に係る費用が高額になっています。昨年11月から平群駅をハブ駅としてコミュニティバスの中央循環ルートについて、大幅に見直しをさせていただいたことから、一定、平成26年4月までの利用者数を注視し、事業の検証を行った上で今後の公共交通事業について御提案をさせていただきたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、幼保一体化施設の利用者の通園手段の確保と財政的なこと等を勘案し、議員御提案のデマンドタクシーの導入検討も含め、公共交通に関する事業方針を定めなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

それでは、質問をさせていただきます。

まず1点目。コミュニティバスの各運行利用者数、運行経費、運賃、赤字収入額、運行収支率、1人頭の町負担額はどのように考えておられるかについての御答弁ではね、厳しい。それと、今後は増加する可能性がある。まだその新ルートについては、皆に周知されていないという御答弁をいただいているけれども、まず最初、このことについて厳しい。何が厳しいって、そのわけ言うてくれる

か、まず。厳しいとおっしゃったから。

それと、周知期間、この試験走行6カ月とおっしゃった。あと3カ月しかない。これがどんどんどんどん増えて最低需要基準、よう聞いてや、ここやで。最低需要基準をクリアできるというふうに思うてはんのか、まずそれ聞きたい。

次、2点目。2点目もこれ併用すんねんけど、西山間ルートはそのまま一定の目標基準並びに最低基準の中にあるんやと。目標基準に近づいてるということで、それはそれとして、新ルートについて6カ月間見てください。方向性を決めます。いつ決めるの、まずそれも2点目について。

3番目。継続事業に向け、これも総合的に方向を定めていく。これ、4番目につながるねんけどね、26年4月に恐らく地域公共交通に提案していくと、こう言うてはる。それ見て、4月のね、結果を見て。これも皆一緒のことやと思うね。そのまず総合的にね、方向性を定めるって、6カ月新ルートで運行されて、どういうふうに方向、この後3カ月。言うときますよ。ここ大事やで。最低需要基準に達すると思ってるのかいな。それだけ確認するわ。新ルートについて。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の答弁の中での厳しい状況であるということについての見解ということでございます。それにつきましてははですね、議員からも御指摘いただきましたように、運行にかかわる利用者数、運行経費、運賃、赤字収支額、運行収支比率とか1人当たりの町負担額を見ますと、いわゆる最低需要基準に到達してないんだといった、そういった結果から見まして厳しい数字となっていると、そういった形で申し上げたところでございます。

それから、周知期間についてあと3カ月と、いわゆる試行があと3カ月と。これがどんどん、この中央循環について増えてですね、最低需要基準がクリアできるのかどうかということについての御質問でございます。確かに、いま現在の11、12、1月につきましては、周知も含めましてですね、若干伸びてないどころか、逆に前年同月と比べますと減少している傾向にあるということから、非常に最低基準がクリアできるのかどうかということにつきましては、かなり難しい状況であろうかなというふうに考えております。ただ、いずれにいたしましても、もっともっと乗っていただいて、利用者を増やすという努力はこれからも続けていかなければならないと考えておりますし、そういった最低基準、あるいは目標基準につきましては、クリアできるような方向で

努力をしてまいりたいということで考えております。

2点目の西山間ルート以外のですね、新ルートにつきまして、新ルートの中央循環、北・南ルートのいわゆる今後の方向性についての提案ということにつきまして、いつ決めるのかということでございますが、まず先ほども申し上げましたとおり、4月までのおおむね6カ月程度の事業の利用者数を注視して事業の検証を行った上でですね、最終的に公共交通連携計画の指標に基づきます、それに準じましてですね、方向性を決めていかなければならないということでございますので、まず4月までの利用状況については注視してまいりたいと考えております。

それから、3点目の、今後、総合的に平成26年4月までの状況を見てですね、地域公共交通会議に提案していくという方向性でございますが、あと3カ月でどういうふうに最低基準をクリアしていくのかということでございます。最低需要基準につきましてもですね、大変厳しい、数字から見ると厳しい状況ではございますが、いままで以上のPRによりましてですね、利用の促進を図ってまいりたいというふうに考えておりまして、その状況を見ながら、4月までの利用運行状況を見ながら、公共交通会議にも提案して、今後の方向性を決定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、1点目、厳しいが、周知に努力します。なぜならば、徐々に周知することによって、どんどん乗ってこれることを期待いたしますという御答弁やった。これね、それについて努力をしてまいります。難しいが、努力をしてまいります、こういう御答弁ね。これ私ね、はっきり言いませ。6月議会にまたしまっせ。ちょっとな、何でそれ言いたいかと言うたらね、この社会資本総合整備交付金も26年度で終わり。この評価基準、これは公共交通会議で決めてはる基準や。この基準の決定はいつまで出すの、まずそれ1点聞くわ。もう日ないよ、日ないよ。もう1年しか残ってない。

それとね、理事、このようにおっしゃってん。4月までにいろいろ検証して、公共交通会議で指導していただくと、こう言わはってん。先ほどは4月に見て、提案していくと。指導と提案ちゃう、諮問機関やろう、町の、地域公共交通会議は。町からも提案すんねやろう。意見具申ももらえませ、それは。公的なもんちゃうの。そやから、何を指導してもらうか。言葉のケツとって、言葉遣いの、その言葉の足とってるとか、そんな意味違うねんで。もうこれね、真剣

に考えな大変なことです。

それでね、ちょっと調べたらね、こんなことおっしゃってんねん、あんたどこ、公共交通会議で。コミバスとデマンドの併用運行、デメリット、現状のコミュニティバス利用者からの不満が生じる可能性がある、公平性に欠けるって。これインターネットであんた残して出してはんの、これ。あえてこのこと聞けへんで。逆に、もうほんなら聞こうか。聞きませ、理事。この文書出したら、1人当たり3,500円。1,700円払うて利用してない人はどう言わはんの、ほんなら。その点に答えて。もうこれ全部包含にして質問するから。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

補助金が26年度において、いわゆる国の補助金が切れるということにつきましての御心配いただいておりますね、財政状況につきましてもですね、非常に厳しい状況でございます。そういった中で、平成27年度以降につきましてもですね、町の財政、一定の、26年度以降含みますね、26年度以降も含めて27年度以降、補助金の切れる27年度以降についても継続運行が可能かなどですね、事業形態、事業費に近づける必要があるということは、当然もう認識しております。まず、11月のダイヤ・ルート改正からですね、一定6カ月程度の試走期間をもってですね、いわゆる新ルートについての判断をしてまいりたいということでございまして、4月末、その6カ月といえますと、4月末までの状況ということになります。その利用状況を受けてですね、次回の公共交通会議につきましてもですね、まず利用の実態、利用状況についての報告をし、最終的にですね、それにつきましてもですね、今後の町の方向性につきましては、当然公共交通会議に提案していくという形でございます。先ほど、ちょっと指導という言葉、ちょっともし使ったとしましたら、ちょっと言い誤ったかもわかりません。申しわけございません。指導ということじゃなくて、公共交通会議にですね、提案してですね、今後の方向性を考えてまいりたいということでございます。

それから、いわゆるコミバスとデマンドタクシーとの比較をしたですね、1人当たりの経費ということになりますとですね、確かに議員からの御指摘ありますように、いま現在の、この3カ月での状況で、利用月当たりの、それぞれの月当たりの利用状況を伺いますと、1人当たりの経費が非常に高額になっているということで、そういった意味からでも、先ほど議員も述べられましたとおり、乗れない人、乗らない人、コミバスに乗れない、乗らない人についまし

ては不公平感もあるという御指摘につきましては、そういった御意見も当然あるかと思えます。そういったことから、利用の、当然コミバスというのは、一定の支出の経費は決まっております。乗れば乗るほど、乗っていただければ乗っていただくほど1人当たりの経費が下がってくるということから、当然我々としたしましても、皆さんに乗っていただきやすい、1人でも多くの方が乗っていただけるような交通体系を目指していかなければならないと考えております。当然、そういった1人当たりの経費につきましても、当然、乗っていただくことによりまして下がってまいるといふふうに考えております。ただ、現状の中では御指摘のとおりであろうかと思えます。

○議長

馬本君。

○12番

この書き方、2つとれんねん。要するに、コミュニティバスのルート廃止するよというふうにとれんねん、これ。ね、理事。僕はそなんん言うてへんで。コミュニティバスをいま走らして、デマンドタクシーも走らして、住民がどのようなところ、どの地域が御要望されてるかということをもとにすればどうでつかと、こう言うてるわけや。これはね、選択の幅が広くなったということ違うかな。この書き方は、僕わからへん。デメリットで書いてあるわけや。これ、デメリットで書いてあんなんで。

そやから、現状のコミュニティバス利用者からの不満が生じる可能性がある。公平性に欠けますよ。これはね、コミュニティバスとデマンドタクシーの併用運行した場合のデメリットということで書いてあんなんで。これはこれとして、私はとり方はいろいろあると思う。それよりも大事なことを言います。もう1回改めて聞きます。地域公共交通会議に一定の提案を4月ごろ開かれるのか、いや5月に開きます、6月に開きます、まずその御予定を聞かしてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

まず、今後の公共交通会議の予定ということでございます。まず、例年、地域公共交通会議におきましてはですね、公共交通会議の事業予算ということにつきまして、3月末までで、その予算そのものについては開いていくという予定しております。まだ現在、11月からのダイヤ、ルートの運行状況については、まだ数字が出そろっていないということから、概略での方向しか、いまのところ、地域公共交通会議には報告できないということでございます。ただ、今回、3月、新年度、26年度が始まるまでに、交通公共会議としての来年度



の予算につきましての承認を得る必要がございますので、それにつきましては、一定3月までにすると。ただ、その中では、いま、1月までの状況が出ておりますので、1月までの新ルートでの状況は報告はしてまいりたいと思います。ただ、次に今後、いま現在、4月末までの運行状況につきましてのデータが出そろいました状況です、ちょっとその数字がいつごろ確定するかというのは、いまのところでははっきりわからないんですけども、それを4月末までの運行状況を見た上での、その次回での公共交通会議ということでの提案ということになってまいりますので、5月以降、5月、6月ぐらいには当然もう公共交通会議をですね、開催していただきましてですね、今後の方向性等々、あるいは11月から4月までのですね、コミバスの運行状況も含めて、そういった内容も報告した上で提案していくということで、今後の予定といたしましては、4月末以降の5月以降での、5月、6月ぐらいになるかと思うんですけども、そういった形での公共交通会議で予定しているということでございます。

○議長

馬本君。

○12番

最初の答弁とちょっと違うな。まあそれはええとして、3月には予算について開催されると、会議をね。それはそれで結構です。1月から4月末の状況を把握して、5月か6月にこの件について会議をしますと。そこで、この評価基準、いつ決定すんの。これ、公共交通会議に出しておられる評価基準やろう、これ。これ、いつ決定すんの。平成17年度からコミュニティバス走ってんねんやろう。もう大方、もうそろそろ締めちゃうの。この評価基準は、いつ判断をされる予定をされてますか。教えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問の評価基準についての御質問でございます。この地域連携計画、コミュニティバスに係ります公共交通の地域連携計画につきましては、23年に策定したものでございましてですね、以前のコミバスルートにつきましてはそういったことの概念がなかったということで、23年度からの目標基準、最低基準に設定したもので、23年度から、例えば西山間でいきますと、目標基準が1万4,300人から26年度までの目標基準、あるいは最低基準が西山間ルートでしたら1万人、南部バイパスルート、旧南部ルートですね、それにつきましての23年度の目標基準が2万9,300人から、平成26年度が3万5,400人と、最低基準につきまして1万8,200人という形で、

前回、この公共交通連携計画の中で定めておるところでございます。

いま現在、この旧南部ルートにつきましては、中央循環ルート、いま、今回、北と南というふうに、中央循環ルートについては2つに分かれておりました、一応それを踏襲するという事の中でですね、26年度中の最終の数字ということでは考えておりますが、いま現在、23年度から26年度の、いま現在まだ始まってない、25年度の途中まででございます。そういった状況の中で、この公共交通の目標最低基準につきましてはの評価基準につきましては、当然、もう26年度中には最終判断して決定していかなきゃならないというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

その資料なんて持ってんねん。理事、23年度から26年度でね、持ってんねん、何人も。目標基準から全部持ってしゃべってんねん。このね、公共交通、地域のこれをね、もう1年しかないねん、はっきり言うけど。ある程度のね、もう議論に入らなあかんのちゃうかと言うてんねん。何でって、なぜならばね、理事、よう聞いててな。いままで、何でいろいろルートを、中央循環ルートはもともと1台あって、中央回ってるのを2台にして、そこから今度、北ルートと南ルートと分けて、何でならば、この目標基準とかいろんな基準に達しないから努力してきはってんやろう。そういうことやろう。逆に、西山間ルートは別として、南と北ルートで利用者減ってる。3カ月で444人減ってるというデータで、あと3カ月様子見ますって、これ、最低需要基準に達すると思う。これは未知の数字やで。それだけ利用者にはとっては使いにくいということを表示してんねやんか。違うか。

そやから、コミュニティバスをやめよと言うてんちゃうで、勘違いしたらあかんで。デマンドタクシーも、いろんなもう、よそで、やっぱりな、成功してはるとこね、いろいろあるからね。それは大変、財政的にも大変。けれども、1人当たりの町負担が3,500円って、これしかし考えられますか。1,600円で、平群駅を起点として、西山間は別ですよ、十分に行けますねん。そやったら、えらい失礼なこと言うかもわからへんけど、北の方、南のルートの方、1,600円のタクシー券をお渡しされたらどうやの。北のルート3,500円やったら、こっち、1,600円で行きはったら安いもんやんか、逆に。そういう事態をね、理事。これを日本語で言うたら非常事態と言うねん。行政にその危機感がないから、僕はこうして話してんねん。

まだいま、優しく言うてるけど、最初は。そやから、この1年間でこうこう

してやってまいります。いや、した結果、大変あきませんでした。その結果ね、そういう報告がね、言われないほど自信あんのかいな。なかったら、いまあれ、ルート変更とかね、ダイヤの改正とかする必要ないねん。そやろ。いままでその基準に達してないから、ルートの変更とかダイヤの改正とかしてきたんちゃうの。もう26年度の達成は、これ5年計画か、これな。23、24、25、26、4年計画か、これな。4年でここまで、自分らも会議で目標を決めてはんねん。26年度でもうこれ決算打たんなんねん、これ。そのときにどうするかや。遅いって。遅いねんから。そやから、理事、まずね、一つ提案させてもらうわ。

やっぱりな、三郷町とか香芝市とかいろんな勉強しに行っってはんのように知ってる、天理も行ってはると思う。僕は三郷町しか行ってないけどね、何回か。それよりもね、一遍、それいろんな、まずどういうぐあいにしてそういうデマンドタクシーを導入されたか、もう1回改めて検証されたほうがいいんちゃう、そこら行って。まず、地域住民にいろいろ、やっぱりいろんな意見、自治会を通じていろいろな意見をお聞きするというのも大事ちゃいますか。

それとね、コミュニティバスは現状こんだけかかっているという、4月ね、11、12、1、2、3、4、この6カ月でどんだけ経費がかかった、1人頭、町が負担、どんだけかかっていますよということを、絶対にその地域住民に報告しやなあかんで、ほんまに。

そこでね、理事ばかり話してる、後で町長にお話聞きますけど、理事、厳しい、厳しい、努力、努力しますと。口だけではあかんねんで。なぜならば、住民の血税がかかってくんねんで、これから血税。その血税を何で有効に使わへんの、三郷町みたいにというやつを提案させてもろてんねやんか。これ、住民1人頭3,550円、1,700何ぼ、1人頭、町の負担していますというのは、そうでっかって、なるほどそうやったらそれぐらい結構でんがなと言われる人、どんだけいてはる。私はいてはらへんと思う。まず理事、危機感、感じていますか。まずそれから聞きます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、現状のコミュニティバスにおける経費につきましては、1人当たりで利用者数からいきますと、非常に高額になっているということにつきまして、当然、危機感を持ってですね、当然、1人でも多くの方に乗っていただくという努力もしてまいりました。11月のダイヤ・ルート改正以降、いわゆる公共

交通会議の中でもですね、そういったコミュニティバスに親しんでいただけるようなイベントの開催であるとか、無料乗車日の設定、無料乗車日を設定いたしましてですね、新たなルートについての、住民の方に乗っていただくと、そういったこともやってまいりました。それから、チラシも入れましてですね、コミュニティバスルートの中で、例えばどのバス停でおりたらどういった観光施設、どういった史跡、どういった施設があるかというようなことにつきましても、チラシを全戸配布いたしまして、1人でも多くの方にコミュニティバスのルートを知っていただく、利用していただくというきっかけになればいいかなという形でも実際努力もしてまいりましたけども、現実問題といたしまして、そういった努力が足りなかったということもあるかと思えます。結果といたしましては、当然、思った以上に伸びてないどころか、逆に、前年同月に比べますと減っているという状況につきましては、非常に危機感も感じておることをございます。当然、コミュニティバスの公共交通連携計画の策定基準にいきますと、当然、廃止等も検討の課題には入ってまいります。ただ、いきなり乱暴にですね、その数字があるからといって、いま現在、既にもう24年度におきましてもですね、年度で、年間で約2万数千人の利用ということもございます。そういったことから、当然基準を下回ったからといっていきなり廃止というのは、簡単にはいかないことをございます。

そういったことも含めましてですね、新たな需要も掘り起こし、当然、幼保一体の新施設につきましても、27年4月の開園もございます。そういったこともあわせて、総合的な観点からも進めなければならないというふうに考えております。当然、1人当たりの経費が多額にかかっているということにつきましては、当然緊張感を持ってといいますか、危機感を持って取り組んで、1人でも多く乗っていただく方の努力を続けていかなければならないと考えております。ただ、そういった努力をした上でもですね、結果といたしまして、地域公共連携計画に基づきます何らかの方法、当然、代替案という形にも、一つの手法ということもございます。代替案、あるいはほかのダイヤを縮小するとか、いろんな方法につきましても経費の削減を図ってですね、1人当たりの経費が安くなりますといいますか、1人でも多くの方に利用していただく努力を引き続きやっていきたいと考えております。

○議長

ちょっと馬本議員、待ってください。

総務防災課長、それと、デマンドタクシーの導入の市町村への再度の現地研修ということも問われておりますので、その答弁もお願いします。

○総務防災課長

申しわけございません。

隣の三郷町さん、あるいは香芝市さんにつきましては、いま、デマンドタクシーを実際に導入されております。我々事務者レベルでもどういった状況であるかというのは常に情報収集、情報交換をさせていただいてるということでございます。ただ、もっと三郷町、あるいは香芝市さんの状況につきまして、もっと研究してですね、どういった、改めて三郷町さん、香芝市さんがどういった手法で導入されたか、そういった経緯であるとか、そういった運行の状況につきましてでもですね、再度検証させていただきたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○12番

議長もその公共交通会議の一員ということを知っておりますが、間違うたらごめんなさいね。それはそれで研修行っていただきますようお願いいたします。

これ、僕、最低基準に該当せえへんかったら、基準まで達せへんかったら廃止、代替手法とかあるけども、これそのときに廃止とは言えませんが、いま言うたな。それはそんでよろしいやん。廃止になるようにしたの誰やと言われるで、今度。逆にと言われるで。その基準つくったのは公共交通会議でしょうと、行政とね。その基準はまた変更されるか、それは別としてね。それだけね、努力します、努力します、コミュニティバスに1人でも多く乗っていただける方にといいて努力しますと先ほどから何回も御答弁繰り返していただいて、これ、最低基準まで該当せえへんかったら、クリアできへんかったらすぐに廃止ということは、すぐはできません。誰の責任やと。そやから、一般質問何回もしてんねや、僕は。僕はやで。そうさせたらあかんねん。それは、行政と議会と一体となってやったコミュニティバスやんか。違うか。議会は議会で議決したんやんか、コミュニティバス導入について。そういうことでしょう。予算にも計上されてるやん。その中で私は、デマンドタクシーでそろそろ検討される、もう何回も、前かって玉城町も行かはったということも聞いているやん、僕も行ってきた、三重県。それはええねん。

代替手法云々も考える、廃止は即にはできません。もうこんで答え出てんねや。最低基準には達しませんよという答え出たんちゃう、この1年間で。そんなルートも出てきますよって、そういう意味ちゃうのかいな。自信あんのかいな。ここ本会議場や。私はそれを一番危惧してんねん。そやから、廃止という言葉が、2文字が出てくるのが一番心配してんねん。廃止されて、そのルートの一部が廃止されても、その地域はデマンドタクシーを利用される、選択できる

ものができてきたら、それで一定の理解も得んねや。そやから、ここに書いてあるように、コミュニティバス並びにデマンドタクシーをいま走らせながら、デマンドタクシーを入れて、いろいろそこら辺のルートもいろいろ調査、採算性もいろいろ住民の意見を聞きながらやっていかはったらどうですかという提案させてもろとるわけや。それを、1年間待ってください、あと1年ありますと、26年ね。

私も議会人として1年あるんや。この中で、最低基準に達しませんでしたという言葉は、私はこの本会議場で聞きたくないで。絶対聞きたくないで。議員もそう思うで、みんな。それは誰の責任やって行政の責任になるで。私、もう1年前から言うてんや、これ。その前からも言うてんねんから。また新たに、今度は三郷町とか香芝市へ勉強しに行きます、新たに。なら、前は何しに行ったんや、事務局ということ。そこまで失礼なこと言いたくないけども。

そこでや。ほんまにのこのコミュニティバス自身が、僕は危機的な状況と思う。コミュニティバスでっせ。それは、幼保一体化の関係もありましよう。西小学校が廃校になって、平群小学校への通学の関係もあるでしょう。平群幼稚園もなくなって、それに対する御利用の方も園にもおるでしょう。それはそれとして、どれだけ増えるのか知りませんで。それを廃止せえと言うてるのとちやいまんねんで、そこら辺、勘違いしたらあかん。それによってね、ちょっと聞くよ、課長、もう1回だけ聞くわ。それによって、最低需要基準は達すると思ってるのかいな。それだけ返事ちょうだい。自信あったら自信あるって言ってよ。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、いままでもですね、公共交通、コミバスルートにつきましては、いろいろ乗車していただける方の御意見等々、いろんな皆様方からの御意見を賜りまして、いわゆるルートの見直し、ダイヤの見直し等々やってまいりました。その結果、いま現在、昨年11月からの運行状況、最善のダイヤ改正かなということ提案してですね、いま、試走した中では、結果としてはこういう状況であったということで、現在、最低需要基準に満たすのかどうかという質問でございます。いま、現状の減少傾向がこれ以上続くようであれば、当然もうそこには達せないであろうというふうには予想せざるを得ないと思います。ただ、いま現在で最低需要基準に達しないということではなくてですね、やはりもっと、1人でも多く努力していただいて、何とか最低需要基準に到達するよ

うな努力はしていかなければならないというふうに考えております。明確に最低基準に達する、達しないにつきましては、現在、そこまではちょっといま現在、判断できませんし、自信あるかと言われますと、当然、いまの状況の中から見ますと、絶対に達しますというふうな自信を持って言える状況ではないということは理解認識しておるところでございます。

○議長

馬本君。

○12番

ここで改めて読むわ。目標基準。目標基準に達しない場合は、運行ルートの見直し、運行本数の削減により、事業縮小と書いてる。最低需要基準、最低需要基準に達しない場合は、事業廃止の検討を行うと、こう書いてある。そやから、もうこれ以上ね、そら答弁はできへんやろう。何でこんなん言うかいうたら、もうほんまに1年でっせ。それだけはっきり言うておきますよ。もうこのままいったら、僕はね、財政的にはコミュニティバス、デマンドは別やで、よう聞いてや。コミュニティバスの運行が危ぶまれると私は危惧してんねんで。コミュニティバスやで。全部とは言いませんで。一部はそら残るでしょう。大変な事態が来ますよ。僕はコミュニティバスについてきょうは質問してないからね、答弁はいただかなくて結構やけど。

そこで町長、ちょっとお聞きしましょう。何おかしいねん。山口君、人が言うてるときに笑いなって、あんた。

「ほかのこと」の声あり

○12番

ほかのことでも笑うな。何でこっち向いて笑うねん。へって。

「何で、そっちなんか向いてないじゃない」の声あり

○12番

いま、見てたやん、俺に。あのね、町長……。

「そっちから……」の声あり

○12番

何や。一般質問、真摯に聞けや、真摯に。

「声に出してないのに、何も言っていないじゃないですか。議長に聞いてください」の声あり

○議長

山口君、静かにしてください。

馬本君、続けてください。

○12番

真剣や、みんな、議員で。住民の信託を受けた立場や、みんな。みんな一緒や、12人。ここは戦場と思ってる、私は。そんな生はんじゃくで私はそういうこと思ってない。

そこで町長、これ住民のね、生活かかってますねん。デマンドタクシー。コミュニティバス自身がいま、こういう状況です。町長、まず1点目聞きます。

これを最低需要基準に達するだけの政策並びに自信を持っておられますか。

○議長

町長。

○町長

先ほどから議員から御指摘のとおりですね、平群町のコミュニティバスの運行は非常に厳しい状況でございます。貴重な税金を町民の皆さんから預かって、先ほどから議員の御指摘のとおり、非常に高い1人当たりの運行経費になっているということは、非常に遺憾に思っております。何としましてこれは見直しをしてですね、新たなまた提案をしていかなければならない状況にあるということとは間違いないと思っております。

いずれにいたしましても、5月かぐらいに開かれます地域公共交通会議にですね、町としての提案をしていきたいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、厳しい状況、新たな提案、例えばどういうことですか。

○議長

町長。

○町長

このコミュニティバス、地域公共交通につきましてはですね、その他の輸送サービスも含めまして、私としても担当課とともにですね、研究しております。いろんな研究させていただいております。ですから、いまここで何をというこ



とはなかなか申し上げられませんが、いずれですね、町としての見解を示していきたいなと思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

ということは、5月ごろにその他の輸送サービスの、代替手法とおっしゃいませんが、まあそういうことだと思いますねけど、それについて、5月ごろ、地域公共交通会議に御提案をされようということをおっしゃっていただくということ、初めてね、町長自身がでっせ、前は違いますよ。前は、こうこう行ってデマンドタクシーについて、導入についてお聞きし、貴重な意見をいただき、真摯に受けとめ、公共交通会議に提案しますということで提案していただいて、いま、議論していただいているわけなんですけども、その他って、まだほかにあるんでっか。

○議 長

町長。

○町 長

いま現在、いろいろ考えておまして、当然、地域公共交通会議に諮る前にですね、議会のコミュニティバス特別委員会でしたでしょうか、には先に御提案していかうかなというふうに考えております。具体的な中身につきましてはね、いまいろいろ考えておりますので、当然デマンドも含めてですね、考えておりますので、いましばらく、ここではちょっと答弁は差し控えたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

その他の新たな提案について、輸送サービス、これが難しい、日本語で言うたら。デマンドタクシーも輸送サービス、な。ルートの変更も輸送サービス。時刻の、要するに表の改正もこれ、輸送サービス。日本語ってめっちゃ難しいねん、これ。町長はそれを包含してると思う。私はやで、感じた。デマンドタクシーは前、提案してもろた。その他の輸送サービスってそれしかないねん。コースを変えます。要するに、ルートを変える、並びにいろいろの時間表も変える、ここら辺を想定されてるかもわからないけども、それはそれとして、町長のお考えでよろしい。

そこで、それを、その他の輸送サービスをね、町長がお考えの輸送サービスに対して、26年度の目標の数字ありますね、利用者数、その最低需要基準

に達しますか。

○議 長

町長。

○町 長

当然、もう時間もございません。最低目標基準はクリアしなければ、まことに町民の皆さんに申しわけないことになりますので、そこはしっかり頑張っていきたいなというふうに思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

頑張っていて、これは失礼ですけどね、私らも、私もこれについて頑張らせてもろてんのは当たり前やと思ってまんねんで、住民の血税を使うてんからね。

町長ね、先ほどちょっと御答弁、デマンドタクシーの導入も入れながら、その他の運行サービスを考えて提案、今度は地域公共交通会議に再度提案しますと、こういう認識でよろしいですか。

○議 長

町長。

○町 長

デマンドタクシーを導入するかどうかも含めてですね、検討しているということでございますので、よろしく申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

そしたら、それは5月ごろに一定の見解は町長、出されるということやから、またこれについてはね、町長、本当に僕は危機感感じてますねん。コミュニティバスが廃止になったら大変ということやね、私、危機感感じてます。そやから、これについては、もう26年度で一定、補助制度も終わりますので、6月議会、ここで公約しておきますわ。これは僕個人として、デマンドタクシー導入につけてのシリーズじゃないけども、3月、6月、9月、いま3月ですから、その都度の定例議会で一般質問させてもらいます。今回、町長おっしゃったように、デマンドタクシーの導入も見据えながら、要するに、その他の輸送サービスを考えて、5月ごろの地域公共交通会議に御提案をされるということで御答弁いただいた。それはそれで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長、この件についてはこれで結構です。

○議 長

馬本君の一般質問の途中でありますが、しばらく休憩を挟んで再開したいと思いますので、11時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時08分)

再 開 (午前11時25分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

申し上げておきますけれども、理事者側の答弁、簡潔に、また議員の再質問も簡潔にお願いいたします。

2番、総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きい2項目めの御質問の竜田川駅にスロープの設置についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、竜田川駅については、駅の無人化により、現在駅員の配置はなくなり、またスロープも設置されておらず、階段のバリアフリー化はできていません。階段を上り下りしなくては利用できない状況になっています。

まず、小さい1点目の利用実態調査についてでございます。

2月の近鉄生駒線利用促進協議会に際して、竜田川駅の利用については、近鉄本社王寺駅に利用の状況について聞き取りをいたしました。竜田川駅では、設置しているインターホンからのコールはほとんどが些細なもので、インターホンでの対応や遠隔操作で対応できるものがほとんどでございました。駅員が竜田川駅に出向き対応している案件は、1日に多くても3件程度であり、その中でも、車いす等の介助等につきましてもはまれでということで、記録をとっているという件数にまではいかない件数ということでございました。

利用実態調査につきましては、近鉄協議後、遅ればせながら、申しわけございませんが、職員による簡単な調査しかでき得ておりませんが、竜田川駅については、平日の午前8時から10時の朝の時間、それから11時から13時の昼の時間、それから、14時30分から16時30分の夕方の時間帯の調査を実施いたしました。その結果として、どの時間帯もですが、1から3名の杖等を使用された高齢の方の御利用はございましたが、車いす等の利用の方はござい

ませんでした。また、平群駅でも同様の調査をいたしまして、その結果、朝の時間帯で8名、ほかの時間帯につきましては、いずれも3名程度の杖等を使用された御高齢の方の御利用がございましたが、ここにつきましても、車いす等の方の御利用はございませんでした。

改めまして、今後、町内の他の駅も含めて実態調査等を行い、利用状況についての実態把握を行っていきたいと考えております。

2点目の12月議会以降の取り組みでございますが、12月議会終了後、昨年に近鉄王寺駅に出向き、駅長に竜田川駅について、スロープ設置や待合室の整備の要望について、これまでの経過等の申し入れを行い、近鉄の考え方や今後の方針などについてお聞かせいただきました。

また、先月2月13日に近鉄生駒線利用促進協議会を実施し、竜田川駅のバリアフリー化や冷暖房完備の待合室の設置等の要望を行ってきたところであります。竜田川駅のスロープ設置等について、いろいろな手法での検討ができないか依頼いたしました。しかし生駒線の乗降客の平成24年度は、平成23年度と比べ、平群駅、元山上口駅で3%程度の減少、竜田川駅で4%程度の減少となっており、平成24年11月の調査では東山駅が3,566人、平群駅3,100人、竜田川駅2,147人、元山上口駅1,856人の利用者数で、平成25年度についても恐らくそう変わらない状況であることから、いままで以上の回答は得られておりません。

近鉄本社より竜田川駅の平面図を提供していただき、今後、現状の中でどのような整備が可能か、庁内でも検討協議を行い、近鉄に提案・協議してまいりたいと考えております。

今後の年次計画についての御質問ですが、先ほども申し上げましたが、まずどのような整備が可能か、どの程度の費用がかかるか等々、近鉄とも協議を行い、今後の方向性といいますか、今後の年次計画について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

簡単明瞭にお聞きします。

1点目についてね、近鉄との聞き取りをいたしました。インターホンをどのぐらい使うてはるとか、調査しました。僕の質問要旨は、交渉に当たって、平群町で先月13日に近鉄生駒線利用者促進協議会が開催されたと聞いております。交渉に当たっては、高齢者、障がい者等の利用実態の調査の報告をされた

と思いますが、実態調査の報告をお知らせ願いたいと。近鉄の報告をするんじゃない、僕は聞いてるん違う。13日に行われた中で、その12月議会に質問してますんで、その間に調査をされた実態はこうですもんということ、その調査をされましたかと、こう聞いてるわけ。それで、したよって、簡単にしたよ。ということは、いつごろまずされたんですかということ、1点目、聞きます。

2点目については、平面図を提供していただきということで、今後、一応取り組んでいくというふうな御回答もいただき、また3番目については、整備の費用並びに年次計画について、一定検討していくというような御答弁やっても、そこら辺についてね、いつでしょう、平面図を近鉄から提供していただいて、いつからそれを調査、提供していただいた整備についての図面やな。一定のものを検討して行って、いつごろそのように、26年度内にそういう費用とかいろんなもん、また年次計画を立てる予定でおられるんか、いやいや、それはいつごろまず予定されてるか、それだけまず聞かしてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど、答弁の仕方がちょっとまずくて申しわけございません。先ほども申し上げましたが、利用実態調査につきましては、近鉄協議後、遅ればせながら、申しわけございませんが、職員による簡単な調査しかでき得ないということで、近鉄協議後、近鉄協議が終わった後の2月、ちょっといま、日付を持ち合わせておりませんが、2月末から3月にかけての日で、平日でいずれも実施したということでございます。ですから、近鉄協議前ではでき得なくてですね、近鉄協議後に職員による調査は、簡単な調査でございますけれども、職員による利用の状況の調査を把握したところでございます。申しわけございません。そういった実態でございます。

それから、2点目の平面図の提供をいただいて、年次計画について、いつごろからということの御質問でございます。いま現在、近鉄さんのほうからは、現況の平面図をいただきましてですね、我々もそういった図面につきましてもプロではございませんので、一定、その中でですね、どういったことが実際問題、まずは現況の構造の中でどういったものができるのか、そういったものは当然検証していかなければならないと考えておりますし、また近鉄協議の中でもですね、近鉄さんのほうにもそういった計画を出してもらえないかというふうに提案もいたしたんで、いろいろ2月の近鉄協議の中では、いろんな提案も

こちらから、可能かどうかというのをいろいろさせていただいたんですけど、具体的な平面図とか、具体的な計画を持ってするということまでには至っていないというような状況の中で、近鉄さんのほうにつきましても、みずからが計画するということにつきましても、現在の敷地内では難しいということから、我々も平面図をいただいた中で、どういったことが実際可能なのかどうかというのをまず検討していかなきゃならないのかなど。どうしてもそういった現況の近鉄の敷地内では不可能であるという最終結論が出た場合にですね、そういった場合につきましても、当然、その近鉄に隣接する土地を利用して、その土地を購入するかどうかは別にいたしまして、購入という形でなろうかと思うんですけども、そういった土地を利用しての、そういったスロープが可能なのかどうか、次の段階としてはそういったことも検討していかねばならないと思います。当然、竜田川の駅前につきましてもはですね、非常に狭いような状況であるということから、現在の土地の中でもですね、可能なところというのはなかなか難しいんかなと思うんですけども、そういったことを検討した中でですね、図面といいますか、簡単な計画といいますか、そういった構造等々見ましてですね、検証して提案していきたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

先ほど、ほかの駅も調査してて、そらほかの駅も調査される、それだけの労力あったら、何で竜田川せえへんの。1回しただけ。ほかの駅も調査すると、こうおっしゃった、答弁でね。僕はほかの駅のこと聞いてない。それだけの労力を予定されるならば、竜田川駅に傾注してもらわなぐあい悪いんちゃうん。

それとね、近鉄さんとテーブルにつく場合ね、実態はこうですよということをおね、一定提案しながらね、持っていかな、話になれへんちゃうの。それが、国の基準では該当しませんよと、3,000人以上なかったらあかんよって、1日な。けれども、国のほうではそれ違うやろうと。もう1回読むけども、国はこない言うてんねや。国の基本方針やで。基準に該当しなくても、「地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえ、可能な限り実施」と書いてある。利用しにくいところや、一番、駅が。そういうことを書いてる。

ほんでね、12月議会にね、理事、こないおっしゃっていただいた。4駅利用ということに関しまして、ほかの駅に比べますと、竜田川駅につきましてもは利便性がほかよりも悪いということにつきましてもは、緊急性が高いと考えておりますと、こうおっしゃってるねん、理事がね。それも、町は全体の優先度に

つきましては、それは町長のほか町全体のほうで考えてまいりたいと、こうおっしゃってる。まあ認識していただいているということやから、この件についてはそれ以上あんまり言いませんけども、これ、実態調査、どうやの、してくれんのかいな。1回で実態調査終わりかいな。これで、法律のバリアフリー法クリアできんのかいな。の例外規定に該当するんかぐらいの対応策として近鉄さんとお話できますか、どうですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えいたします。

まず、駅の利用の実態調査についてでございます。竜田川駅につきましては1日実施ただけで、当然時間帯も限定しての調査でございますので、詳細な利用の状況につきましては把握でき得てないことも含めまして、再度、各駅についてはという形で答弁させていただきました。ただ、移動等の円滑化の促進に関する法律の基本方針につきましてはですね、鉄道事業者に対して、いわゆる法で義務づけておりますのは、1日3,000人以上の利用駅につきましてはバリアフリー化の改修につきまして、国、地方公共団体、それから鉄道事業者その他の関係者が互いに連携・協力するということで義務づけられておまして、そういった鉄道の駅の設置者に対しまして、一般的な責務を課しているということで、ただ、特段のほうでは、駅の利用状況を踏まえ、利用の実態等を踏まえて移動等円滑化を可能な限り実施するというふうな方針でも書かれております。これに対しましては、近鉄に対しての義務づけと申しますか、鉄道事業者、駅の設置者が近鉄でございますので、近鉄に対する義務づけでいきますと、近鉄さんのほうは3,000人以上の駅しかそういったことはいま現在、考えていないということで、それ以外の駅についてはですね、利用の実態を踏まえてということになりますので、近鉄といたしましても、まず、そういった利用の実態、他の駅と比べてこの駅が特に利用の方が実態として必要やといったことも、近鉄さんのほうにも当然説明して訴えていってですね、駅の改修につきましてもバリアフリー化と申しますか、竜田川駅のバリアフリー化につきましても、検討の中に入れていただきたいということも含めまして、ほかの駅ということも含めての調査も再度してまいりたいということでございます。

○議長

馬本君。

○12番

答弁後退してるやんか。それ、12月議会の話や。国のバリアフリー法に該

当しないよと、竜田川駅は。それはもうわかっておる話。しかし、国の例外規定じゃなく国の基本方針やで。国の基本方針では、いま言うてるやんか。基準に該当しなくても、地域の実情に鑑み、利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、可能な限り実施するには、まず調査せなあかんの違いかと、こう言うてる。理事がおっしゃっていただいてることは、何か12月議会のやつに戻ってるような感じ。

ならばね、聞きませ、結論。竜田川駅、そんでええのかいな。そのままで置きませというふうにとれるで。どっちでっか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの再質問にお答えいたします。ちょっと答弁が言葉足らずで申しわけございませんでした。

12月議会でも申し上げましたとおり、まず4駅の現状の状況から見ると、まず東山の駅は、橋上の駅といいますか、エスカレーターが設置されている。元山上口駅につきましては、一応バリアフリーのスロープが設置されている。平群駅はバリアフリーの対象にはなっていないんですけども、一定のスロープがあると。竜田川駅につきましてはそういったスロープがなくて階段であるということで、バリアフリーの対象ということでは、実際問題として利用がしづらい、できないということから、4駅の中では竜田川駅は当然ほかの駅よりも利便性が高いということで、そういった意味からでは、竜田川駅につきましては優先順位が高いというふうに考えております。

ただ、近鉄のほうにもこういった、いわゆる法の義務づけのない、鉄道事業者に義務づけのない駅につきましては、当然、利用の実態を踏まえてというふうになっておりますので、竜田川駅の利用につきましては、非常に利用の実態が多いということも訴えながらですね、こういったバリアフリー化、スロープ等につきましてもですね、近鉄のほうにも協議を提案いたしましてですね、やっていかなきゃならないと。提案するに当たりましては、当然、一定のこちらの案を持っていく必要がございますので、そういったことも平面図からも検討するということと、利用の実態もこれだけの利用の実態がありますよということにつきましても、当然、近鉄のほうに、いわゆる駅の設置者であります鉄道のほうにも言っていかなきゃならないということで、改めまして竜田川駅につきましては、当然そういった利用の状況につきましては、詳細な調査をしたいというふうに考えております。

○議長



馬本君。

○ 1 2 番

当然や、僕に言わしたら。詳細な実態調査して当然や。国の法律に該当せえへん。基準に、近鉄、鉄道会社については義務づけられてる基準には該当せえへんねん。けれども、平群町には4駅ある。竜田川駅をされる方だけスロープのない、障がい者にとって、また御高齢の方、またお子さん、ベビーカーを持って利用される方々、たくさんいろんな方いてはる。そやから、国の基準の方針のバリアフリー法に該当しないけども調査、ほんなら詳細について実態調査いただくというので、まずそれについてはお願いしたい。

この件も、緊急性がありますという御答弁もいただいております。また改めて6月議会に実態調査の報告を受けます。

そこで、町長、お聞きいたします。

1 2 月議会に町長ね、竜田川駅の現状と課題については十二分認識しておるということで御答弁いただいて、一応前向きな御答弁、一步前進した御答弁をいただいたわけですが、緊急の課題とし、並びに優先順位も前とし、そして財政的な対応に対しても、この竜田川駅のスロープの設置についてはお考えは持っておられますか。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

スロープの設置につきましてはですね、近鉄にですね、要請していくということは当然でございます。近鉄はですね、いま、なかなか3, 0 0 0人以上の乗客のある駅でもバリアフリー化が進んでないという実態がございまして、近鉄に全て任せるのもなかなか難しい点もございまして。そこはですね、私は、そのスロープも去ることながら、この駅前ですね、危険性といいますかね、非常に一般の通勤客がなかなか通行しにくいとか、あるいはそこで送り迎えの方が車で送ってきておろしておるんですけども、車が非常に混雑しててという、そういった実態を認識しております。したがって、他の3駅が駅前広場ができております。ロータリーができてます。できてないのは竜田川駅だけだということでございますので、駅前のロータリーまでいけるかどうかわかりませんが、そういった整備ができないかということとを以前から、平成22年度ぐらいからちょっと庁内で研究してございまして、そのこととあわせてですね、1回どんな整備ができるかということとを26年度中にですね、考えていきたいなというふうに思っております。

その整備とあわせて、スロープもどういうふうな位置で設置すれば適正か

ということも考えていきたいなと思ってます。ただ、それが26年度中に全部できるかどうか、ちょっとわかりません。仮にできたとしても、財政的な裏づけがなかったらなかなかいきませんので、それも試算いたしまして、どの時点でこの計画ができるかということも含めてですね、26年度中に一定の研究はしていきたいなというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、なかなか立派な御答弁。財政伴いますんでね、僕、その優先順位は云々、財政的なことも鑑みてというお話されていた。町長は、いまのその地域のスロープは、いまの近鉄の敷地内では無理でしょうという御見解を持っておられるなど。それについて、一定、スロープの設置場所を確保して、それに対する駅前道の道へ送ってこられた、送迎に来られる方々のとこの駐車場というよりも、駅前、小さい広場を考えておられるんか、恐らく、そのぐらいいちやうかなというふうに私はとった。違うかったら違うって言うてくださいや。それをいま、スロープ云々の、また議長に注意されるかもわかりませんが、僕が言うてんのはね、それならばね、町長、スロープの件は8自治会からかな、要望あったわけやな。1,894名の署名かな、たしか署名、要望署名いてはるわけや。1,894名、合うてる。それで、8自治会からの、周辺の自治会からの、要するに要望ですわ。スロープ並びに空調設備を設置してほしいとかね、待合室に。そこで、町長これはね、大きな問題と思いまっせ。町長、いまおっしゃったこと。地域の住民の方にもう説明してあるのかどうか、私は知りません。けれどもね、町長、そこまでお考えになっていただいているということはね、駅前開発、いま、予定ないわけや、竜田川駅、私はもう若井でございますんで、その駅利用しますけども、道は一方通行、時間帯になって、狭隘な道路もございいます。町長はそれも包含しながらというお考えにとりました。せやから、それについて、スロープについては一定の場所が必要ですねんと。せやから、その土地を買収するんじゃないけどお買い求めして、あと団地についての一定の、駅広と言わないけども、そこら辺の対応をしていきたいという認識でよろしいですか。

○議長

町長。

○町長

町内が非常にいろんな諸問題が山積しておりますので、一概にはなかなか言えませんけども、とにかく竜田川の駅前をどうすれば現状の、言えば危険とい

いますか、そういう状況から改善できるかと。改善できる方法がないかと。それが財政が許す範囲内かどうかということも含めてですね、研究をしていくということでございますので、地域の人には一切そんなこと申し上げておりませんし、私の頭の中で以前から考えて、一定の計画もつくったこともございます。しかし、皆さんにお見せするような内容じゃございません。貧弱な計画でございます。だから、さらにもう一歩進めた計画をつくってみてですね、じゃあ年次計画に載るような計画になったんかどうかということ、財政もございまして、それも含めてですね、研究していきたいということ、いま、申し上げております。

○議長

馬本君。

○12番

町長、竜田川駅周辺、整備とは、まだそこまでどうかわからないけども、竜田川駅を利用される方、その利便性、危険のないように、また駅も利用される方についても、バリアフリー化とは言いませんけど、それに伴うような施設整備していただくということも、町長はそういう計画を持っていますよということ、言うていただいて、私は非常に感謝をしております。そのためにね、それにはね、やっぱりね、地元のね、自治会、並びに周辺の自治会には一定の御理解とか、いろんなこと要ると思いますねん。町長、これ、議会で言わはったんやからな。そやから、担当者初め皆さんが、一応そういういろんな素案、町長、原点で課でつくっていただいてね、地域の方に一定御理解いただけるような前向きなね、案をつくられて提示されることはね、お願いをしたいと思います。

この件はもうこれで結構です。

○議長

それでは、3点目の答弁。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、3点目の平群駅前東側区域の拡幅の進捗と今後の見通しについての御質問にお答えをいたします。

まず、進捗でございます。本件につきましては、これまで3回の一般質問をいただいております。内容につきましては、ただいま議員が述べていただいたとおりであります。これまでの経緯も踏まえまして、平成26年度において測量設計委託料を計上しております。業務内容としましては、まず現況測量を実施をし、その成果に基づきまして具体の改良計画を策定をし、全体の概算事業費を算出を予定をしております。今後、事業化に向けての重要な基礎資料になると考えております。

今後の見通しでございますが、平成26年度で策定した成果をもとに、全体事業費の算出と内容を精査をします。事業化に向けての検討を行います。県、関係機関との協議や町の財政部局とも十分な調整を図る中で、具体の年次計画並びに事業計画を立案をするるとともに、同時に地権者の意向調査にも着手をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

この件については感謝をいたします。私も3回、過去させていただきました。平群駅周辺整備事業で19メートルの道も都市計画道路西駅前線、もう一部、できかけようとしてますけども、これができたら、大変いろんな車の、より一層東線の交通量も増えます。

そこで、今年度は300万、測量設計委託料をとっていただいて、重要な基礎の資料を作成いただき、具体化に向けて年次計画をつくっていただくということの御答弁をいただいて、本当に感謝をしております。そこで、先ほど言いましたように、まず地権者のね、やっぱり御協力が90%、皆地権者の御協力をいただいたら、その事業は90%終わったと言われるわけでございますけども、今後は、地権者に御協力いただきますように、鋭意努力していただきましてね、ひとつお願いしたいんですけども、そこら辺はどうですか。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

地権者の関係でございますけども、次年度で、測量設計委託料の中で、まずは現況測量を実施してまいりたいというふうに考えております。現況測量を実施するに当たりまして、当然その沿道の地権者には理解と協力をいただくと、まずはそれから始めていきたいと。それと、当然その断面構成、あるいは法線の、その辺の検討ですね、その辺のシミュレーションもさせていただきます。当然、庁内でのその事業化の合意というのが、まず第一にそういったことを行うということと、ある程度その年次計画の策定、そんなことも必要になってきます。そんなことが、一定合意が図られた中で、次に地権者に予備交渉を行っていくという、そういったステップで臨んでいきたいなと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

これからやっぱり地権者の御協力といったら、大変な事業になると思います。担当理事、ひとつ鋭意努力していただきましてね、ひとつ駅前開発と同時にね、これがほんまに駅前開発が成功裏に終わるのも、東線のその整備にかかってますと言っても過言では私はないと思います。ひとつよろしく願いをいたします。

それで結構です。

○議長

それでは、4点目の答弁。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは4点目、高齢者の体育施設利用料金の無料化についての御質問にお答えさせていただきます。

本町の体育施設では、日ごろ、バウンドテニスや卓球、グランドゴルフ等が活発に行われているところでございます。そんな中で、多くの高齢者もお見受けするところでございます。健康長寿奈良県一を目指す本町にとりましては、日ごろの運動や仲間との交流の場として、体育施設を利用していただける環境づくりは重要なことであり、料金につきましても、利用の動機づけをする要素の一つであります。この減免制度が高齢者の利用促進に、ひいては高齢者の健康増進にもつながっているものというふうに思っております。

高齢者の施設利用料金につきましては、議員が質問の中で御説明もいただきましたように、行財政改革の取り組みの中で、平成21年度より、満65歳以上の体育施設の利用料金を、それまでの無料から半額減免へとさせていただきます。これは、町の財政状況から見て、体育施設の維持管理費用を考えますと、全額とは言わないまでも、一定の費用負担はお願いしたいというふうに考えたからでございます。

したがって、65歳以上の方の全額減免につきましては、現時点で見直す予定はしておりませんが、その一方で、今後さらに高齢化率の上昇が予想される中、健康づくりや介護予防の観点も取り入れた上、高齢者の方々の声のみならず、施設の管理現場の職員の意見や各年齢層からの幅広い住民の声も聞きながら、多くの住民の皆様にとって利用のしやすい体育施設運営をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

基本的には、現時点では無料化は考えていないと。しかし、介護予防並びに

健康増進等々の件について、利用者並びに関係の方々とか施設管理の方、並びに幅広い住民の方にこの意見を聞いてみるということで、無料化について聞いてみるという認識でよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほども申し上げましたように、無料化につきましては、考え方としては、余りいいというふうには考えておりません。ただ、これも先ほども言ったと思いますけども、高齢者の減免制度というのは、議員もおっしゃられましたように、非常に高齢者の福祉、健康増進につながっているというふうなことが、高齢者の減免制度については、近隣でも平群が突出してそういう制度をやっているんですけども、この制度が非常に効果的であるというふうには思っていますので、減免制度が。そこらについては、引き続き継承していくということを前提としますけども、無料ということについては、余り好ましくないというふうな考え方を持っております。

そういった中で、先ほども申し上げましたように、高齢者以外のその他の各年齢層の意見もお聞きしながら、利用の負担の公平性とバランスを考えた運用をしてみたいというふうに思っております。

○議長

馬本君。

○12番

無料ではちょっとしんどいけども、例えば2分の1が4分の1減免するよという、弾力的な考え方を持っておられるように私はとってんけど、それはとり方やと思うねけど、ひとつそのためにも、いろんな利用者並びに、先ほど言いましたいろんな意見を聞いてみると。いま現在では無料化は考えていないけども、今後として考えていただくというふうな認識でとらしていただいでよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

現在の認識としては、先ほど申しましたようなおりでですけども、いろいろ関係各位の意見もお聞きしながら、将来的には、いろんなコンセンサスも含めて考えていく、そういうことは、方向性というか、方針としては持っておきたいというふうには思っています。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

日本語、また難しい。将来性というのは難しいねん、これな。将来性っていつまでですかと、議会議員というのはみんな一緒やねん、これ。いつまででかかと期限を切りたいねん、これな。これがやっぱり住民の信託を受けた立場の、皆気持ちは一緒やと思う。やっぱり、住民の信託を受けた以上は答えを出していかんなん。行政、こんだけやりましたけど、あかんと言いました。これは私の努力のなさ、並びに理解の得られなかった私が悪いですと、こうなるわけや。そやから、私はその際理解した場合はあきらめますよ。けれどもね、将来的って、これ難しいねや。西本理事、これについて、いろんな関係等、いろんな方と意見聞いていただくということはほんまにうれしいことやねんけど、いつごろまでにやっていただけるか、その点ひとつお願いしますわ。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

将来的って、抽象的な言い方ですけども、常々、住民の利用者の声なんかをお聞きしながら、必要に応じて対応していきたいというふうに思ってます。

○ 議 長

馬本君。

○ 1 2 番

いや、それがね、声を聞いて、例えば、半年ぐらいかけて声聞くよとか、3カ月ぐらい、いろんな意見聴取するよと。その中で、一定の見解を教育委員会が出しますよと、こうなるわけや、通常は。通常はやで。それはどうですかと言うてんねや。町長いくんか。

○ 議 長

町長。

○ 町 長

体育施設につきましてははですね、高齢者の方も若い方も、本当に喜んで利用していただいているわけでございます。私が就任してから、無料が半額減免へと増額になりました。利用料いただいております。この利用料につきましては、高齢者の方にも一定理解をいただいているというふうに思っております。喜んで利用していただいている体育館でございますが、なかなか、これをね、だんだん古くなってきます。維持していくというのは非常に大変でございます。これを、高齢者以外の方に全部負担していただくということはなかなか難しゅうございます。したがって、そのことよりも、体育館を喜んで使っただけ

るような施設として維持管理していく方に重点を置いていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきますように。だから、当面の間はですね、このままいきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長

馬本君。

○12番

あのね、町長、それやったら言いませ。あの体育館建てたん誰。いま、高齢者の方のお金、税金によって建てたんちゃうの。俺、それ言いたい。体育施設、いま、高齢者になっておられる方が血税を町に納められて建てはったんちゃうの。そのために私、言うてんねや、これ。それを、いま利用してはる人が負担になってはいけない、これはね、そういう意味で言うてるんです。私はいま、こうこうして、平群町はこんだけ、32.何%の高齢化率になったでしょうと。そやから、健康増進、町長言うてはるように、健康長寿奈良県一ですかを目指しておられるということやからね、町長、そこら辺は、施設はそら古なりますとランニングコストはかかっていきますがな。これはしゃあないですよ。けれども、はっきり言いますわ。この無料化の提案したの僕なんですよ。議会で一般質問させてもろうたの。初め、そうやったんや。そやけども、財政上厳しいということで、行財政改革で町長は、65歳以上は2分の1の御負担をお願いしたいということで、私は賛成したんや。そのとき、有料化になったときに、賛成しましたよ、私。しかしね、もう6年たってますと。僕ね、町長、利用者の声を聞いて話してまんねんで。一部かもわかりませんよ。私が提案してるのは利用者の声を聞いて話してる。それは町長、将来云々どうやの、それは町長の財政的なことをおっしゃるの、190万、200万じゃありませんか、1年で。それが例えば4分の1になって100万になれば、一定の私は評価しますよ。

そやから、ここには全面無料をお願いしたいという一般質問してますけど、町長、そういういろんなランニングコスト云々おっしゃるならば、例えば4分の1に向けての検討もしたい、いろんな調査もしてみたい、いろんな負担をしておられる方のことを考えたら、無料化、半額もおかしいとかいう論法はおかしいですよ。建てられたのは、いま御利用してるシニアの方が税金を納めていただいたお金でいまの施設建ったんですよ。品物なくしてランニングコストかかりませんわ。品物あるからランニングコストや。その点も踏まえ、町長のお考えはまだ変わりませんか。

○議長



町長。

○町 長

そういう理屈も成り立つことかなとは思いますが、私の先ほど答弁しましたことは、現時点では変えるつもりはございません。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、変えるつもりはないということおっしゃっていた、それはそれで町長の見解やから構へん。6月議会にもう1回質問します。

以上をもって私の一般質問、これをもって終わります。ありがとうございました。

○議 長

それでは、馬本君の一般質問はこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時05分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号7番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○7番

皆さん、こんにちは。議長の御許可をいただきまして、3項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますようお願いいたします。なお、私の質問は基本的に提案型としてさせていただきます。

まず1番目は、観光基本計画と平群の観光活動についてであります。いま世の中では、就活、婚活の言葉が流行の時代です。まちの観活についての質問をさせていただきます。

観光基本計画ができて、一定の観活が決まり、まちの観光収入が上がるかを考える必要があります。それは観光による集客で、その能力であります。観活について角度を変えて提案させていただきます。

さて、まちの観活とは、平群を町外への発信であります。そこで、具体的に

平群について歌われている歌を活用しませんか。最近の歌謡界で有名な中村美津子歌手が「たそがれの平群の水車 音さえて」と歌われています。「竜田川」という歌謡曲です。聞いたことがあるでしょうか。まちの名前を売るには、このような歌を歌ってもらうことです。平群の盆踊りに歌っていただく生駒一さんの関係の方と聞いております。本当に平群に古い水車があったのかと調べると、鳴川や信貴畑、槻原のまぐわ淵等の竜田川の流れや、あるいはその支流の水車です。まちのためなら水車の復活をしてもと言う人もいらっしゃいます。この水車の風景の復活についていかがでしょうか。町民の方は、まちの観光になるのなら復活させる協力を行ってもよいと言う方がいらっしゃいます。町長はこのことにどのように考えているのでしょうか。中村美津子さんの歌が平群に役立てば、町民が水車も観活につながるのではないかと思います。水車のまち平群を売り出すのも一つではないでしょうか。さらに、近代の国民的評価の高い野口雨情先生の童謡や唱歌です。本町の長寿会の民謡クラブでは、例会のスタートのテーマソングとして合唱されています。その歌は、「春には信貴山の桜」とあります「信貴山小唄」や「信貴山囃子」で、リズムカルに皆さんで楽しまれて歌われています。この歌は昭和初期につくられ、雨情先生は楠木正成公の末裔と聞いております。信貴山にも来山され、作詞されたそうです。正成公も信貴山へ来山されています。ほかにも、作詞家の此花さくやさんの「御陵鎮まる平群谷」や「炎に染めて左近久秀」と、こういう歌の「大和武士」、ほかにも、島左近、松永久秀を歌う「戦国武将」という歌もあります。古くは万葉集の在原業平と竜田川です。古事記でも、倭建尊の「たたみごもへぐりの山」もあります。このように、平群に関する人や歴史上の身近なことが大事であります。例えば時代祭りの参考にできないでしょうか。祭りの名前を変えてみてはどうでしょうか。集客力がいかにすれば上がるかは、まちが提案すべきです。観活には歌舞音曲が大事です。これからの観活の大きなポイントであります。まずは、まちの公共施設でこのような歌を流してはと考えます。町民の方に平群が歌われている歌を聞いても知らないと言われております。町長はどのように考えるでしょうか。

最後に、本町の最近の傾向として、コンサルに頼る傾向が非常に強いようです。国の補助金を使っているわけですから、これは仕方がないかなと思いますが、もっと住民の皆さんや、地元の歴史を周知されている方々の郷土愛と博識が観活に必要と思うが、町長のお考えを尋ねます。

2番目の質問は、全国難読へぐりサミットについてであります。平群の観活に向けて、難読へぐりサミットを考えてみませんか。都市間交流が各市町村で進んでいます。本町は市町村交流についてどう考えていらっしゃるかお尋ねし

ます。そこで、全国でへぐりと名のる市町村は幾つかあります。そういうことを調べたでしょうか。過去に、九州から山城サミットというお誘いがあったはずですが。そのときは遠慮されたが、いま思えば観活の絶好チャンスであったのではないのでしょうか。いまでも残念に思っております。もともとへぐりは海洋性の地名と見ております。資料から、福岡県、山口県、三重県、千葉県、またほかにもあると聞いております。このような市町村と連携して、へぐりサミットを本町が企画してはと思います。御提案いたします。その地域には、平群池、平群山、平群神社、源義仲の子である平群丸に縁のある平群天神社、平郡島等、平群の地名が全国に散在している。中には平群囃子という太鼓もあると聞いております。本町には平群夢音頭がありますが、このような観点から観光手段にもなります。町長はこのようなへぐりサミットをどのように考えているかお尋ねします。生駒郡内でも三郷サミットがあります。このことから、平群をPRする何名かの女性観光大使を任命することや、平群のキャラクター、左近くん、長屋くんの活躍にも期待できるのではないのでしょうか。このことから、若者世代や女性の活性化や、他市町村との交流が深められ、青年団や文化・体育団体等の活性化につながります。このサミットで、他市町村の若者世代や町内各種団体との交流にもつながります。町長、このサミットについて町長のお考えをお尋ねします。

3番目の質問は、スポーツセンターの太陽光発電施設等についてであります。本3月議会に太陽光発電施設等の予算が計上されているかと思いましたが、ありませんでした。住民は1日でも早い完成を願っています。この発電施設等の設置については、住民が願う緊急減災の時代の流れでもあります。本町はもともと財政の不安を重点に施策を進めているまちです。この問題の根底には、旧土地開発公社の多額な債務が関連している。この三セク債の債務負担の軽減にもなります。しかし、大型の過大投資になると、さらに後年度負担延長になると思います。町長はアドバンテージに走ることなく本質を考えるべきと思いますが、いかがなものでしょうか。過大投資によっては次世代に負担を引き継ぐようになるとは思います。町長、どのように思っていますか。具体的なことについての施工費、完成時期と、諸問題があります。さらに、年間の維持費は、そして具体的運用は、準用ルールは、いろいろとございます。本施設等の寿命や耐用年数は、寿命後の廃却諸費はと、いろいろ考えられます。廃却後の跡地利用はどうするのかという問題点もあります。さらに、効果面では防災対策への利点はあるのでしょうか。発電効果や配電地域や施設や環境整備等を含め、詳細設計を早急にまとめ上げてほしいものです。また、該当地域の地形的な問題点はないのでしょうか。急傾斜地であり、日照面からの問題はないか等を考え

ると、過大投資の大規模建設になります。おそらく未設計の段階であり、慎重に、コンサルだけでなく地域の方々や電気の専門家を入れて進めてほしいものです。本町の債務負担に町長は特に気にしてほしいのは、若者世代やその子どもたちに後年度負担を与えないように慎重に進めてほしいと、このように思っております。町長の御見解をお尋ねします。

以上、大きく分けて3項目であります。町長の真摯で前向きな御答弁をお願い申し上げます。以上、ありがとうございました。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

それでは、1点目の観光基本計画と観光活動についてお答えいたします。

議員御提案の平群について歌われている歌の活用で、中村美津子さんの「竜田川」を紹介いただいておりますが、著作権の関係上、活用するには権利者の許諾を得る必要があります。その活用方法については一定検証しなければなりません。また、町の公共施設や道の駅で歌を流してはとの御提案ですが、それぞれ施設の設置目的があり、歌を活用するか否かは検討の必要があると考えます。しかしながら、まちにゆかりのある歌があることを町民に知ってもらうことは、まちの一つの魅力と感じてもらえるのではないかと考えます。また、歌とともに水車の復活をという御提案ですが、その復活には町民の方の協力を得られるとのことで、水車のまち平群として平群町のPRにつながる一つの貴重な御意見として承りたいと考えます。3点目の御提案で、平群に関する人物やことは大事であることは認識しておりますが、へぐり時代祭りの名称変更については、この祭りを定着させるべく実行委員会の方々に御尽力いただいているところで、集客力を上げるための企画についても実行委員会内で検討いただいているところです。へぐり時代祭りとして、名実ともに町の一大イベントとなるよう、今後も盛り上げていきたいと考えております。

最後に、観光基本計画の策定趣旨として、本町が持つ豊かな観光資源を生かし、住民とともに活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するとあります。住民の皆さんや、歴史を周知されている方々の郷土愛と博識のある住民との協働は、まちづくりの観点からも非常に重要なことであると考えております。いずれにいたしましても、基本的にまちのPR、認知度の向上につながるものやことなどについては、活用できるものは観光資源として活用し、交流人口の拡大、地域経済の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

御苦労さまでございます。少し再質問をさせていただきます。その前に、ちょっと観光課長にお尋ねしたいんですが、観光っていうこの言語、2字なんですけれども、これをどんなふうにとめられているのか、冒頭にお聞きいたします。それが1点。

それから、観活っていう言葉を私は使ったわけですが、今回どのようにこの観活の活は理解されているのか、これもお尋ねいたします。通常、観光っていうものは人に知っていただくことが基本なんです。とにかく、それによってこのまちに、あ、平群、ということに来ていただく、いわゆる集客ですけれども、そういう集客をすることが可能なかどうか。

しかし、もう1点、きょうの先ほどの答弁の中でありました著作権問題の話なんです、著作権って難しいでしょう、確かに。でも、私たちがまちのカラオケに行って歌うのは、これはカラオケ屋さんが著作権等についての取り扱いをされてますけれども、CDを買ってきて、その歌を覚えて歌うこと、これぐらいは何の問題もないんじゃないかなと、こんなふうに思っています。基本的にこの著作権問題については、平群には顧問弁護士さんがいらっしゃいますので、一度よく聞いていただいて、どんなふうにしたらいいのか、お金を使わない方法、CDを買うぐらいはこれは仕方がないにしても、そういうことも顧問弁護士さんにご相談の上、いい使い方、活用の方法を考えていただきたいと思います。とりあえず、いま2点ほど申し上げましたが、御答弁ありましたらお願いをいたします。

○ 議 長

観光産業課長。

○ 観光産業課長

まず、観光の意味をどういうふうに理解しておるのかということでございます。観光というのは、辞書的にいいますと、史跡、風物などを見て回ることであります。そういったことから、活動というものの理解についても、平群町の観光としては当然そういった平群の文化財も含めた史跡、自然等、全てのものを資源と捉えて、町の内外にかかわらず多くの人に知ってもらうということが活動の一つであるというふうに、多くの方に知ってもらうということをPRしていくことが活動の一つであると考えております。

また、著作権の問題なんですけれども、竜田川については、JASRACといいまして、そちらのほうで著作権の管理委託されております。著作権の使用許諾なしで使える場合とか、さまざまなケースがございます。基本的に営利目

的のある場所については許諾権が必要ですよというようなことで、実際もう少し、これはどういった場合に許諾が必要で必要でないかというようなことは検証させていただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

観光という意味は、字のとおり光るということですね。見て光るもの。それにうちの場合は産業課とまで名前をつけてるわけです。観光産業課。じゃあ一体、観光産業課っていうのはどういう趣旨で平群町に組織化されたのか。この辺りは町長さんがお決めになったことですから、町長にお尋ねいたします。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光産業課の名称ということでございます。ただ、その前の経済建設課を分割した形の観光産業課になってます。基本的には経済建設課となる以前の農林商工課という業務をそのまま引き継いだ形となっております。したがって、名称はともかく業務内容についてはそういったものであるということ。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございます。もう少し詰めていくと、いろいろと観光という問題についてはあると思います。語源も調べてみたら、2000年ぐらい前に観光というこの字ができたらしいです、中国で。そういうときにも同じように観、それから光、そして産業というね、この辺りまでその言葉の中に反映されているそうです。まあそういうことは昔の話です、あるいは語源の話ですからこれぐらいにしときます。

もう一つ聞きたいんですが、先ほど私の質問の総論の中で、野口雨情さんという方を申し上げたと思うんです。非常に野口雨情さん、私も知らなかったんですけども、聞いてみますと平群にゆかりのある方、地縁、ゆかりのある方です。というのは、たしか調べたら、茨城県でしたか埼玉県でしたかに野口雨情先生の野口雨情記念館があるんです。そこに聞いてみましたら、昭和11年ぐらいに野口雨情先生が平群の信貴山へお越しになつてるという記録っていうんですか、野口雨情さんから野口家の実家に送った手紙に信貴山へ行つてると、こんな文章が、手紙が来たらしいです。その後、平群から、信貴山から吉野へ

回られています。これも野口雨情館で聞いてみたらそんなふうにおっしゃっております。というふうに、非常に関係のある方でございます。その中で歌われたのが「信貴山小唄」や「信貴山囃子」というのらしいです。それが今、うちのかしのき荘の長寿会ですね、長寿会のクラブの中で民謡クラブというのがあって、そこで歌われてるんですよね。やっぱりそういうことをまちとしてはいかに活用していくか考えるべきじゃないでしょうか。おそらく、信貴山のほうへ聞いてみたらその辺の話も伝わってくると思います。で、本町、私が聞きたいのは、そういう歌、先ほど中村美津子さんの「竜田川」の歌を言いました。いままた「信貴山囃子」っていうのを話しました。あるいは「信貴山小唄」。この辺は町として掌握されてるんでしょうか、つかまえてるんでしょうか、その歌詞の中身を。どうでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

野口雨情先生の「信貴山小唄」、「信貴山囃子」の歌詞でございます。こちらのほうは議員に指摘されて初めて、平群、信貴山にゆかりのある歌があるということをお個人としては知ったところであります。歌詞についてはいろいろ調べさせてもらって、ちょっとようようまあまあ手にすることができたというところで、その他のことについては、まだ歌詞以外は全くわからないというような状況でございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

私もこれ、聞いたのは何年も前かのことなんですけれども、信貴山の方に聞いてみると、やはりその曲まできちっと残っているようらしいんです。いままたまた持ってますけれども、「信貴山囃子」という、これはどなたが書いたか知りませんがきれいな字で、習字で書かれてるのがあるわけです。こういうものが平群にあるということ、こういうことを私はあえて町として御存じなのかなというところを聞いたかったわけです。後ほども申し上げますけれども、そういう資料について、私はこの一般質問が終わったら整理して町のほうへお渡ししたいと思っておりますので、また御参考にしていただきたいと思います、こんなふうに思っております。もちろん歌の中身を読みますと、平群っていう名前はこの「信貴山小唄」では出ておりません。高安山とかこの辺の名前ですか、地名が出ております。ただし、雄岳、雌岳があるとかね、こういうことは確かにいまの信貴山のことだと思います。というふうに、昭和11年ぐらいに

この歌が歌われているというふうに聞いております。そこで私、一言だけ聞きたいんですけど、時代祭りなんですけれども、いま時代祭りの行列、もうまた1か月半か2カ月弱すると見られるわけなんですけどね、もうちょっと平群町としてこんなふうにしてほしいとか、ああいうふうにしてほしいとか、いわゆる実行委員会さんがあるわけですから、そういうところに町から、観光産業課から提案をしていただいて、やっぱり音のある、そして動きのある時代祭りをつくってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

時代祭りにつきましては、最初の答弁にもありましたように、実行委員会の方々に御尽力いただいて運営していってもらってるということであります。一定議員から情報提供といいますか教えていただきました歌等については、委員会のほうへはこういった歌がありますということの提案といいますか報告といいますかはさせていただきたいとは思っています。

○議 長

高幣君。

○7 番

時代祭りには26年度予算を見ますと200万円、予算化してるわけですね。御存じでしょうか、文化祭とか体育祭ですか、こういうふうな町がもう一緒になってやってる祭りごと、イベントがあるわけなんですけれども、その団体への補助金と比べたらはるかに大きな金額が補助されてるわけですから、町としてもやはり、こうやって議会での議論等を含めて、もっと積極的にこうしてほしい、ああしてほしい、それがうちの観光、観活につながるんだということの理解を深めていただきたいと思います。

最後になりますけど、この問題の最後でお聞きしたいんですが、町長、一体観活という言葉はどんなふうに町長なりに御理解されてるのか、お尋ねします。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光活動についてであります。最初にもありました答弁の繰り返しになるかと思いますが、町のPR、活性化につながるものについては、活用できるものは効果的に活用し、広く周知していきたいというふうに考えております。

○議 長

町長。



○町 長

平群の大きな産業は農業であろうかと思えます。また、商工業も厳しい状況ながらしっかり頑張っていていただいております。そういった中で、新たにやっぱり町にある資源ですね、資源を新たに発掘するというか、いまある資源プラス新しい資源も発掘しながらですね、この自然環境、あるいは歴史遺産、あるいはまた農産物、農産物からできる二次製品、そういったものを生かしながらですね、平群のPRに努めるということは観活に、高幣議員がおっしゃってる観活につながるのかなというふうに思っているところでございます。時代祭りもそのとおりでございます。したがって、平群にある全ての、人も含めましてね、あらゆる資源が、いわゆる活用することによって観活につながっていくのかなと、平群の元気につながっていくのかなというふうに感じております。

○議 長

高幣君。

○7 番

最後になってもう1個だけ、私言うの忘れてましたんでお聞きしますが、観光基本計画ができ上がって、これ見せていただいたんですが、非常に一生懸命まとめられてるのがようわかってるんですけども、ただ一つだけお聞きしたいのは、これ、どなたが編集し、どなたが監修し、というところを聞きたいんです。例えば、コンサル任せっていう言葉を私使いましたんで、そこを修正する意味合いでも、コンサルさんと職員で検討をされたと思うんですが、町長は参加されたんでしょうか。

それからもう1点は、この議会に、確かに全協かで説明はありましたけれども、事前にこういうふうなものの原稿的な形で我々にお示しになったのか。なかったように思うんです。でき上がってからポイト、こういうのがあるんですと聞いたわけですね。概要版についても、そのとき質問したらまだできてませんと、こういうことでした。だから町長にもう1回だけお聞きしたいのは、これ、町長、参画されましたか。もちろんつくられてから読まれたことかもしれませんけれども、話し合いの場に参画したのか、そこをちょっと聞きたいんですけど。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

観光基本計画の策定経過といいますか、基本的にはこの策定業務としてコンサルティング会社のほうへの委託ということで業務を進めております。ただ、住民アンケート等、議員もお読みいただきましたが、全員協議会等で中間的報

告をする中でとりまとめたというところでございます。最終的には、この民間に策定業務を委託してるとはいえ、町の方針、判断に基づいて策定したというところでございます。最終的な策定には当然町長のほうにも加わっていただいておりますので、ご了解ください。

○議 長

高幣君。

○ 7 番

はい、わかりました。おそらく町長もこれをずうっと読まれて、いろんなご感想をお述べになった上でできたんだと思いますが、前の全協の説明会でも申しましたけれど、単線のあるというあの言葉が私は気になっておまして、やはり、単線というよりも憧れの平群鉄道とか、あるいは平群の電車というならいいんですが、単線を認めるようなことが書かれておりますので、この辺は気になっております。前に申し上げておりますんでお気づきかどうか知りませんが、きょうも公共交通の話がありましたけれども、やはり売り物にするにはどう売り物にするかをもう少し検討していただきたかったなど、こんなふうに思っております。この件はこれで結構です。

○議 長

それでは2点目の答弁に移ります。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、高幣議員2点目の御質問にお答え申し上げます。

全国難読サミットについてでございます。議員がお述べになられましたように、近隣の自治体では、地名、名称つながりで姉妹都市、友好都市を締結しておられ、年に1回から数回程度、会議や懇談会を開催し、定期的な交流を深めておられるようでございます。平群という名称は、日本史の教科書で開くと初めのほうに出てくるぐらい歴史が古く、大和朝廷の時代、広くこの地を治めていた豪族、平群氏という名称が有名です。また、議員がお調べになられたとおり、さまざまな歴史書や古文書といったものをひもときますと、平群という地名、名称は全国に分布しているようでございます。さて、議員が御提案の全国難読へぐりサミットとして、へぐりという名称、地名がある、また由来のある市町村と連携して、へぐりサミットを本町で企画したらというお尋ねでございますが、一説によりますと、この平群という名称、地名は、先ほど述べました全国に分布するへぐりのルーツであると言われており、私たちの住むわがまち平群がそのもとであるというふうに考えられております。そのようなことから、平群から全国への情報発信、周知、PRを行い、また観光宣伝や民間も含めた他地域との交流による地域活性化を具体的にしていくためには、全国的に地名

や由来つながりの交流事例は非常に多くございますので、その観点から見ても一つの有効な手段ではないかというふうに考えております。本町では第5次総合計画におきまして、他地域との広域連携や都市間交流を進め、また町の活性化に向け、自然豊かな歴史あるまちの地域資源を生かした新しい観光や平群ブランドの戦略により知名度や魅力向上などの施策を展開していくこととしております。平群町の知名度を向上させるツールの一つとしてPRに努めていくために、議員の御質問の全国難読サミットにつきましては貴重なアイデア、御提案と受けとめております。今後、町内関係課でこれからの研究課題とさせていただきますというふうに考えております。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

答弁がございましたけど、いま平群だけでなく全国にどれぐらいあるのか、当然お調べになつてると思うんですけど、私は私なりに調べております。その中で、いろんな地域でへぐりが、名前が出てるということなんです。単純に言いましたら、私どもの平群は平らな群れという平群でございます。これ、ちょっとずうっとへぐりの地名を調べていったら、福岡県は確かに平らの群れなんです。それから、福岡から瀬戸内海を通ってきて山口県の大島郡ですか、この地であるのは平郡島と言われて、平らの郡で、群れの郡というふうに言われています。その中でちょっと調べたら、さっき冒頭にも申し上げましたが、平群丸という、これ源義仲のご子息らしいですけれども、その場合はうちと同じ群れですね、平群丸の群れはそういう字なんです。そしてまた岡山にもあると聞いてます。それから、ずうっと海を渡って三重県の桑名にもあると聞いております。それが倭健尊に関係してるらしいです。「たたみごもへぐり」という歌に関係してるらしい。それから、さらにまた北上していくと、先ほどの南房総市の旧富山町に平群っていうのがあつたんです。そこはよく、多分もう町は調べられたと思いますが、非常にその地区のね、山田地区というところなんですけど、山田青年団とかつていうところはいろんなイベントをおやりになつてると、そんなふうに聞いてます。それはやっぱり自分の地、平群をいかにPRをすることからやられているようだと思うんです。そこをさらに突っ込んでみますと、平群囃子という太鼓があるという。それをちょっと突っ込んで聞きますと、5、7、5、7、7というリズムの太鼓らしいです。この太鼓についてだんだん調べていくと、その地域に平群山とか平群川とか、いろんな地名があるわけなんです。そういうふうにして、やはり平群を売り物にしようとしている地域

らしいです。たまたま私自身が親戚の関係で平群囃子の話を聞いてみましたら、ここは平群囃子は平群短歌囃子といったんですよと、5、7、5、7、7と。さらに聞いてみると、俗に言う馬鹿囃子というふうに向こうでは言っていると。それが現在の平群囃子になってるんですよと、そういうふうに私の親戚が申しとおりました。さっきちょっと山田っていう言い方をしたんですが、山田区っていうらしいですね、南房総市の中でね。それで私も、へぐりっていう名前がそんだけ日本各地にあるわけですから、なぜこれを一緒になって一つの、難読っていったら勝手に言ってるんですけれども、読みにくいっていう、まちの人が、他町村から来られた方、私もよそから来ておりますけれども、平群を読めるかといったら読めないっていう人もいらっしゃるわけです。そういう意味でいかに平群を表に出していくか、この辺を考えてもらいたいなど、こんなふうに思っております。町がいま掌握されてるへぐりという地名は何カ所ぐらいございますか。お尋ねします。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

へぐりという名前でございますが、同じいわゆる市町村と申しますか自治体と申しますか、そういう部分では、へぐりという名前は、読み方なんかも含めてでございますが我がまち平群町だけかなというふうにまず調べたところでございます。これは私の調査ですので、誤りがありましたらまた御指摘をいただけたらと思います。あと、いわゆる地名ですね、各市町村のそれぞれの地名の中でへぐりというのがあるかということでございますが、調べました中では、栃木県的那須烏山市であるとか千葉県南房総市、西のほうではさっき述べられた福岡県の福岡市、また宮崎県の西都市等々においてへぐりという名前があるというふうには調べております。ちょっと私の調べ方も含めて至らんとこはあるかと思っておりますねんけど、全国にはかなり複数のへぐりというふうな名前に由来のある地名があるということは承知しておるところでございます。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

私も自分なりで勉強っていうんですか、調べてるんですが、こんなことがあったんですね。生駒の美楽来っていう文化施設で、偶然に去年の12月、1月ぐらいに写真展を見に行ったんです。そうすると、生駒市の方が、さっき申し上げた平郡島という島の写真集を展示されてたんです。ていうことは、やっ

ぱり行ったらあれっと思ってその写真をお撮りになったのか、もともとそれを目的に行かれたのか、それは知りませんが、非常に古い民家が立ち並ぶ、いわゆる昔の村っていうんですか、そういうところですか。500人ぐらいの島らしいです、その平郡島っていうのは。だから、やっぱりいろいろと調べてみれば、そのルーツとかもよくわかってくると思います。だから、私さっき海洋性の平群という名前を申し上げたのも、どちらかといえば海洋、海沿いにあるという、これは歴史的にどんなにか私も知りませんが、俗説によりますと新羅から来たのが平群という名前だということも聞いております。最終的にいま話題の宮城県、地震のですね、宮城県にもあると聞いております。これを一生懸命勉強された方が実は平群にいらっしゃったんです、平群の名前をね。いまはもう平群にはいらしゃいませんけれども、非常に私、その人からも平群の名前についていろいろ聞かされたことがあります。だから、そんなふうにいわれる共通項を探して都市間交流的なことをやらんといかんわけですか。先般いつでしたか、予算総括のときに、皆さん方、議員さんも一緒になって話をした須崎市の話、町長から御提案があった、まあ引っ込められましたけれども御提案のあった須崎市が、じゃあこの平群町と共通項的なものはあるだろうかということで、私ちょっと調べさせてもらったんですが、あんまりその須崎市さんと平群町がなさそうなんです。あるとしたらイチゴがあると。それから、鳥でカワセミでしたかカワウソでしたか、鳥も共通項的にあるんですよ。だから、そういう共通項を探して都市間交流をやっていくのが普通なんです、ちょっと町長がおっしゃった須崎市については共通項に欠けているなど私、見ておりましたので、これからやっぱり平群に共通する事項、例えばイベントであり、もちろん地名が一番ですけども、そういうものを探しながら、やはり何か都市間交流を進めてほしいと思います。三郷町さんは、いわゆるみさってことで交流をされてるわけですか。みさって何かといたら、三つの郷が集まってできたのがみさとやというふうならしいですね。そんなふうには、やっぱり町長自身も唐突に須崎市という話をされるよりも、共通項をお探しいただきたいと思うんです。ただ、これもちょっと関連があるかどうか知りませんが、須崎さんを調べてみたら、人口問題を見ると急激に減っている市なんです。3万人以上人口があったんですが、それがいま2万3,000人ぐらいと聞き及んでおります。もう少しやはり発展的なまちと一緒に付き合っていきたい。また一緒になってそういう逆の面を回復していきたくて、こんなふうには持っておりますので、町長にお尋ねしたいのは、都市間交流をこれから進められるのであれば何に力点を置かれるのか、その辺いかがでしょうか。

○議 長

町長。

○町 長

おっしゃるとおり、共通項があるということが一つのきっかけになるかなということはおっしゃるとおりかなと思います。共通項が逆に全くないと、お互いのないところがあるまちというのも非常にいいわけで、私にすればいいのかなというふうに思っております。いずれにいたしましてもですね、都市間交流というのは何のためにやるかということになるかと思っております。期せずして高幣議員がおっしゃいましたように、お互いのまち、人口が減少しております。そういう意味では共通の悩みを持つとるまち同士でございます。そして、そのまちが都市間交流するということは、お互いのまちが交流することによって活性化するということが一番の目的であろうと思っております。したがって、へぐりという地名を探して、おっしゃるとおりへぐりサミットをやるというのも、これは大きな意味があると思っておりますし、どこまでできるかは別にいたしまして、そういうことも考えてみるということは非常に大切なことかなというふうに思います。平群を全国に知っていただくためには、そういうことも本当にいい提案かなというふうに思っております。ただ、いま私が申し上げましたように、都市間交流をするということはお互いのまちが発展するということが一番でございます。最終目標でございます。そういうことでございますので、共通項も大切ですが、全く違うまちが交流するということも大きな意味があるんじゃないかというふうなことを申し上げておきます。

○議 長

高幣君。

○7 番

共通項以外で発展させるための共通項という言葉と思っておりますけれども、それも大事だと思います。いずれにしても、平群町がいま財政収入が乏しいとかいろんなことを言ってるわけですから、観光収入を得る、冒頭の質問でもありましたが、観光計画の中でそういうふうなことを入れながらまちの活性化につないでほしいなと私は思っております。例えば、お金がなくなっても、多少のお金を使ってでもそのまちを見てくる、大事なことだと思うんです、そのまちを見る、調べるっていうことが。それによって共通項を編み出しながら、そしてそういう都市間交流っていうものができるのではないかなと思います。近場では桑名にありますから、近場として車でさっさと行けば行ける場所ですし、まず近場から平群っていうのはどういう由来があんのか、その辺を調べていただく、これは大事なことだと思います。特に桑名の場合は倭健尊の歌、「たたみごも」と

いう歌の発祥地みたいに聞こえるわけです、私たちはね。そういうまちを知っていただくこと、そうすると、たたみごも検定というのももっと力が入ってくると思うんです。そういう意味で、私はきょうあえて町長に都市間交流について、須崎だけじゃなくって近場にあるんだよと、また道の駅、うちの道の駅、くまがしステーションを使って何かできないかとか、いろんなことを考えていただきたいと、こんなふうに思っております。

最後に申し上げておきたいんですけども、いろんな資料がございます。いまインターネットの時代ですから、とろろと思えば幾らでも資料がとれますので、こういうふうなものを職員さんと一緒になって、私も協力をいたしますから、持ってる資料、全部公開をするつもりですから、ぜひともお互い話し合うような形で都市間交流、それからいまの難読サミットについてもやっていきたいと、こんなふうに思っておりますので、御協力願いたいと思います。また、私も協力させていただきます。

以上、これでこの問題は終わります。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

それでは、大きい3点目の総合スポーツセンター、防災拠点施設整備についてでございます。

この事業用地につきましては、議員お述べのとおり、土地開発公社より用地先行取得事業債を活用しての取得となっております。事業化することにより、交付税算入のある財政的に非常に有利な起債に借りかえができ、また償還期間も20年となり、公債費の平準化が図られ、財政的に非常に効果が大きい事業でございます。また、総合スポーツセンターは避難所であり、物資の輸送拠点でもありますので、防災基盤整備を図り、地域の防災力の向上を目指す事業であります。基本計画を作成するに当たり、災害時において電力会社からの電力供給が遮断された際に、施設等において必要とされる最低限の機能を維持するために必要な設備として、太陽光パネル設置とあわせて自家発電設備の導入を検討してまいりました。最少の費用で最大の効果を生み出していく事業方針のもと、太陽光パネルの設置を、一番発電効率がよく土地の造成工事も必要としない平地にのみ設置することを考えております。このことによりまして、平常時の総合スポーツセンターで使用する消費電力の全てを太陽光発電により賄うことはできませんが、電気代を縮小させることができ、また事業費等も大幅に縮小させることができます。災害時は太陽光発電と非常用自家発電機との併用で避難所として、また輸送拠点としての必要とされる最低限の電力を賄ってい

きます。さらに、浄水設備や耐震性貯水槽を設置しまして、災害時の飲料水と生活用水の確保も行っていきたくて考えております。いずれにしましても、この整備事業につきましては起債100%の事業でございます、一般財源の負担はありませんが、議員御指摘のように、将来の維持補修費やランニングコスト等で後年度負担が過大にならないよう、細心の注意を払いながら、環境整備も含めた防災拠点整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

ありがとうございます。これ、いつの間にか防災の森というふうな名前に変わっていったんですけども、それはそれとして非常にいいネーミングですから、ますますこの件に関しては突っ込んでやっていただきたいとは思いますが、何を言いたいと言ったら、開発公社の問題が表に出てるわけですよ。土地開発公社についてはいろいろと話を聞いておりますけれども、あの土地を買うときにどんだけの金を使って買ったか、そして金利をつけて返して行って、最終的に町が買い戻して現在に至っているわけですから、それを活用していただくってことは非常にうれしいことですが、同時に、無駄金と言ったら失礼ですが、無駄金であったと。その無駄金をいま、今度、いい意味のお金に変えていくと。ただ、後年度に負担のないようにということだけ一言申し上げておきたいと思うんです。ちょうど私の一般質問と合致した答えでございますからそれでよいんですけども、とにかく後年度負担、最終的に発電所っていうけれども、太陽光発電施設というけれども、なくなるって言ったら失礼ですが壊れるときがあるわけです。そのときの廃却費用っていうんですか、廃棄費用っていうんですか、そういうものがどうなんのかなとか、あるいは、あれがなくなったらあの土地どうするんだろうと、次のステップですね、そういうことも考えて、できるだけ後年度負担とかにかからないような形でこれを推し進めていただきたいと思います。この件はこれで結構でございます。

じゃあ、質問は終わらせていただきます。

○議 長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号4番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。

奥田君。

○3 番

議長の許可をいただきましたので、2点について質問をいたします。



町営住宅の現状についてであります。下垣内地区には教員住宅があり、最近空き家が目立っているが、どのような現状になっているか、その状況を教えていただきたい。一つ、再募集して新たに居住者を入れるのか、解体撤去するのか、その場合、更地として跡地をどのように利用されるのか、面積はどれぐらいの面積であるか、以上の質問によろしくお答えください。

続きまして、健康長寿奈良県ナンバーワンを目指すために、奈良県知事は健康長寿日本一を目標にしておるといふのに対し、平群町は健康長寿奈良県ナンバーワンというのを目指そうとされているように聞いております。その一部として、特定検診の受診率は奈良県でも上位とのことですが、さらに踏み込まれてどのようにされようとしておるのか、この件も含めて、健康長寿の実現のため、よろしく具体的に説明をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1点目の町営住宅の現状についての御質問にお答えをいたします。

まず、下垣内北住宅につきましては、昭和38年に建築された木造住宅であり、老朽化が著しく、耐用年数を経過をしていることから、退去された場合については再募集は行っていないという状況であります。

2点目のご質問ですが、下垣内北住宅の状況ですが、先に述べた状況でございます。平成26年度の予算審議の中でも資料提出をしておりますが、空き家となっている棟の解体撤去を行うという予定になっております。更地になった際の跡地利用でございますが、これは今後の検討課題ですが、この場所は市街化区域の第一種住居地域であります。平群駅からも近く、バイパスからのアクセスもよく、資産価値としては十分に見込めるといふことから、売却も視野に入れて検討をしてみたいと考えております。

最後、3点目の面積でございますが、敷地全体が416平方メートルです。そのうち、平成26年度で解体撤去する面積については約146平方メートルを予定をしておるといふことでございます。

以上でございます。

○議長

奥田君。

○3番

現状は、現在何軒空き家があつて、現在何所帯ぐらい住んでおられるのか。それと、教員住宅で昔はいうておりましたけれども、果たして教員がそこに、

学校の先生ですね、住んでおられるのかどうか、その件もちょっとあわせて説明をお願いします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

まず入居状況でございますが、この住宅につきましては全部で5軒の住宅でございます。構造としましては連棟住宅が2棟、要するに2個一が2棟、それと単独住宅が一つということで、全体で5軒分があると。今の入居状況でございますけれども、空き家が3軒、で、入居されてるのが2所帯の方が入居されてるということでございます。

続きましてですけれども、教員住宅ということで、教員が住んでおられるのかということですが、現在は教員の方は住んでおられない、一般の方でございます。これは昭和38年に公立学校共済組合の住宅事業ということで建築をされたということで確認をしております。ただ、条例改正で、平成19年の9月議会で教職員住宅を一般町営住宅に変えるという、そういった管理条例を変更したという、そういった経緯があるということでございます。

以上です。

○議長

奥田君。

○3番

できるだけ、住んでおられなかったら解体撤去をしてですね、何か物騒な縄を張ったような現状でありますので、その棟の方が出られたときは速やかに風紀のええようにしていただきたいと思っております。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

できるだけ平成26年度の早い時期に撤去解体して適正な管理をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

奥田君。

○3番

それでは1番は結構です。2番お願いします。

○議長

2点目。健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の２項目めの健康長寿奈良県ナンバーワンを目指すについてお答え申し上げます。

奈良健康長寿基本計画では、平成２５年から３４年の１０年間で、１０年後の健康寿命を男女とも日本一にすることを目標にしています。健康寿命とは、奈良県では６５歳と起点とした平均自立期間を指し、平均余命から平均要介護期間を引いて算出いたします。平成２４年の奈良県男性の平均健康寿命は全国第５位、近畿で２位となっております。女性につきましては１９位、近畿で１位でございます。ちなみに、平群町では男性の健康寿命は県下で１５位、女性では２２位となっております。急速な高齢化が進む中、健康長寿のまちづくりを進めるために、昨年１２月にスローガンを募集しました。１５人、３７首の応募があり、検診を受けて延ばそう健康長寿と決定いたしました。このスローガンは３月号広報にも掲載し、今後ホームページや各種チラシ等にも活用していきたいと考えております。さらには、健康寿命を延ばすために、要介護とならないための予防と機能訓練の取り組みの推進や、若くして亡くならないための適時適切な医療の提供が求められます。このようなことから、運動や食生活の改善、生きがいづくり等の健康的な生活習慣の普及啓発、要介護原因となる疾病の予防や早期発見と検診後の保健指導、要介護とならないための介護予防教室や機能訓練、早世原因となる疾病の減少のためのがん、心臓病、精神疾患等の早期発見や予防の健康教育など、さまざまな健康資料も活用する中で取り組んでまいります。そして、健康部門の単独だけではなく、保険、医療、福祉、介護、運動等、総合的、一体的な連携を図りながら、住民参画の健康づくり２１計画の推進によって、若いころからの健康づくりの推進はもちろんのこと、住民協働のまちづくり、健康づくりを推進するためにも、さまざまな活動の場づくりの提供も含め、総合的に推進していきます。元気で長生きな健康長寿の実現を図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

奥田君。

○ 3 番

一生懸命にこういうふうなことをいろいろな面から考えてくれたはる結果、いい成績でいられるということを判断しております。先ほども質問の中に一つあったように、やはりね、健康長寿のためには平群町の施設を無料にするとかいう件もありましたけれども、やはり仲間と交流することによって、一人ぼっちにならないように、私も含めて楽しく過ごせるようにしていただきたいということを念願しております。スローガンの標語にも僕も応募しましたけども、

落選しましたけど、そのように一生懸命にスローガンもしていただきまして、力を入れていただいているっちゆうこと、よくわかりました。今後もよろしくお願いします。

これによって僕の質問は終わります。

○議長

奥田君の一般質問をこれで終わります。

続きまして、発言番号5番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております5項目について質問させていただきます。

1項目めは、認知症対策の推進強化について質問いたします。私たちの暮らしている日本の国は最長寿国で、平均寿命を見ると男性79歳、女性86歳、平均83歳であり、サンマリノやスイスに並び世界一です。これは、世界最高水準にある我が国の医療技術や国民皆保険によるところが大きいと言われておりますが、反面、厚生労働省の調査によると、高齢化に伴い、65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で、2012年時点で約460万人に上り、さらに認知症になる可能性のある予備軍と言われている軽度認知障がいの高齢者も約400万人と、65歳以上の高齢者の4人にお1人が認知症もしくは軽度認知障がいと推定され、急増をしております。今後2025年には認知症が人口の4%を占めると推定され、認知症及び軽度認知障がい高齢者が今後毎年毎年増加していきます。本町においても相当の認知症高齢者がいると思われれます。今後、団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年を見据え、高齢者が認知症や重度の要介護状態になっても可能な限り住みなれた地域で暮らせるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体で支える地域包括ケアシステムの構築が急がれます。認知症は早期に対応すれば病気の進行を遅らせることができます。対策にどう取り組むかが重要な課題になっております。早期診断、早期対応に向けた医療、そして介護サービスを充実させることが重要であります。そのようなことから、厚生労働省は2012年9月、新認知症対策5カ年計画を策定し、認知症高齢者の早期発見、早期対応と早期診断を柱とした、住みなれた地域で生活できる体制を整える新たな認知症対策として、医療機関及び介護従事者の認知症対応力の強化を図る等々、これら全てについて、2013年度から2017年度までの5カ年間で行うと発表いたしました。通称をオレンジプランと言われます。この新認知症対策の柱としては、発症時から専門チームによる高齢者への認知症専門の看護師さんとか保健師さ

んが在宅訪問する初期集中支援チームを創設し、地域包括支援センターに配置していくというものであります。この支援チームは、かかりつけ医などから情報を得て認知症の初期段階の高齢者宅を訪問し、必要な在宅ケアの提供や医療機関、介護サービスなどを紹介するのが目的です。それから、もう一つの柱は身近な認知症疾患医療センターの整備です。認知症にかかれた方が早目に対応して医療、介護につなげていくということです。ほかにも、これらの人々を地域で支えていくためには、まずは多くの人に認知症を正しく理解し、適切な対応につなげるような取り組みが必要であり、その取り組みとして、できる範囲で手助けをする認知症サポーターの養成を行っており、受講した人が手首にオレンジ色のリングがつけられております。厚生労働省では、5年後の2017年までに600万人、2025年までに1,000万人までこの認知症サポーターを増やす目標を設定されていますが、奈良県では、平成25年9月時点でキャラバンメイト687名、サポーター2万8,777名で、市町村窓口が設置されているの31市町村です。また、認知症の人や家族への支援のための取り組みとして、認知症の本人、家族、専門職、地域住民など、誰でも参加できて和やかに集う認知症カフェの取り組みも少しずつ広がっており、全国各地で広めていく計画です。また、若年性認知症、18歳から64歳で発症する認知症の総称であります。65歳以上の老人性認知症と同様、アルツハイマー病や脳血管型などもあり、物忘れ、言語障がいなどの症状があらわれ、患者数は全国で推計約4万人とされています。一家の働き手を失い、経済的な問題を伴うなど、高齢者の認知症とは違った多岐にわたるサポートが必要となります。患者、家族を取り巻く支援のあり方も重要です。高齢化の中で増え続ける認知症への本町の取り組みをお伺いいたします。

まず一番、認知症高齢者の実態と今後の推移について。2点目、認知症予防の取り組みと、認知症サポーターとキャラバンメイトの現状と、認知症サポーターの養成講座の開催をについて。3点目、認知症高齢者支援のためのグループホーム、デイサービスの推移について。4点目、地域包括支援センターと連携した専門チームによる訪問活動について。5点目、地域で身近な認知症治療拠点と相談窓口について。6点目、若年性認知症患者、家族へのサポート体制について。

大きな2項目めは、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種助成の早期導入をについて質問いたします。昨年12月に、高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種化が公明党の強い主張で国で決定をいたしました。肺炎球菌は高齢者の肺炎の原因の多くを占めることから、接種の努力義務のないB類の位置づけで、予防を促すものですが、全国の自治体の半数が既に助成制度を導入しており、いまだ

導入していない自治体に助成を促すものと考えます。国は、最初の5年間は対象65歳、70歳、75歳など5歳刻みとして、5年以内に1回接種できるようにするようです。接種費用は同じB類の高齢者向けインフルエンザワクチンと同様、多くの自治体で一定の自己負担が求められる見通しです。昨年12月議会でも一般質問する中、先進自治体の実施しているものにつきましては、対象者を65歳を、それから、接種費用の半額助成を基本として上限を4,000円としている自治体が多くあります。何分にも予算編成中ということでもありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げますという答弁でありました。しかし、新年度の当初予算には計上がなされていません。平群町は、先ほどもございましたが健康長寿奈良県一を目指されているということですが、最近もご高齢の方が体調を悪くされ、入院されていましたが、回復され、もう少しで退院というときに肺炎になり、尊い命を落とされました。このようなことは身近でも多くお聞きします。このように肺炎による高齢者の尊い命を守るためには、本年秋からの定期接種化を待つのではなく、早急に接種費用の助成をすべきではないでしょうか。また、国のいう対象者ではなく、町単費で、先進自治体のように65歳以上の全ての高齢者を対象にすべきと考えます。平群町の高齢者の尊い命を守ることを最優先に考え、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

大きな3項目めは、がん検診受診率向上のための無料クーポン券の配布継続と、コールリコールのさらなる推進をについて質問いたします。厚生労働省は、この5年間、乳がん検診と子宮頸がん検診の無料クーポンを受け取っても受診しなかった女性を対象に、2014年度から2年間かけ、無料クーポンを再発行して受診を呼びかけ、受診率向上に取り組む方針です。同時に、手紙や電話などで改めて働きかけ、受診を後押しします。この未受診者への個人勧奨と再勧奨を行う制度をコールリコールといいます。受診率80%のアメリカや87%のニュージーランドなど、受診率の高い国ではこの制度を導入をしております。受診率が20%しかない日本にとっては大変に参考になる取り組みです。池田市では既に取り組み、成果を上げられております。平群町でも取り組んでいただいております。厚労省は当初、5年間でクーポン券が全員に行き渡ったことを理由に検診対策予算を縮小する予定でしたが、公明党の強い主張で新たにコールリコールが始まり、40歳になる助成に乳がん検診、20歳には子宮頸がん検診の無料クーポンの配布をされます。本町においても、住民の健康と命を守るため、検診受診率向上のために鋭意ご努力をいただいていることは高く評価をしたいと思います。本町のがん検診受診率50%を目指す取り組みについてお伺いをいたします。

まず1点。各種がん検診受診率の推移と課題について。2点、がん検診の受診勧奨事業であるコールリコールの取り組みによる本町の成果と今後の取り組みについて。3点、新年度の無料クーポン券配布事業、20歳、40歳再発行の内容と、対象人数と、スケジュール等についてお伺いします。

大きな4項目めは、ヘルプカードの普及推進をについて質問いたします。あるお母さんが、私には自閉症の障がいがある子どもがいます。この子どもがやがて1人で社会参加できるようになったときに、災害や事故に遭遇しても、周囲の人が支援の手を差し伸べてくれるようなまちをつくってほしいと訴えました。手にはそのお母さんたちが手づくりで作成したヘルプカードがあり、そこには家族の連絡先や自閉症への支援方法などが詳細に書かれておりました。障がいは、身体、知的、精神、発達障がい、内部障がいなど多種多様であり、社会の中で困難に直面したときに、このままでは助けを求めても誰も気づいてくれない、支援を必要としている人に行政の手が届いていないのが実態です。ヘルプカードは、障がいや難病を抱えた人が、障がいの特性や具体的に必要な支援内容、緊急連絡先などをあらかじめカードに記入するものです。本人が持ち歩くことで、緊急災害時などの困った際に提示して周囲からのスムーズな支援が可能となり、日常的な不安を取り除く効果があります。全国の自治体でヘルプカードを作成、配布する動きが広がっています。そのような観点から、平群町におきましても作成し、必要な方に配布してはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

大きな最後の5項目めですが、新園子ども園で病児・病後児保育の導入をについて質問いたします。子どもが病気にかかり、保育園で預かってもらえない、でも仕事は休めない、働くお母さんに最も多い悩みの一つであります。症状がおさまっても医師の許可がなければ登園できないこともあります。一層核家族化が進み、夫婦共働きを選択する家庭や、母子家庭、父子家庭など、家族のあり方が大きく変化している現在においては、病児・病後児保育は利用ニーズが年々高まっております。県内では、病児保育が3自治体、病後児保育が4自治体で実施されております。病児保育は、保護者がどうしても仕事を休めないとき保護者にかわって病気の子どもをお世話してくれ、病後児保育は、病気が治っているものの普通の保育を受けることが厳しい回復期の子どもを親にかわって世話をしてくれます。ただし、実施に当たっては医療機関との連携など難しい課題も多いことは理解をしていますが、来年4月に新園子ども園が開園されることから、多くの保護者から病児・病後児保育の導入をしてほしいと要望をされています。検討すべきと考えますが、いかがお考えかお伺いをいたします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

それでは、1項目めの認知症対策にかかわりまして6点に分けて質問を頂戴しましたので、お答えをさせていただきます。

まず1、平群町の高齢者数は2月末現在で6,453人、高齢化率は33.01%となっています。前期高齢者が3,749人、後期高齢者が2,671人です。介護認定者は65歳以上の方997人、これは昨年4月現在の数字です。認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方が460人おられます。全国では280万人の認知症高齢者がいるというふうにされており、平成37年には470万人に達すると見込まれています。これは65歳以上高齢者の約1割に当たり、要介護認定を持っている65歳以上の方の約6割に当たります。平成37年には平群町の高齢者数が6,521人、高齢化率36.9%と推定をされており、うち前期高齢者が2,366人、後期高齢者が4,155人というふうに推定しております。認知症高齢者は約700人となるというふうに予想をしております。今後増加する認知症高齢者に適切に対応するためには、議員御指摘のとおり、医療、介護、生活支援等が包括的に行われるよう、包括支援センターの体制整備等も含めて進めていくことが急務となっている状況でございます。

次、2ですが、地域包括支援センターにおいて、一次予防、二次予防の取り組みとして介護予防教室やサロンを開催をしております。運動やリハビリ、認知症疾患の学習会を開いたり、さまざまな機会を設けています。定期的に開催することで外出、交流の機会となり、閉じこもり予防にもつながっているというふうに考えております。プリズムめぐりにおいても運動教室等を開催をし、同様の取り組みを進めております。認知症サポーターは、現在、奈良県で開催されている認知症サポーター養成講座を受講した職員が福祉課、包括支援センターにおります。また、認知症サポーターを養成する講師となり得るキャラバンメイト、これについては社会福祉協議会に2名、民間事業者にそれぞれ1名ずつということで、計4名おられるというふうに町内の数については把握をしております。町独自で講座を開催することは、いま現在できておりません。で、次年度開催をするということで、現在準備を始めているところでございます。

次、3番目でございます。現在町内には認知症高齢者向けのグループホームが4カ所、定員52人でございます。認知症対応型のデイサービスが1カ所、定員12人ということで整備をしております。平成26年2月現在の利用者は、グループホームが40人、デイサービスが9人です。平成26年4月からグル



ープホームが1カ所、定員9人増える予定です。認知症対応型のデイサービスは当初25年に1カ所増設する計画でしたが、参入する事業者がなく、いま現在整備に至っておりません。第6期以降の計画で再度検討したいというふうに考えているところでございます。

次、4番目ですが、いままでの認知症施策の問題点として、一つには早期受診、対応の遅れによる認知症症状の悪化、2番目に医療機関において認知症の人への対応が不十分、3、認知症の人が住みなれた地域で生活を続けていくための介護サービスが量、質ともに不足をしている、4、地域で認知症の人とその家族を支援する体制が不十分である、5、医療、介護従事者が現場で連携がとれた対応ができていないケースがある、などなどさまざまな課題が指摘をされています。これらの問題点を踏まえ、閣議決定を受け、今国会に上程されました介護保険制度の見直しにおいて、地域包括ケアシステムの構築に向けた認知症施策の推進が取り上げられています。国会承認されれば、平成27年度からの第6期介護保険事業計画において、各市町村が認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を設置をし、平成30年度には全ての市町村で認知症施策を実施するというふうに決められております。認知症施策については、早期からの適切な診断や対応、そして、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を、地域ごとに包括的、継続的に実施できる体制をつくるのが重要です。それを進めていくためには、保険、医療、福祉に関する専門的な知識と経験のある人材が必要であることから、平群町地域包括支援センターに専門職の認知症地域支援推進員を置き、推進員が中心となって認知症対策を進めていかなければなりません。認知症地域支援推進員は、医療機関や介護サービス事業所、その他の地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担い、認知症の方にその状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護、医療、地域サービスなどの各サービスの連携を支援します。また、地域の認知症支援体制の構築、地域の実情に応じて認知症の方やその家族を支援する事業を進めていくこととなります。あわせて、27年度から社協への包括支援センターを委託ということで、だからどうしてもそういう意味が不可欠になってきております。

5、認知症疾患医療センターとして、奈良県が指定している病院が県内に2カ所ございます。近くではハートランドしぎさん、その他、町内にも認知症専門の物忘れ外来ということで1診療所がございます。そういうふうに設けられております。専門的な相談ができるということではこの2カ所が一番身近なところになってまいり、また、地域包括支援センターでも相談を受け付けており、必要なサービスにつなげているところでございます。

6、若年性認知症ですが、県が公表しました調査報告書によれば、877人の若年性認知症患者、または疑いのある方がいらっしゃるということでございます。この調査では、町内に30代女性が1名、50代女性1名、60代男性の計3名がおられるという調査結果でございます。調査結果ではこのようになっていますが、実際に窓口等で若年性認知症を原因とした相談や各種サービス等の申請は、いま現在ございません。今後の認知症対策による周知等の取り組みにより増加していくものというふうに認識をしております。その際には、介護保険によるサービスや自立支援医療の精神通院の助成対象となる可能性があり、うつ病や統合失調症の精神障がいと同様に、障がいの介護給付や就労に係る訓練等給付及び無料相談先等が記載されているパンフ等を配布をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。まず、平群町の認知症高齢者の実態と今後の推移がありますが、現在33.01%の高齢化率ということで、要介護認定者997人、これは去年の4月ですね。今回の予算の資料説明では、この1月31日で1,105名となっておりますが、1年もたたないうちに100名を超える人が増加をされてるという実態であります。そのうち認知症、去年のデータによりましたら去年の4月現在997人のうちのそのうち462人が、半分以上ですが認知症だということで、25年ですね、2025年問題と言われますが、団塊の世代の方が75歳になられたときの高齢化率36.9%で、認知症の方が700人に上るだろうということですが、先ほども冒頭に述べさせていただきます中、軽度認知症ということも入れさせていただきましたが、平群町では現時点で軽度認知症の人数をどのように判断をされているのか、再度再質問させていただきます。

それから、認知症の予防の取り組みということですが、まず、国は認知症施策推進の5カ年計画というオレンジプランを発表しまして、去年の平成25年4月から、各自治体ではこのもとに推進をしていかないといけない。認知症施策の国が方向性を示したわけですが、いま縷々、課長のほうの取り組みをしなければならぬことをおっしゃったと思うんですが、平群町での進みぐあいですね、オレンジプランが策定されましての取り組みの進みぐあいをお尋ねします。

それから、同じくこのサポーターですね、私も昨日、奈良県のほうに、県庁

にお電話をしまして資料をいただきましたが、この認知症のサポーターとキャラバン、またこの開催ですね、大変奈良県下の自治体で最下位に近い状況なんです。いまおっしゃいましたように、サポーターはキャラバンメイトと合意しましたら、サポーターはゼロになってるんですね。キャラバンメイトさん、講習を受けられた専門の方が、いま課長、4名っておっしゃいましたが、サポーターは4名なのか、ちょっとこれ、県の資料ではサポーターはゼロとなっているんですが、隣のちなみに三郷町ではサポーターは474名いらっしゃいます。ですのでね、大変このサポーターさんですね、キャラバンメイトさん、これはやはり認知症を周知していくために、早期発見していくためには多くの町内の人たちのお手を借りないといけないということで、やはりこのキャラバンメイト、またサポーターづくりにどれだけ取り組むかということで、現在県では3万弱まで来られているそうですが、平成29年度には6万人の養成を目標とされておりますが、平群町ではわずかということです。今後どのような、何名の養成目標を立てられておられるのか、お尋ねします。

それからですね、平成26年度に認知症サポーター養成講座、いままで開かれてないけれども開いていきたいと御答弁されたと思うんですが、本当に極端に少ないサポーター数ですので、平成26年度中何回か養成講座を早急に開催すべきと思いますが、開催時期についてお尋ねいたします。先日の介護の運協にも、私も傍聴させていただきましたが、委員の方からこのような質問が心配されて出されておりました。私も同じ気持ちであります。

それから、認知症のグループホーム、デイサービス、グループ4カ所、デイサービス1カ所で、また新年度に1カ所ですね、ということで鋭意御努力していただき、事業所のこともありますので、こちらのあれですが、こういう体制づくりも今後お願いをしておきたいと思えます。

それから、地域包括センターとの連携した訪問活動ということですが、いま認知症地域支援推進員を設置するという方向で、認知症施策を推進する役割ですね、これ、本当に今後地域包括支援センターに全面、もう本当におんぶに抱っこになるようなぐらい地域包括支援センターの役割が重くなるわけなんですね。民間委託ですか、そういうことも議会には何の説明もいただいておりませんけれども、他の議員も、この質問の項目を見ましたらお2人の議員が質問をされておりますが、本当に地域包括支援センター、大きな役割を、重責を担っていただきますので、今回私は、この件につきましてはしっかりとマンパワーをしっかりと組んでいただいて、しっかりと体制をとっていただかないと、こういう専門のお力を借りないといけないものですので、そこはよろしくお願いをしておきたいと思えます。それで、認知症地域支援推進員の設置ですが、い

つごろからこれはされるのかをお尋ねしたいと思います。

それからですね、拠点はわかりました。

それから、最後の若年性認知症のサポーターですが、県下877人、県内ではいらっしゃるということで、町内に3名いらっしゃるということがいま初めてわかったんですが、そこで申請がされてないということが言われたんですが、やはりこの若年性認知症の方に対して、家族のサポーターもですが、医療でいろんな制度がありますね。その方々がそれを知らないで、全て行政というのは住民の申請主義ですのでね、それを知らないで本当に損をしてはならないのかなと、その点が心配なんです、その点どのようにお考えなのかを再質問させていただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

再質問をたくさんいただきましたので、ちょっと漏れ落ちがありましたらまた御指摘いただきたいというふうに思います。

軽度認知症の数でございます。一般的には、こういう言い方がいいのがどうかわかりませんが、正常な状況と認知症というふうに確定された方、その中間的なところにある方を指すのが軽度ということでございますけれども、いま現在、これは国が出しております推定数値、割合に基づいて計算をしますと、これは13%というふうに出しているんですが、25年4月の数字で言いますと800人ぐらい、37年、2025年段階で推測しております人口で申し上げますと850人ぐらいになるのではないかとこのように考えております。

オレンジプランに基づく体制の整備、正直に申し上げますと平群町、遅れております。先ほど報告させていただきましたように、サポーターやキャラバンメイト含めて、先ほど報告させていただきました数字が現状でございます。サポーターについては、県が実施をします養成講座に参加をすればそれで足りるという話になっておりますので、いままでも県の会議、あるいは市町村で実施をしているそういう養成講座を設けられた場合に受講された方が各市町村では大量にあるということで、たくさんの方の名前が登録をされております。平群町はまだそこまで至っておりませんので、早急にこの体制については整備をしていきたいというふうに考えているところです。

養成講座、何回するのかとうふうに質問でございます。いまのところ年何回ということよりも、まずこのキャラバンメイトとして資格を持っておりますのが町にはおりません。で、社協に2名がおる、うち1名がいま出向して包括に来てもらっているという状況ですので、この1名と社協の1名、協力を得て、

日程調整しながら開催していくということが決まっておりますけど、まだ開催時期、場所等については決定をまだしていないという状況でございます。

それと、サポーターの目標人数ですけれども、正直申しまして、多い方がいいというふうに考えてはおります。最終的には、目指す数というのは、数は決めておりませんが、各地域で受け皿になっていくボランティアといいますか、小地域ネットワークやいろんな形でかかわっておられる方を中心に、その方たち全員が受講していただければ、あるいは家族、あるいは近くにお住まいの方が受講していただければというふうに考えております。

次、支援センターのマンパワーの強化。議員から質問いただきましたように、オレンジプランの関係、あるいは認知症対応策ということも含めて、現状の包括支援センターの体制ではそこまで回りきっていないというのが正直実態です。そのことについては、包括支援センター運営協議会でもいろんな、4回開催をさせていただきましたが、都度都度申し上げてきた。それを克服していくためには、全てが全て町の正規職員、あるいは町の体制だけで補強していくというのは困難です。いま、有能な人材を社協という組織が持っております。この社協も含めて町が設立した団体です。この人材を活用しながら、町と連携をしながら包括支援センターの受け皿を強化をしていきたいという考えに基づいて、今回運営協議会のほうでも審議をいただいてきた経緯がございます。そういうことで当面体制を整えていきたいというふうに考えているところでございます。

若年性の認知症で、知らないということで損を、あるいは不利益をこうむっているのではないかといまおっしゃいました。先ほども答弁で申し上げましたが、若年性の認知症の方については、これは県の調査で判明しているだけで、町のほうではこの方の名前等、把握をしておりません。正直何も知らないということが不利益をこうむっている場合もあるかもしれません。町としても積極的にこういう制度があるということについては知らせるようにしておるんですけれども、具体的氏名等把握できておりませんので、確実に伝わっているかどうかということについては非常に難しい部分も含めてあるというふうに考えております。

○議長

長  
窪君。

○8番

ありがとうございます。まず軽度認知症の人数ですが、いまの現時点で462名の方が認知症で、また800人が予備軍ですので、いつ認知症に変わってもおかしくないという約1,262名がいまいらっしゃるということでありま

す。本当に平群町、県下でも高齢化率が大変高いです。皆さんが本当に認知症になる前の早期発見がいかにも必要か、それにはやっぱり平群町の行政がしっかりと認知症対策の推進を強化していかないといけないということを大変重く感じてるんですが、その点、再度、再々質問させていただきます。

それから、ここでも言われましたように、大変オレンジプランに対して遅れていると。これは申しわけないですが、担当課、福祉課、いろんな業務がありまして、ですがほかの自治体も一緒でございますので、この福祉だけではありませんが、健康保険課とも町内挙げて連携をとって取り組んでいただきたいと思います。そして、やはりサポーターの養成講座ですが、早急に平成26年度の開催の予定を立てていただきたいと思います。計画を立てていただいて、それをお願いしたいと思います。認知症の人を支える地域づくりが、この養成講座でサポーターの方々を増やすことによって、この地域で支えようという広がりが見せる支援がこれの一つでもありますので、よろしく願いをしておきたいと思います。

それから、申請がなくともということですが、いろんな部分で大変難しい部分があると思いますが、今後も丁寧な、今までも丁寧な対応はしていただいていることはよく存じ上げております、福祉課の窓口で。でも、しっかりと目を、耳を立てていただいて取り組んでいただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

今回の質問、正直福祉課にとっては非常に耳の痛い話やというふうに思っています。しかし、改めて福祉課としても現状を再認識できたということについては間違いございません。議員御指摘のとおり、認知症対策の強化、これは国が法律改正をするかしないかというのにかかわらず、実態としてこういう状況にありますし、平群町の高齢化率が他を抜き出で高いということも考えますと、強力に推進していかなければならないということについては十分認識をしておりますので、このことについては集中して取り組んでいきたいというふうに考えます。

オレンジプラン、確かにまだサポーター等も含め少のうございます。これについても進めてまいります。あわせて町内的に、これはやっぱり介護、あるいは介護予防、その前段にあるやっぱり段階からの健康維持、町長が言いますように健康長寿県一と、そういうスローガンと連携するものですので、このことについても健康課と連携をさらに密にしながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

養成講座の具体的な計画の策定、これは早急に進めてまいります。

若年性の認知症の関係でございますが、申請主義でありますのでわかりにくい部分もあります。しかし、県のほうが若年性の認知症であるというのを、何歳代の人が何人とかいうのを把握をしているということについては、何らかの資料も含めて県のほうでは把握しているというふうに思います。その辺のところは保健所あるいはプリズムへぐりのほうの保健師さんも含めて連携をとりながら、確認をしていきながらサービス提供できるようにつなげていきたいというふうに思いますし、県のほうも多分この数字を把握した段階で一定程度の指導もしていただいていると思いますので、いままで以上に連携を図っていきたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。福祉課の担当の職員さんだけの問題ではこれはございません。やはり平群町挙げて、高齢化率が大変高いこの平群の対策ですね、こういう一つの部分でも大変遅れているということでございます。私の身近なご近所でも、お1人暮らしで80を超えられて、何か最近おかしいなということで、後からわかりましたら何百万という詐欺に遭われて、何度も遭われているんですね。で、最後はすっからかんになられたという方を身近にお聞きをしております。それもやはり認知症、そういう予備軍ですかね、病院には行かなかったとしても、お1人暮らしでされている方がそういうふうなことになるという現状がいま多く起こっております。今後急増する認知症の人とそこご家族を地域で支え、安心できる暮らしを確保していくためにも、さらなるこの施策の強化を速やかに講じることを求めまして、次の質問に移らせていただきます。

○議 長

窪君の一般質問の途中であります。少しちょっと時間をとりたいと思いますので、3時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時15分)

再 開 (午後 3時30分)

○議 長

休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

2点目の答弁からお願いします。健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の2項目めの高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種助成の早期導入についてお答えいたします。

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種助成を、26年度より接種費用の半額助成、上限4,000円、65歳以上を対象として予算に計上し、開始する予定にしておりましたが、国の定期接種化が本年10月より開始されることが決まり、高齢者インフルエンザと同じB類疾病となることから、実施の時期につきましては、予防接種を施行令の施行日であり定期接種開始日である10月1日に合わせたいと考えております。理由といたしまして、広域での接種単価及びその他付随する手続、広域や町医師会との協議、先進自治体の状況確認、住民への周知期間が短く混乱を招くおそれがある、支払い方法も任意接種では還付になりますが、10月からの現行の定期接種の体制であれば、多くの場合は還付の手続の必要もない、さらには法施行以前の実施には健康被害の対応の問題も想定され、法施行日に統一することがベターではないかと考えております。なお、対象年齢につきましては、65歳以上の全ての方を対象とする予定であります。また、予算計上につきましては、接種金額等々決まり次第、補正予算で対応していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。新年度予算に計上されない理由をいま述べていただきました。定期接種化が発表されて、広域での手続等と医師会、近隣自治体の様子を見て、10月1日から65歳以上全ての方々を対象に高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種助成をされるということで決定をしているというふうに受けとめてよろしいでしょうか。再度確認します。

それから金額、どれだけ自己負担になるかわかりませんが、65歳以上の全ての方対象で4,000円の半額助成とした場合の、どのぐらいの補正の予算をいつ計上されるか、説明をお願いしたいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

対象といたします方につきましては、先ほど述べたとおりでございます。それから費用の問題なんですけども、これにつきましてはいろいろと先進自治体



等の状況も確認する中で、基本的に接種費用を8,000円と想定して、自己負担がどことも大体4,000円という形になっております。これから計算しまして、初年度の人数というのは想定する中で250人ぐらいであろうということをご想定いたしまして、100万円ということをご考えております。それから、これにつきまして今後国の交付税等にも算入されるということで、これにつきましては12万円ということをご想定しております。それから補正予算の計上時期なんですけども、これはどちらにいたしましても第三者との協議等があります。いまの時点で、例えば6月議会に出せるのか9月議会に出せるのかということは想定がちょっとできないということで、遅くとも絶対9月議会にはお出しして、間違いなく10月1日から接種事業を開始したいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。10月1日から65歳以上、いまの時点で自己負担4,000円として250人で100万円、定期接種化が決定をいたしましたので、交付税算入ということで12万円が減りまして、町の負担は88万円ということで、よかったかなと思います。9月か6月かの補正ということで、できるだけ速やかに住民の皆様、先ほどからずっと高齢者対策のことを質問させていただいておりますが、やはり高額でありますので、先日も受けたところだとか、できるだけ早くこのワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成してほしいという声をたくさんいただいておりますので、国のほうでは何かややこしい5歳刻みですが、町単独で、各自治体もされてるところはそのレベルを落とすはずがありませんので、いま言われました65歳以上全ての方対象にすることは必ず守っていただきたいと思っております。先ほどから健康長寿奈良一を目指すとされております。それを実現するためにも、高齢者の皆さんの肺炎にかかれるリスクを軽減するために、大切な施策を早期実施していただくことをお願いをしておきたいと思っております。

次に移ります。

○議長

それでは、3点目の答弁を行いたいと思っております。健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、議員御質問の3項目めのがん検診受診率向上のための無料クーポン券の配布継続とコールリコールのさらなる推進をについてお答え申し上げます。

まず、ご質問の1点目の各種がん検診の受診率の推移と課題につきましては、国の目標受診率が50%でございます。24年度の平群町の胃がん検診は5.8%、乳がん検診で24.9%、子宮がん検診で18.3%、肺がん検診6.8%、大腸がん検診14.4%となっております。乳がん検診以外は奈良県平均を超える数値とはなっていないのが現状であります。

次に、2点目のコールリコールの成果と今後の課題の取り組みであります。議員お述べのように、一定の成果があらわれることは承知しております。今年度10月に、未受診者に再勧奨のはがきを出しました。結果として、年度途中ではありますが、乳がん検診につきましては受診者の増加がありましたが、その他の検診につきましては、現在のところ一定の成果を得ることはできていません。次年度につきましては、さまざまな機会、手法での啓発や電話勧奨なども行い、さらなるコールリコールの徹底を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の無料クーポン券配布事業であります。国の補助金を受けて乳がん、子宮がん、大腸がん検診の無料クーポンの配布を行っていますが、議員お述べのように、乳がん検診、子宮がん検診については、補助が始まってから5年を経過したことにより、乳がんでは40歳、子宮がんでは20歳になれる方のみが補助対象者となりますが、平群町では、乳がん検診、子宮がん検診で過去5年間、無料クーポン対象未受診者に対しても受診勧奨はがきを送付し、受診希望者には再度無料クーポン券を配布する計画であります。対象者は、乳がん検診で40歳になれる方が151人、未受診者1,473人、子宮がんでは20歳になれる方が89人、未受診者1,227人を見込んでおります。スケジュールにつきましては、無料クーポン券を5月に発送し、6月から翌年2月まで使用していただくように考えております。よろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。国の目標であります50%にはびっくりするほどほど遠いと思います。予算の資料でもいただいておりましたが、大変受診率、余り変わっていないなど。少し増えて、クーポンのせいでしょうか、増えておりますが、大変平群町、受診率低いなあと大変心配をしております。それから、コールリコールによります成果ですね、余り出てないということなんですが、なぜなのでしょうかね。どのようなコールリコール、もう少し具体的にコールリコール、平成25年度から取り組んでいただいておりますが、どのような、具体的にちょっとご説明をしていただければと思います。なぜかといいましたら、先ほども言いましたように、諸外国の受診率の高い国々は全てコールリコール

を導入してるのが一般的で、日本でも池田市、大きな成果を出してるんですね。特に子宮頸がん検診の受診率が平群町と同じように例年10%前後だったのが、無料クーポンを配布して30%に上昇しているんだそうなんです。そしてクーポンが切れる3カ月前に再度受診勧奨して、10ポイント以上上昇して40%を超える受診率だと、池田市はそういう成果を上げられておまして、それで、国が平成14年の新年度からコールリコールを導入することを国が決められたわけです。で、13年度の補正予算でね、44億の当初予算が国では計上されているわけなんです。これを平群町も今後も活用していただきたいのも思うんですが、平群町、先行して取り組んでくださっているのに成果が出ていないのはどうなのかと。池田市はね、無料クーポン券の期間が迫ってますよーという再受診の勧奨のお知らせをずっとされてこういうふうな成果が出てるんですが、今後国は、全てこの50%を目指すにはコールリコールにもものすごい重きを置いてられると思うんですが、具体的にどのような対応をされてるのか教えていただきたいと思います。まずその点、お願いしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

先ほど答弁の中で申しましたように、今年度につきましては、コールリコールといたしまして未受診者の方に再度受診勧奨のはがきをお出しして、受診されるようにということで案内したということでございます。

○議長

窪君。

○8番

ていうことは、コールリコールのは、未受診者にはがきを送付をされただけということなんですね。ちょっと違いますが、特定検診はもう40%、24年も超え、25年もすごく目標値に、奈良県下の市・町ではトップの結果を出していただいておりますが、少し私も、特定検診に対する担当課の力の入れ方はすごく必死になって頑張ってくださいってことは伝わるんですね。ところが、このがん検診の受診率向上に対しては、申しわけないですが、余り、何ていうんですかね、ちょっと伝わりにくいんですが、がん検診50%を目指すために、では今後どのような対策をとったら平群町は50%になるとお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

いきなり50%とといいますと、なかなかかなり高いハードルかなというふうに思ってるんです。ただ、いまの現状、先ほど紹介しましたように、決して楽観できる数字じゃないと。ただ、先ほど議員からもありましたように、うちのほうも別に特定検診だけに力を入れているというわけでもございませんし、第5次総計の中でもがん検診というのは当然力を入れております。先ほどありましたように、今年度、再勧奨のはがきを出してこのような結果だと。一定の成果は得られてるんですけども、大きな成果は得られてないということで、次年度につきましては、電話勧奨とかその他のこともいろいろ考えながら、さらにコールリコールをアップさせていって、受診率もアップに持っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

窪君。

○8 番

では、はがきは何枚出されたのでしょうか。本年度は電話勧奨はされなかったわけですね。次年度からということですね。再度確認したいと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ちょっとすみません、枚数のほうはいまここに持っておりませんので、また後ほどよろしく申し上げます。それから今年度はですね、電話勧奨は行っておりません。そういうことからちょっとアップがそんなに望めなかったのかなというのも反省もありまして、次年度からはそういうふうなことも含めてやっていきたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

しっかりと、やはりせつかくはがき、今後電話勧奨を、もうお済みですか、なかなか検診には行きづらいわけなんです。自分の健康のためですから、誰に言われなくても行くのが筋だということですが、やはり1本の電話と、またそういうものが来たときに、みんな、ああ行かないといけないなあという啓発になりますのでね、やはり新しい新年度はこのコールリコールにしっかりと力を入れていただきたいと思います。やはりですね、検診受診率の向上には無料クーポンとコールリコールの両方の効果がやはりほかの自治体では出てるんですが、平群町では余り出てないと。ただですね、無料のクーポンが来たらやはり無料だから行こうと、ほかの他市町村では、お医者さんの話ですけれども、こ

の無料のクーポンがなかったら検診に来なかったという、そういうお声も出ているわけなんです。ですから、やはり受診率向上のためにご努力をさせていただいて、何かですね、全く成果はなかったんでしょうか。本当にしっかりと動いていただいていることはわかっておりますが、動いた分だけ、こういうお声をいただいたとかってというのは必ずあると思うんですが、お尋ねしたいと思いません。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ちょっといまのところそういう、本日ですね、そういう意見をお述べになった方というのはちょっと持ち合わせていないんですけども、ただこれはですね、どっちにしましても単年度単位じゃなしに継続的にいろんな取り組みを行っていくということが当然受診率につながっていくのかなというふうには思っておりますので、継続的にですね、またいろんな手法も取り入れる中でですね、何とか悪い受診率を引き上げていきたいというふうにご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長

窪君。

○8番

単年度やったからというてすぐ受診率が向上するということは絶対不可能なことはわかっておりますが、やはり受診率を向上させたい、50%に持っていきたい、このような決意ですね、決意と熱意がね、やはり結果となってくるわけなんです。近隣の町ですが、いま3月議会を各自治体で行っておりますけれども、近隣の町は50%を何としても目標に掲げて住民の命を守りたいということで、今回無料クーポン、前年度と同じように5歳刻みで全て無料クーポンを配布される自治体もあるように聞いております。平群町は国の方針のとおり20歳、子宮頸がんですね。本来は20歳、25歳、30歳、35歳、40歳までだったんですよ。乳がんが40、45、50、55、60までだった。これを国は20と40に、我が党がもう必死になって言いまして、全て削除される予定だったのがこういうふうを持ち直したんですけれども、そういう50%のためには執念を持って取り組まれている自治体もございますのでね、平群も20、40をそのまま無料クーポンを配布していただくことは評価をしたいと思えます。それから、全てのいままで4年間の未受診者に再発行して下さるということですので、またこの人たちに本当にちょっと執念を持っていただきまして、せっかく再発行をしていただくんですから結果が出る目標を立て

ていただきますように、これはお願いをしておきたいと思います。やはり住民の命を守るということが、がん検診50%を目標にするということがそういうことになりますので、何度も何度も先ほどから出てます奈良県一を目指されているんですから、やはり多くの仕事がありますけれども、この点はしっかりと向上に向けて努力していただくことをお願いしておきたいと思います。

○議長

続きまして、4点目の答弁に移ってよろしいですか。4点目の答弁、お願いします。福祉課長。

○福祉課長

ヘルプカードについて提案をいただきました。ヘルプカードということで、少し趣旨が違うかもしれませんが、奈良県ではたすけてカードというのがございます。これは市民団体が、主に知的障がい、精神障がい、発達障がい、または認知症高齢者等、自分の思いを表現することが苦手な人たちが日常生活でのいろんな場面に遭遇した際に周りの人にカードを提示し、その方をよく知る家族や支援者にとりあえず連絡をとってもらうことによりその方の安全と権利が守られることを期待して作成されております。同じくヘルプカードについても同様の趣旨に基づいて取り組まれているというふうに聞いております。ヘルプカードやいま申しあげましたたすけてカードは、災害時等の円滑な支援や、日常生活のさまざまな場面でハンディキャップのある方が周囲の人に対し何らかのお願いや意思表示を容易に行えるということ、周囲の方々等をつなぐツールであるというふうに認識をしております。一方で、個人のプライバシーを他人に提示する側面があり、何らかのトラブルに巻き込まれてしまうおそれもあることも懸念されます。このような危険性も十分に考慮し、障がい等の特性に応じた携帯の仕方、カードに記載する事項などを検討し、提案をいただきましたヘルプカードについても配布に向けて取り組みを進めたいというふうに考えております。同時にたすけてカードの周知についても、周知ということで同時に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。災害や難病を抱えた人たちの理解を深める、またつながりある地域づくりをするために、こういう一つのものですけれども大変自分の助けになりますので、いま課長のほうからヘルプカードの配布、県のたすけてカードの配布を実施してまいりたいという御答弁をいただきましたので、積極的に進めていただくことを要望しておきたいと思います。

それでは、次に移ります。

○議 長

5点目の答弁。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、5点目、新園での病児・病後児保育に関します御質問にお答えさせていただきます。

御質問の中にもありましたように、県下では病児保育3カ所、病後児保育4カ所で実施がされております。病児保育の3カ所につきましては、全て医療機関において実施されています。全国的にも利用ニーズが高まっており、実施施設は増加の傾向にあります。主に実施されている施設におきましては、病気のお子さんを預かるということから1施設5人程度の受け入れであり、一度に多くの子どもを預かる施設ではないというふうに捉えております。実施している施設では、医師の診断後に保育実施可能かを判断し、保育可能ならば保育を行うという流れになります。そういう意味でも、病児保育の実施につきましては医療機関との緊密な連携が必要となります。また、病後児保育につきましては、対象年齢については病児保育と同様で、実施の保育所ではおおむね同様の対応として、体温37.5度以上、下痢、嘔吐がある、明らかに伝染病の疑いがある場合、骨折等の外傷でも回復期の確認がとれない場合、こういった場合には利用不可ということになっております。病児・病後児保育ともに、実施に当たっては、専用スペースとして通常の保育室とは別の隔離した形での保育室が必要となり、人的配置としまして、利用人数3名につき1人の保育士、利用人数10名につき1人の看護師等が必要とされております。そういったことも含めて、新園での病児・病後児保育の完全実施につきましては、現時点の判断としては課題やハードルも高く、困難というふうに考えております。なお、現保育所、はなさと、南の保育園の対応状況につきましては、2園、両園ともに入所児童を対象に園としての医師の委嘱は行っておりますが、いわゆる病児・病後児保育対応としての十分な医師との連携や専用スペースの確保まではできておりません。しかし、病後児保育と同等に近い対応を行っており、そのことを入園決定者に対する説明会において文書で周知を行っております。新園におきましても、こうした現行の保育対応を堅持することを基本に考えていきたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○8 番

ありがとうございます。以前から何回か質問させていただいておりますが、

やはり新園を待ち望まれている方もたくさんいらっしゃると思うんですが、やはり冒頭言いましたように、病気に、少し熱が出たら仕事を休まないといけない、見ていただく人がいないと、これは大変今後の社会のあり方というんですかね、大変大きな課題になるわけなんです。県下でもまだまだ少ないですけども、いまおっしゃったことはよくわかります。病児保育は医療機関との連携が、大きな市では病院等々ありまして、また施設のスペースも要りますけれども、連携がとりやすいです。だから、連携がとれないからですね、いま困難だと病児につきましておっしゃいましたけれども、では町内に大きな病院の施設がないから今後もずっと困難だと言いつけるのかと、これでは本当に子育てしやすいまちにはならないと思いますのでね、やはり県にも要望をしていただきまして、広域でね、こういう病児、1施設5名程度といいますが、やはり広域でも何か前に、できないということは誰でもすぐ言えるんですよ。でも、何とかつくるために努力をしていただきたいと思いますと思うんですが、その点、病児につきまして再度後答弁をお願いしたいと思います。

それから病後児保育ですが、本当にいま、はなさんと現園につきましては、きっちりとした完全実施はされてないが病後児保育にしては同等の対応をしていただいているということは私も認識しております。本当に各園の皆様には感謝をしておりますが、ただですね、入園をしましてから文章で示されると、子どもさん、ご兄弟がいらっしゃる方は引き続きわかりますが、新しく入られる、また入所を選択するに当たりましてそういう文言をやはり一文ですね、やはり入れていただきたいと思いますと思うんですね。全然知らなくて引っ越してきて、病後児・病児はここはないんやなあ、じゃあ別のところ行かんと、こういうことも出てきますのでね、募集要項にね、やはりその病後児保育の同等の対応をしていることは明記をすべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

1点目の、今後もずっとこんなというふうないわゆる否定的な話でなく、充実したものについていうことの建設的な方向でということで、例えば、いま議員提案いただいた広域体制の構築等々につきましては、町としましても県に、おっしゃられたように要望等々もやっていきたいなというふうに思います。

それからもう1点、現保育園でやってる内容についての周知につきましても、現在は、先ほども申し上げましたように入園者にそういう話をしておりますけれども、入園後だけでなく、新入園児の募集時も含めて周知を行っていくという方向で関係課とも調整をとっていききたいと思います。



○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。病児保育、生駒市ではされておりますが、町のようなものではなかなかできてないところがたくさんあることはよく理解しておりますので、やはり広域で、こういうときこそ広域で連携をとっていただいて、県のほうにスペースの確保、病院でもやはりスペースをつくらないといけませんし、人の人的な費用もかかりますので、しっかりと、近隣の町もみんな悩まれていると思うんですね。しっかりと、これはまた今後質問させていただきたいと思いますので、前向きに進めていただきたいと思います。

それから、病後児保育については募集要項にも掲載をしていくということで、しっかりと、入園をしやすい、入園をしてもらいやすい、そういう表現の仕方をお願いをしておきたいと思います。子育てのニーズ調査もですね、課は違いますが終了され、いよいよ子ども・子育て会議が開設されますが、やはりこの新園、来年4月開園ということで、子育てしやすい平群町の環境を整えていく、大変この病児・病後児保育も重要な施策でありますので、さまざまな子育て支援の充実に努力していただくことを要望をいたしまして、私の一般質問を以上で終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

ここで時間延長いたします。午後6時までとします。

続きまして、発言番号6番、議席番号9番、山田君の質問を許可いたします。  
山田君。

○9番

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きしたいと思います。住民票、印鑑証明等の休日ほか時間外交付について、西小学校跡地の利活用について、大きく2点、お伺いします。

まず1点目は、住民票、印鑑証明等の休日ほか時間外交付についてお伺いします。この質問について私は、若い世代の定住促進という観点から、これまで19年6月議会、20年3月議会、20年12月議会と3議会において、若い世代のニーズに応える休日等の住民票、印鑑登録証明書等の交付、取得について質問してまいりました。20年12月議会では、時間外発行のニーズやアンケート実施につきましても質問に対し、時間外発行については数回の要望があったが、住民要望を知るためのアンケートをとる考えも予定もないといった答

弁があり、自動交付機は3,000万円と高額であるが、長期的に見ても自動交付機設置によって窓口業務の人員削減による人件費の抑制などの効果も期待できるのではとの提案に対しても、検討は行っていないとの、検討する考えもないような答弁でした。その上、当時私の指摘により、ホームページに住民票や戸籍の郵便による交付申請手続が記載漏れしていたことが明らかになりました。郵便交付の送付方法については、平成20年5月に住民基本台帳法、戸籍法等の改正があり、本人である確認というのが特に義務づけられ、窓口での本人確認も慎重に対応されている中、普通郵便での送付で問題ないのかとの私の指摘に対して、普通郵便か簡易書留等にするかは申請者の意向で対応しており、特に書留にする必要はないと、財政再建まっしぐら、住民サービス、行政改革は二の次のようなあきれた答弁でした。しかし、現在もいまだ住民票等、郵便交付申請のホームページの手続案内には、返信用封筒について普通郵便か簡易書留等を選択する文言は記載されていない状況になっていますが、個人情報保護の観点から、トラブルはこれまで発生していないのでしょうか。次に、印鑑証明書交付については、休日受け付け、書留等の郵送交付にできないのかとの質問に対しては、印鑑証明は申請者に安全、確実に交付することが特に必要であり、郵送で交付するものではないという答弁でした。最近いろいろな自治体、市町村では、若い世代、住民のニーズに対応していくため、これまでの業務携帯にとらわれない住民サービスの提供に取り組んでおられるようです。私が確認しただけでも、泉大津市、枚方市、和泉市等では、日曜日の発行業務だけでなく、窓口業務の時間延長による発行業務や、金曜日の電話予約での土曜日交付、電話予約による平日及び土、日曜日の午後10時までの発行等の交付サービスに取り組んでおられるようです。そのほか、自動交付機設置による休日交付対応が、斑鳩町、王寺町、田原本町でも実施されています。自動交付機は現在も設置するお考えはないのでしょうか。本町では現在も、印鑑証明書交付については平日来庁し、業務時間内に窓口で取得する以外に方法がなく、それ以上のサービスを提供する気持ちはないという考えに変わりはないのでしょうか。なぜできないのでしょうか。なぜしようとしらないのでしょうか。方法によっては法的な問題もクリアできると思いますが、個人情報保護から見たトラブルのおそれがあり、できないのでしょうか。人件費等、財政的な問題があり、できないのでしょうか。やる気がないのか、やりたくないのか、できない理由をわかりやすく明瞭簡潔に御答弁をいただきたい。

大きな2点目は、西小学校跡地の利活用についてお聞きします。この件については、昨年11月2日の地域公聴会に続き、去る2月23日の日曜日、商工会館におきまして、西小学校校区及び近隣自治会を対象に地域説明会が開催さ

れました。その説明会で町は、法的規制や建物の構造規制、土地等の権利の整理が困難なことの制約を説明し、売却、賃貸などの民間活力による展開を視野に入れることは困難なため、原則として町有施設として跡地利用の検討を行う方針を示し、意見を求める説明会であったようですが、何を求められた説明会であったのかは私にはよく理解できませんでした。町としては、昨年11月2日の地域公聴会に続き開催された意図、また成果としてはどのように分析されているのかお聞きします。次に、土地等の権利の問題ですが、説明会の中でも、町有地以外に7カ大字の共有地と民間6名の共有地等が含まれており、整理が困難であるとの報告でした。それでは、町は土地地権者との協議、土地の整理は今後どのようにされるお考えなのでしょうか。また、校舎の大部分は補助金の活用により平成13年に耐震工事が完了していますが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法に抵触することはないのでしょうか。また、地域説明会当日に町から示された活用案としては、記念館としての利活用、歴史資料館としての利活用、6次産業化の推進拠点としての利活用、福祉団体への施設貸与と四つの案を示されました。また、同時に複合施設としても検討していく考えのもと、26年度町予算において基本計画立案を実施するための費用を計上すると明記されています。民間等、学校誘致については検討されないのでしょうか。資料説明の中には、本格的な跡地利用が早期に実現できるように、国、奈良県等の関係機関に理解と協力を求めるため、積極的に働きかけを行ってまいりますとも記されていますが、本当に時間がないと思います。手を加えないで放置すれば、二、三年後には荒廃、グラウンドは草だらけ、ガラスは割られ、建物を存続すること自体が防犯上問題になり、解体しなければならなくなります。校舎棟だけでも延べ床面積3,050平方メートル、解体費用だけでも坪6万円とすると約6,000万円、その上プール等の外溝部分や、解体時に適正に処理しなければならないアスベスト含有建築資材が含まれていれば、1億円以上の費用が町単独費として必要になってくると思われまます。そこで私は、説明会でも意見として出ていましたが、庁舎としての利用を提案します。現在の庁舎は必ずしも耐震性に優れているとは言えず、大規模災害時に十分な機能が発揮できるかどうかは定かではありません。役場庁舎は災害時には対策本部としての機能が十分発揮される必要があります。運動場は駐車場として利用し、庁舎機能だけでなく、現在示されている活用案の複合施設としても活用でき、総合グラウンドでの町行事、イベント開催時、そのようなときには駐車場としても利用可能になります。ただ、利便性の問題はありませんが、アクセスとしては、現在のコミバスに加え平群駅とシャトルバスを配備し、朝夕は認定子ども園や未解決の樫原、越木塚地区の子どもたちのスクール

バスとして運行させることで、さまざまな問題が解決できると考えます。住民票交付などの窓口業務は出張所等を現在の庁舎部分、または平群駅付近に配置することで解決できます。財源の問題としては、単純に改修工事費坪50万円としても約4億5,000万円必要になってきますが、それこそ国、奈良県等の関係機関に理解と協力を求め、本年度創設された100%起債、うち70%交付税算入の緊急防災・減災事業債等の適用される可能性のある補助金等を模索し、進めていく考えです。その上、現庁舎の跡地を売却すれば約3億円の歳入も見込めることとなります。現在、奈良県においても高校跡地を各地区の総合庁舎として利活用されています。平群西小学校跡地利活用基本計画検討業務に700万円ものお金をかけ、無駄な検討をするより、庁舎移転のためのさまざまな検討に公費を費やすほうがより賢明だと考えますが、いかがでしょうか。

以上、大きく2点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の住民票、印鑑証明等の休日ほか時間外交付についての御質問にお答えいたします。初めに、郵送請求の返信用封筒についてですが、戸籍または住民票の郵送につきましては、ホームページに普通郵便か簡易書留かを選択していただけることを記載していなかったもので、掲載するようにいたしました。郵送を普通郵便とされるか簡易書留とされるかは、請求される方の希望に応じまして住民票に記載された住所に送付しているところで、このことでのトラブルは発生していません。

次に、住民票や印鑑証明等の自動交付機は現在も設置する考えはないのかとの御質問ですが、このことにつきましてはこれまでも御質問いただいていたところで、自動交付機の導入には約3,000万円ほどの費用が必要であることから、現状の財政状況では困難であるとお答えしてまいりました。現在、自動交付機の設置におきましてはこのようなことでありますが、いま担当といたしまして模索しているところですが、いま国の動向といたしましては、国民マイナンバー制の導入が計画されているところです。その際に、マイナンバーカードに住民票や印鑑証明を発行できるシステムを同時に導入できないか、さらに費用についての軽減が図れないかなど、今後の情勢を見ていく中で、他の自治体の取り組みも参考にして、自動交付機の設置について調査研究してまいりたいと考えています。

続きまして、印鑑証明の簡易書留による郵送交付ができないかのご質問ですが、印鑑証明の交付につきましては、印鑑登録処理事務要領並びに平群町印

鑑の登録及び証明に関する条例におきまして、印鑑登録証を提示しない限り証明書の交付はできない、そして、交付を申請する者は印鑑登録証を添えて書面で行わなければならないものとしており、申請があった場合は印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、申請が適当であるかどうかを確認して、申請のあった方に交付をするものです。このようなことから郵送による申請を認めていないもので、簡易書留による郵送によつての交付はできないものでございます。

以上です。

○議 長

山田君。

○ 9 番

明瞭に簡潔に再質問したいと思うんですけども、まず、普通郵便での住民票の返送に当たつてのトラブルは発生していない、よかつたなあって思います、素直に。要は勝手に他人の免許証なんかをコピーして、郵便を送るのはその人の住所ですけど、いち早くポストを盗めば要はとりやすかつたでしょ、いままではね。そういう意味で、本人に簡易書留かどうか選ぶこともちゃんと明記していただいてということで、それは一定そういう問題をこちらのほうから投げかけて本人に選択していただくという意味では、それはやっけていただいてよかつた。トラブルはなかつたことはよかつたかなというように思いますが、本来、窓口で本人を確認して、本人と免許証を照合してまでやつてる業務でしょ。それ、いままでやつたことがおかしかつたんではないかということ指摘はしておきます。やっぱりしっかりと本人に行き渡るような手続を、行政としては促す手続をしていただかねばならない、それをやっけていただいたということで、まあよかつたと思います。

質問としては端的に簡単でございます。要は自動交付機なんですよ。各市町村、大変努力されています。先ほど簡単に言いましたが、幾つか挙げさせてもらいます。泉大津市では金曜日の電話予約で土曜日の受け取りをしています。これは住民票です。で、日曜日に印鑑証明、住民票の発行業務をやられている。枚方市では市民サービスセンターで午後8時まで窓口業務の時間延長と、土、日、祝日の窓口業務で発行業務をされている、印鑑証明も含めて。和泉市では第2日曜日に住民票、印鑑証明を発行。電話予約による平日、また土、日の午後10時まで住民票を発行している。休日に受け付けボックスによつて受け付けした後、開庁日に処理して郵送による交付をされている。住民票です。少し遠くなると浜松市では、15時までにインターネットを使つて予約をすれば、その日の5時30分から23時まで守衛室で住民票が受け取れる。香芝市では

文化センターにおいて土曜日 9 時半から 4 時半まで交付対応。印鑑証明も含めてです。斑鳩町では自動交付機、平日、休日とも 8 時から夜の 8 時まで住民票、印鑑証明が取得できる。王寺町では自動交付機で 8 時半から 19 時まで、夜 7 時まで。田原本町では 8 時半から 20 時まで、土、日、祝日ともです。印鑑証明と住民票が受け取れる。残念ながら、郵便による確かに印鑑証明の交付をしている自治体は見つかりませんでした。しかし、住民票や戸籍に関することはいろんなサービスを考え、各自治体が提供されています。これは何のためか。若い世代の要望があるからでしょ。高齢者の方、第一線からリタイアされた方は平日でも簡単に取得できるわけじゃないですか。いかに若い世代のニーズに応えるかということで、各自治体、市町村はいろんな工夫をされて、それぞれの特色を出して若い世代を呼び込もうとしているわけです。ところが、残念ながらアンケートもとらない、声も聞かない、自動交付機は 3,000 万円かかるからお金がない。人件費の抑制になるんでしょ。例えば、自動交付機を利用していただいたら通常の手数料より少し安く取得できるとかいうと、そちらに流れるわけじゃないですか、ATM と一緒で。それによって 1 人でも少なく配置できれば人件費の抑制につながる。それが何年かたてばすごく大きな効果になる。私の感想ですがね、若い世代に喜んでいただくために、幾ら土地を提供していただいたからといってホテルの里に町単費 2,100 万円を捻出されるのであればね、若い世代を呼び込む一つの材料としての 3,000 万円は決して高くないと私は思います。それはそれで町長のお考えですが、そういった意味で、これも大事、あれも大事、もちろんそうでしょうが、私は優先度としては、自動交付機を設置するほうがこらからのまちづくりにとっては優先度が高いのではないかとというのが私の考えです。若い世代を呼び込むために 3,000 万円のお金が大変だというのであればね、いろんな知恵を出して、私が言ったように例えば日曜日に来庁していただいて、宿直、守衛の方が免許証等をコピーして、印鑑証明の登録証などもコピーして、それから開庁時に業務を行って、簡易書留で本人に郵送するとかいうサービスの提供もできるんじゃないかと思いますが、若い世代の定住促進という観点も含めて、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

再質問でございますが、若い世代の定住を図るという意味合いでは、確かに住民戸籍事務の観点からいいますと、利便性を高めるといのは大変重要なところではございます。ただ先ほど申しましたように、実施として、町としてど

う考えていくかというところは十分検証もしなければならないというところがございます。自動交付機や、またその他の自治体でも取り組みをされているところをご紹介していただきました。町としても、その点につきましては十分参考にしながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

もう少しつけ加えて申し上げます。いま先ほども申しましたように、時代の流れ、国の動向というのは、マイナンバー制の方向が計画されているところがございます。その際にナンバーカードに住民票や印鑑証明を発行できるシステムに同時に取り組めないかというところは、十分検討しているんですか、模索をしていきたいというふうに考えているところがございます。それにより若い世代といいましようか、利便性の高まる方向にも持っていけるようなことが考えられるかっていうふうなところも検証していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山田君。

○9番

国の動向も見ながらということで、よくちょっと私も理解できませんでした。住民票が住民カードで他の市町村でとれるように、印鑑証明をとれるようになるのを待つということなのかもわかりませんが、要は若い世代の定住促進を促すためにも、何をアピールするかでしょ。今回の固定資産税の減免措置についても、アピールでしょ、乳幼児医療についても。現実に、王寺町では住民票をとれたのに、印鑑証明をとれたのに、こっちへ来るととれないんですかということは何も聞いたわけですよ。比較されてるんですよ。そういった意味で、何度聞いても同じ答えだと思いますが、印鑑自動交付機を設置して、それをアピールしていくのか、また違った方法でスピーディーに、住民票でもいまの郵送によって送っていただいて郵送からまた郵送で返すという時間のかかる方法じゃなしに、いろんな各市町村が行われてるようにスピーディーに対応できるようなことを考えていくのかということをしつかりと考えていただきたいということをお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長

2点目の答弁をお願いします。政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、議員2点目の御質問でございます。大きな2点目の御質問ということで、西小学校の跡地利用についてでございます。細かく5点ということで御質問いただいております。ちょっとそれぞれ担当課がございますので、私のほうより、1点目の地域公聴会並びに地域説明会の部分並びに民間等の学校誘致についての検討という部分で、その2点につきまして御答弁申し上げます。

1点目の地域公聴会に引き続き地域説明会が開催された意図と成果というところでございます。昨年11月に開催をいたしました地域公聴会においては、町が跡地利用の計画を示す前に地域の皆様方のご意見をお聞きするということが目的に開催をさせていただきました。その公聴会におきまして、参加いただいた方からの意見といたしまして、町のほうからもやはり具体的な利活用計画を示していただきたいということ、また、地域の意見集約並びに意見聴取を大字・自治会を対象に持っていただきたいというふうな御要望がございました。これを受けた形で、2月の23日でございますが地域説明会を開催をさせていただきました。町といたしましての考え方や、これまで議会のほうからも種々意見をいただいておりますので、そういったものを集約いたしまして、出席をいただきました関係大字・自治会の方に説明を行ったところでございます。また、あわせて御出席を賜った方々からさまざまな意見や御提案をいただいたところでございます。

次に、成果という部分でございますが、西小学校の跡地利用につきましてはまだまだ入り口の議論でございます。ただ、こういうふうな地域公聴会並びに説明会を開催をしたということで、地域の方々が非常に関心を持っていただいたということ、また、それぞれの会議の中で非常に建設的な意見交換もできたのではないかとこのように思っておりますので、今後計画を策定していくに当たりまして、これが一定の成果であったというふうに認識をしております。

次に、小さな4点目ということで、民間等学校誘致について何か検討されたのかということでございます。この部分につきましては、若干過去の経過ということでまず申し上げたいというふうに思います。一昨年のご事情でございますが、実は西小学校の跡地利用について、大阪の私立の学校法人のほうから問い合わせがございました。流れといたしましては、その学校法人から依頼を受けました金融機関のほうに代理人ということになりまして、西小学校の買収並びに賃借ができないものかということでの問い合わせがあったところでございます。この件につきましては当然再編というのが決まっておったところでございますので、町内で縷々検討を行ったところではございますが、協議や一定相手



のある話でございますので、調査を進める中で、双方の条件等の精査をした上で検討いたしました。やはり結果といたしまして合意には至らなかったというところがございます。先般2月の23日に開催をさせていただきました地域説明会の中でも、町の考え方ということで、利活用案、先ほど議員がお述べになられました四つの利活用案なりについて御提案をさせていただきました。その背景でございますのは、今回先般のその学校法人との経過を踏まえた検討結果ということでございますが、やはり民間等への売却であるとか一括した賃貸借につきましては、土地の所有権等の問題が解決していない現状ではなかなか現実的な対応ではないというふうなことがございましたので、まずは公の利用ということで、町のほうが何か主体的な事業展開を持った上での利活用を考えていくということを主眼に置いての計画であり、また説明になったかというふうに理解をしておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、私のほうからは、2点目の西小学校跡地の利活用についての土地権者との協議及び整理に関する御質問についてお答えさせていただきます。

西小学校の用地の中には、御承知のとおり昔からのいきさつもありまして、大字名義及び個人所有名義を含んだ状況がございます。したがって、今後西小学校を閉校し再利用を検討するに当たっては、その整理もしていかなければならないというふうには考えます。ただ、登記関係等々、明治時代のものも含めまして相当古い過去にさかのぼっての事案でもあり、権利関係も複雑になっておりますので、整理には相当な困難が予想されるというふうには考えてます。とはいえ、町としてもこれら権利関係の整理に向けた努力はしていかなければならないと考えておりますので、今後慎重に対処してまいりたいというふうに考えております。

それから3点目です。学校以外の用途への使用が適正であるか、いわゆる適正化法との関連の御質問であったと思いますが、これにつきましては、財産処分上、文部科学大臣へ、学校以外の用途への有償もしくは無償での転用、貸与、譲渡、取り壊しのいずれかを行う際、適正な報告及び承認を行った上であれば適正というふうにされております。また、廃校後の利活用に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律にかかわる部分の中で、国庫補助事業完了後10年未満の財産を処分する場合は、国庫納付金への納付を行わなければならないという問題がありますが、平群西小学校につきましては平成13年

に大規模改造事業を行っておりますので、補助金の取り扱いに関しては問題ないというふうな認識をしております。文部科学省の廃校後の利活用に関する方針につきましては、体験交流施設、福祉施設、文化創業施設等への転用も認めておりまして、施設の利用目的に応じた補助制度の活用を推奨しているため、平群西小学校の跡地利用につきましては、教育施設の転用のみでなく、今後町に必要となる施設の利活用も視野に入れ、使用目的に応じた利活用を考えてまいりたいというふうに考えてます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

山田議員の小さい5項目めの庁舎としての利用につきましての御質問にお答えいたします。跡地利用につきましては、ただいま議員が述べられたとおりでございます。その中でも、平群西小学校跡地利用に関する地域説明会の場においても報告いたしました。議員御提案の庁舎ということにつきましても、昨年地域説明会を開催した中でいろいろの意見が出され、その中でも庁舎としての利活用の意見も出されたところでございます。庁舎としての利活用につきましても、貴重なご意見として、一つの選択肢として検討する事項に加えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

山田君。

○9 番

ありがとうございます。順次、再質問を行います。

まず1点目、公聴会の意図と成果なんですけど、広く住民の意見を聞き対話するということは悪いことではないんですけどね、専門家でもないのにね、いきなりでね、これはだめです、あれはだめですといった中でね、なかなか意見は出ないでしょうし、私は特に、建設的な意見も出たというお話だったけども、なかなか意見も皆さんが出しにくい中での説明会で、特に大きな成果はなかったんではないかなって私は思いますよ。本当にこれは自己満足ではないかなと思います。この点については答弁は結構ですけど。

2点目ですね、土地の協議と整理ですよ。このまま放置するのは当然行政としてよくないし、少ない地権者の方もおられます。ただ、置いとくわけにはいかない。明確にも場所がなっていない。いろんな道路のほうに明確にその必要な面積を集めてですね、それを明確に明示をしてですね、分けるということも一つの選択方法だと思うんですが、返還やね、大字の自治会の部分もありま

す。そういう意味では権利関係もいろいろありますが、今後の使用目的によってはですね、返還すると、また寄附もしていただくことも含めてね、交渉する必要があると思うんですけども、ほっとくわけにはいかないというお話があったんですけど、ちゃんとそれについて権利関係も含めて整理をしていくんですか、いかないんですか。よくわかりませんでしたので、その点についてはもう一度答弁お願いします。

それから3点目、私のほうでの3点目です。民間、学校以外のような適化法の話なんですけども、要はいろんな制度の中で、10年もたってることもあるし、使用目的によっては問題はないというふうな答弁だったと思うんですが、売却するとなったときに、ちなみにですね、それが関係することもあるわけですよ。全てに対して問題ないわけじゃないですよ。それをちょっと、わかりづらかったんでもう一度答弁お願いします。

それから学校誘致ですね、民間等の学校誘致。私も民間等の学校であれば一つの魅力的であって、環境もいいんで、意義もあるということも考えたんですね。そういう意味では庁舎としての提案もしてるんですけど、期限を設定した上でね、学校についてのまた模索することも必要かなと思うんですが、そういう意味で、先ほどは向こうのほうから一昨年、私立学校法人から問い合わせがあったというお話やったんですけど、例えば地元国会議員等も通じて文科省に問い合わせとかされたんですか。こういうのんで探されてるところはないんですかとか。ただね、それは合意に至らなかった理由が、土地の権利の問題があっでできなかったんであればする必要もないんですが、いまのお答えいただいたのがよくわからない。合意に至らなかったというのはわかるんですが、土地権利のほかの問題があっで、町としては貸借なり売却がその学校法人にできないのでお断りしたのか、いろんな条件の中で合意できなかったのか、双方の条件面で。それがいまの答弁ではよくわからなかった。条件面の話でこれから土地も整理していきますよ、そういう意味で前向きに学校を考えていくんであれば、文科省に問い合わせすべきだと思うんです。だからその点をお聞きしたい。

3点目ですね、庁舎としての利用の提案なんですけど、町からの提案される作業所とか事業所というのは理解はできるんですよ。ただ、資料館や記念館だけではね、本当に人なんか集まらないと思います。庁舎とか住民が行く用事があっで、そこに記念館や資料館があるんであれば、また理解を深めるためにも見ようとされるけど、わざわざ、申しわけないですけど日本全国からそれを見たいがために来るような資料とか、ないと思うんですよ。そのためにね、それだけをあんな山の上のほうにつくってもね、私、人は集まらないと思います。例えば、6次化産業のための施設ということで複合施設もおっしゃってますけ

ど、それは加工、販売等やったら加工するために目的で行くんであって、それで資料館にまで寄ろうかということにはならないと思うんです。先ほど登壇の上でお話ししたんですけど、防災・減災事業債、これね、要はもう一度言いますけど、小学校のI s 値というのは、耐震診断のI s 値というのは基本的には0.6と言われてるんですよ。0.6で通るんですよ。ところが、小学校についてはそれよりも高い基準にしようということで0.7。ほか防災施設になってきますと0.6の1.5倍、0.9というI s 値が必要になってきます。防災施設、朝でしたかな、昼一番でしたか、太陽光パネルも含めて防災の基地というんですか、防災の森というんですか、それを体育館のところに作るという中でね、その近くに防災の拠点である庁舎を持っていくというのは理にかなってると思うんですよ。0.9のI s 値を満足しようとするとも再度耐震補強しなければならない。そのときに、利便性のために壁をぶち破るとか、説明会のときに壁はいらえないとおっしゃってましたけど、そのときに壁をぶち破るとか、いろんな計画をすればね、十分耐震補強の補助要綱に乗ってくると思うんですよ。庁舎はこの防災・減災事業債は使えるはずですよ。今後いつまで続くんかわかりませんが。そういう意味では私はすばらしいと思うんです。いまいろいろ問題になってるスクールバスについても、先ほど言いましたようにシャトルバスとして、無料バスですよ、当然、それを平群の駅から常に役場と結ぶということで利便性のクリアもできる。災害時の対応ができるというふうに思うんです。ただ、『月刊奈良』に町長も先ほど言いましたことを掲載されていましたが、現実にはね、現実には何をするかということ、いまの現実をしっかりと認識して、将来をしっかりと見据えた構想を持っていただきたいと思うんですよ。そのためにね、平群西小学校の跡地に700万円というお金をかけて活用の基本計画検討業務に入られる。700万円って、1人が1年間十分な費用なんですよ。その中身についても、いろいろここに資料でいただいたんですけど、いろんな各部署でできることが十分あると思うんです。コンサルにね、平群の何がわかるんですか。まず何にするか、それをみんなで話し合っ、それができるかどうかをコンサルに検討してもらおうんやったらまだわからなくてもいいですけど、一からコンサルに何を願うんですか。できるかどうかのハードルを、可能か不可能かをコンサルにやってもらったらまだわかります。そのための提案をしてもらったらわかります。一からコンサルに700万円もお金をかけて、これはあくまで予算ですけど、それだったらまず職員の方々に知恵を絞っていただきたい。そういった意味で、私は庁舎を進めていくということでまず検討をしていただきたいと思いますが、再度御答弁をお願いします。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず、今後地権者との権利関係について整理していこうとするのかしないのかっていう改めでの再質問であったと思います。これにつきましては先ほども申し上げましたとおり、かなり古い案件でもありますし、複雑な権利関係になってるかなということが予想されますんで、そうは簡単にはいかないとは思いますが、先ほど議員がおっしゃったような寄附なんかも含めて、地元大字なんかもかなり含んでますんで、そういったことも視野に入れながら、関係地権者とは協議も含めてしていかなければならないと思いますけども、基本的には整理していかなければならないもんだというふうに考えております。

それから適化法の関係ですけども、これにつきましては、基本的には、法的には例えば売却譲渡の場合につきましても、10年以上を超えてる部分については、これは大臣への承認申請が必要ということになりますけども可能で、この場合、承認がとれるんでしたら国庫納付が必要とされないと、返還が必要とされないというふうに聞いてます。ただしこの場合、一定額の基金積みが必要というふうな話、そういう制約があるということです。いま現在町が進めようとしておりますように、町の施設として転用とかいうふうな形でいく場合につきましては、これも10年以上経過しているものにつきましては、これは大臣への報告のみで、返還義務はないというふうなことでございます。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

私のほうから、民間等の協議についてといいますか、誘致活動等についての協議結果についてということでの再質問であったかと思えます。先ほど申しましたように、過去に民間の学校法人のほうからそういった問い合わせがあったということでございます。結果として合意にはいたらなかったという部分、また、合意に至らなかった大きな理由っていいのですが、やはり土地の所有の問題等々で、それをもって、その学校法人が施設を買収であったりとか一括的な借地っていうのが、これは困難やということが大きな理由でございました。その交渉の中といいますか話し合いの中で、じゃあ、そういうふうな売却なり賃借がダメならっていうふうな協議もいたしました。当時その学校法人のほうから町のほうにございました要求といいますか中身でございますが、一定それで借りたり所有したりができないんやったら、いわゆる通常の施設としての利活用、いわゆる体育施設であったりとかといったようなイメージなんですけど

も、そういうふうな一定の期間一定のお金を出して借りるようなことはできないかっていうことなんですけども、それにつきましても、いわゆるいまの西小学校の設備でしたら、なかなかその学校法人の要求に合うような施設にはなっていないということでしたので、要望といたしましては、学校施設についても平群町がみずからの費用で一定の増改築を行った上で、その学校法人が必要なときに賃借をさせていただけるような施設としての利活用ができないかというふうな御提案もあったんですけども、なかなか非常に、ある意味都合のいい話ですので、町も財政的なもの、また賃借といってもそんな専用的なとか優先的な使用を一定の学校法人に認めるというわけにもなかなかいかないという経過がございましたので、町のほうから、それではちょっとなかなか意向には添えないですねということで、このお話が立ち消えたといえますか、お返事をしたというふうな経過がまずございます。そういった条件の中で、やはり今後そういうふうな民間なり学校等の誘致っていうのは、特にやはり学校施設でございますので、学校が来てくれればという思いは強く持っているわけなんですけども、なかなかそういった基本的な部分での整理っていうのがなかなかできないと、抜本的な誘致活動っていうのもしがたいのかなというのは、この一件を踏まえての教訓として我々も持っておるところでございます。

あと、この学校を庁舎としての利活用の部分での再質問でございます。委託料の部分のことも出ましたので、私のほうからちょっと御答弁申し上げますら、ご承知のように今般平成26年度の予算におきまして、700万円の委託料ということで、この西小学校の跡地利用のこれからを検討していく業務ということでの計上をしております。これにつきましては先ほど議員がお述べになられたように、基本的にはどういう施設、この施設でしたら市街化調整区域にある学校施設という建物が利活用できるのかどうかっていうのをまず検討するための業務でございますので、そういった使用用途の基本的な策定業務ということで考えておるところでございます。ですので、一から業者に投げてとか、業者に利活用の方法までを決めてくれとかいうふうなものではございませんので、一定どういうふうな活用方法がよいのかということのある程度選定した上で、いわゆるできるものとできないものを精査しながらやっていくような計画づくり、基本方針を立てていくような業務としていきたいというふうに考えております。価格につきましても700万ということでございます。何分予算ベースの話でございますし、予算の積算においては一定業者からの見積もり等々を参照させていただいたわけでございますので、当然執行の段になりましたら、精査しながら安価で執行できるような努力っていうのは常々やっていかなければならないということは十分承知しておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

先ほども答弁申し上げましたとおり、庁舎ということについての利活用につきましてもですね、貴重な御意見として承ってまいりたいと考えております。特に議員が御提案いただきましたような、財源面での減災・防災に係るような有利な地方債等々の制度もあるということもございますので、当然こういった庁舎としての利活用につきましても、一つの選択肢として、先ほどの答弁のとおり利活用の選択肢の一つとして考えてまいりたいと思います。

○議 長

山田君。

○ 9 番

学校の先ほど言った適化法と、土地の今後のことについてはもう答弁いただいたんでそれで結構ですが、学校のことについてはですね、学校の誘致をして学校が来ていただくのはいいということで、なかなか合意に至らなかった理由も説明していただいた。そういう意味でも、いろいろ困難はわかりますけども、土地の整理は困難なのはわかりますけども、しっかりと困難に立ち向かってですね、先を見ても整理をしなければならないと思うんで、しっかりと整理を、町の方針として全町挙げて土地の整理をしていただいでですね、時間はないですが、先ほど言いましたように、ほっとけば廃墟になって解体費に1億以上かかってきます。そういう意味では土地を整理してですね、学校の誘致も含めて進めていっていただきたいと思うんです。庁舎のことについては、いま先ほど言うように一つの提案ということがあったんですが、基本計画に700万もかけるのであれば、まずそれを私は第一に考えて、できるのかできないのか、現実的にどうなのか、将来的にどうなのかということも検討をまずしていただきたいということをお願いしておきます。

それからね、最後に、町長も、『月刊奈良』を読ませていただいて、その中にもね、夢を語っていただくことはいいことですが、他校の生徒たちの合宿所にも活用したい、それはしょっちゅう来てくれればいいですよ。でも現実的に来ないでしょ。それを町が維持していくのはどんだけのお金がかかるんですか。それを言うならば、県に買い取ってもらおうとか、県の施設として利用してもらおうことですよ。私は現実的なことをしっかり見ていただいてですね、夢も語っていただきたいですけど、時間ないですよ、西小学校。ほっとけば廃墟です。しっかりと検討をしていただくことをお願いを申し上げて、私の一般質問を終

わります。

○議 長

それでは山田君の一般質問をこれで終わります。

あと4名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、あ  
す改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議ないと認めます。

本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4時53分)